

令和4年第4回宇城市議会定例会 会期及び審議予定表

会期14日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
11月30日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 議案第92号の上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 報告第16号から諮問第5号までの24議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月1日	木	休 会	○ 議事整理
12月2日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（豊田、河野（真）、原田、吉良） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月3日	土	休 会	○ 議事整理
12月4日	日		○ 市の休日
12月5日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（河野（正）、中山、福田、三角） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月6日	火		<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（嘉古田、坂下、村上、高本） ○ 議案第81号から議案第99号までの質疑 ○ 請願第3号の追加上程・質疑 ○ 議案第81号から請願第3号までの委員会付託 ○ 諮問第3号から諮問第5号までの質疑 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月7日	水	休 会	○ 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）
12月8日	木		○ 議事整理
12月9日	金		○ 議事整理

12月10日	土	休 会	○ 市の休日
12月11日	日		○ 市の休日
12月12日	月		○ 議事整理
12月13日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第81号から請願第3号までの委員長報告・ 質疑・討論・採決 ○ 諮問第3号から諮問第5号までの討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

11月30日(水)

令和4年第4回宇城市議会定例会（第1号）

令和4年11月30日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 議案第92号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | | 専決処分の報告について（報告第16号及び報告第17号） |
| 日程第6 | 議案第81号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第7 | 議案第82号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第83号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第84号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第85号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第86号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第87号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第88号 | 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第89号 | 宇城市個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第90号 | 宇城市個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第91号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第93号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第94号 | 宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第95号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第20 | 議案第96号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第21 | 議案第97号 | 財産の取得について |
| 日程第22 | 議案第98号 | 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第23 | 議案第99号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数 |

の減少及び規約の一部変更について

- 日程第24 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏）
日程第25 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）
日程第26 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏）
日程第27 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勲君 |
| 13番 高橋佳大君 | 14番 高本敬義君 |
| 15番 溝見友一君 | 16番 園田幸雄君 |
| 17番 福田良二君 | 18番 河野正明君 |
| 19番 入江学君 | 20番 豊田紀代美君 |
| 21番 中山弘幸君 | 22番 石川洋一君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君
総務部次長 舩井貴男君	市長政策部次長 福田真治君

市民部次長	星 津 章 博 君	福祉部次長	平 松 洋 介 君
保健衛生部次長	井 住 寿 宏 君	經濟部次長	中 川 裕 二 君
土木部次長	平 木 恵 一 君	教育部次長	植 野 修 君
三角支所長	佐 藤 幹 雄 君	不知火支所長	木 下 秀 典 君
小川支所長	竹 口 則 和 君	豊野支所長	赤 星 徹 君
市民病院事務長	坂 本 優 子 君	上下水道局長	木見田 洋 一 君
会計管理者	西 村 光 代 君	監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君
農業委員会事務局長	岩 竹 泰 治 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（溝見友一君） ただいまから、令和4年第4回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、9番、永木誠君及び10番、山森悦嗣君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日11月30日から12月13日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの14日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（溝見友一君） 日程第3、諸報告を行います。
議長の諸般の報告として、お手元に配布しておりますように、まず1ページから8ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和4年7月分から10月分が提出されております。
主な公式行事については、9ページのとおりです。
次に、陳情書等について申し上げます。去る11月18日の第15回議会運営委員会において、机上配布と決定した3件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、新型コロナウイルス感染症の状況について報告します。
県内では、徐々に新規感染者増加傾向にあり、市職員も同様の傾向にあります。第8波到来の危険も叫ばれておりますので、引き続き、国県と連携した対策を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されている季節性イ

ンフルエンザのワクチン予防接種費用に関する一部助成事業も継続して実施してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況を報告します。

11月22日火曜日現在、3回目接種は73.3%の方が終えており、4回目接種は44.8%の方が終えていらっしゃいます。

11月14日月曜日から5回目接種を開始し、また11月19日土曜日からは、6か月以上の乳幼児を対象としたワクチン接種を開始するなど、今後も、刻々と変わるワクチン接種に関する最新の情報について、広報紙やホームページ等で発信してまいります。

次に、物価高騰対策商品券並びにマイナ商品券について報告します。

11月1日火曜日から、販売及び交付を開始しました2つの商品券について、11月29日火曜日現在、物価高騰対策商品券は78.5%を販売、マイナ商品券は27,279人の方に交付しております。

販売及び交付の期限は、12月26日月曜日までとなりますので、お忘れのないよう御注意いただきたいと思っております。12月26日月曜日までです。

次に、マイナ商品券と関連するマイナンバーカードの状況について報告します。

11月13日日曜日現在の本市の交付率は42.4%であり、まだまだ交付率向上のための取組が必要な状況です。

一方、申請率は59.4%であり、マイナ商品券事業を含む集中キャンペーンの効果が現れていると実感しております。

国が行っているマイナポイント第2弾の期間が12月末まで延長されたことに伴いまして、12月は休日申請サポートの実施日を2日から4日に倍増させ、更なる申請件数の向上を目指します。

次に、本庁舎のリニューアルについて報告します。

令和2年度から実施していた本庁舎の災害復旧工事及び大規模改修工事が、本日終了する予定です。

内容は、1、非常用発電設備を災害時対応型に改修、2、施設案内表示を分かりやすいサインへと改修、3、窓口カウンターを車いす対応でプライバシーに配慮したものに改修、4、個別相談室と授乳室を新設、5、情報一元化のためのデジタルサイネージを新設しました。

さらに、リニューアルに併せて、1、対面式セミセルフレジを本庁市民課及び各支所窓口の計5か所に導入、2、マイナンバーカードを使用した各種証明書発行ができるキオスク端末を、本庁及び各支所の計5か所に導入、3、税や料金など、市発行の納付書による支払いのための公金ステーションを本庁に導入します。

これにより、更なる市民サービスの向上と感染症対策が可能となります。今後は、セミセルフレジにキャッシュレス決済を導入するなど、引き続き、デジタル技術を活用した市役所サービスの利便性向上に取り組んでまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第92号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第4、議案第92号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、先議の申出がっておりますので採決まで行います。

まず、市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日からの令和4年第4回市議会定例会では、大変お世話になります。

まず、提案しますのは、先議をお願いする議案です。条例案件として、宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正1件でございます。人事院勧告に伴う関係条例の改正となります。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

この案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（溝見友一君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第92号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集40ページ、説明資料集39ページをお願いいたします。議案第92号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、一般職の国家公務員等の給与改定に準拠し、議員等の期末手当及び一般職の職員の勤勉手当額等の改定を行うものです。

改正の主な内容を説明します。

期末手当及び勤勉手当の支給額の改定。議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、年間3.25月分を3.30月分に、年間0.05月分引き上げます。職員の勤勉手当については、年間0.10月分を上げます。なお、再任用職員及び特定任期付職員の勤勉手当については、年間0.05月分の引上げとなります。

月例給の引上げ。民間の初任給との間に0.23%の差があること等を踏まえ、

一般行政職の大学卒業程度に係る初任給を3,000円、高校卒業程度に係る初任給4,000円引き上げます。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定を行います。また、その他の給料表について、行政職給料表（一）との均衡を基本に改定をいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第92号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第92号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第92号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第92号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第92号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第92号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 専決処分の報告について（報告第16号及び報告第17号）

日程第6 議案第81号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第82号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第83号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

- 日程第9 議案第84号 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第85号 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第86号 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第87号 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第88号 令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第89号 宇城市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第15 議案第90号 宇城市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第16 議案第91号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第93号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第94号 宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第95号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第96号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 日程第21 議案第97号 財産の取得について
- 日程第22 議案第98号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第23 議案第99号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第24 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について(宮川 晴子氏)
- 日程第25 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について(西田 英代氏)
- 日程第26 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について(川島 ひとみ氏)

○議長(溝見友一君) 日程第5、専決処分の報告について(報告第16号及び報告第17号)から、日程第26、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について(川島ひとみ氏)までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長(守田憲史君) 次に提案しますのは、報告案件として専決処分の報告についてを2件、予算案件として令和4年度宇城市一般会計補正予算など8件、条例案件として宇城市個人情報保護法施行条例の制定など5件、その他案件として、工事請負契約の締結など5件、最後に、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦についてを3件、合わせて23件をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 専決処分の報告についてから諮問第5号までの提案理由の説明が終わりました。

まず、専決処分の報告について（報告第16号）の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集8ページから9ページをお願いします。報告第16号公用車による物損事故に係る損害賠償の専決処分の報告について説明します。

令和4年8月23日に、宇城市小川町江頭355番地先交差点を左折しようとした際に、直進中の相手方車両に接触し破損させたため、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は59,444円です。

この損害賠償金については、全国自治協会自動車事故共済保険から補填されています。

以上で、専決処分の報告についての説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第16号の詳細説明が終わりました。

次に、専決処分の報告について（報告第17号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集10ページから11ページをお願いします。報告第17号専決処分の報告について説明をします。

令和4年10月14日に、職員が、本庁舎周辺草刈りを実施した際、草刈り機の刃で飛ばした小石等が、本庁舎北側駐車場に駐車していた相手方所有の自家用車のフロントガラスに直撃し、ガラスが破損したため、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は13万7,181円です。

この損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第17号の詳細説明が終わりました。

これで、専決処分の報告について（報告第16号及び報告第17号）を終わります。

次に、議案第81号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第81号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。資料は、別冊の令和4年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算書の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,450万円を追加し、予算総額を356億3,745万円としています。また、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を併せて行っております。

補正の内容につきましては、原油価格高騰による公用・公共施設に係る電気料や

物価高騰による工事費等の増額、上下水道事業会計に対する赤字補填金の追加、人事院勧告に伴う人件費の調整などについて予算の対応を行うものです。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入は、款15国庫支出金から款22市債までの歳入科目について、紙面のとおり補正をしております。

3ページをお願いします。歳出は、款10災害復旧費と予備費を除く全ての歳出科目について、3ページから4ページにかけて紙面のとおり補正をしております。

5ページに移ります。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、公用自動車購入事業ほか5件の事業とその限度額について、紙面のとおり補正をしております。

6ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、保険料の認知症高齢者等個人賠償責任保険料ほか32件を、7ページにかけてそれぞれ追加をしております。また、2変更では、印刷製本費の議会広報印刷製本費ほか6件を、8ページにかけて紙面のとおり補正をしております。

9ページに移ります。第4表、地方債補正です。1変更で、消防施設整備事業費ほか2件について、紙面のとおり補正をしております。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

15ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節17備品購入費944万3千円は、豊野支所の29人乗りマイクロバス購入費の補正です。現在の車両は29年間使用しており、エンジン等の故障が頻発するため、車両を買い替えるものです。財源は、ふるさと応援寄附基金を活用します。

同じく、目6企画費のVリーグ機構地域連携事業負担金60万円は、令和4年1月に連携協定を締結したフォレストリーグズ熊本の公式戦に対し、プロスポーツ市民招待事業を実施するもので、財源は、ふるさと応援寄附基金を活用します。

16ページをお願いします。同じく、項2徴税费、目1税務総務費、節12委託料の固定資産評価業務委託料622万4千円は、課税強化対策として、未登記の課税漏れ物件約250件の家屋評価を業務委託するもので、不足する予算を補正しております。

20ページをお願いします。款3民生費、項4児童福祉費、目3子ども・子育て支援費、節18負担金補助及び交付金311万3千円は、令和3年度の国補正予算で実施していました、学童保育の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金の事業期間が本年9月末までとなっており、10月以降、年度末まで継続して補助するために必要な経費を補正しております。財源は、国3分の1、県3分の1の子ども・子育て支援事業費補助金に、市が3分の1の負担をして行う事業でございます。

続いて、22ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目6上水道費、節18負担金補助及び交付金4,715万円は、上水道高料金対策費などの基

準内繰出としての補助金になります。また、下段の節23投資及び出資金の水道事業会計出資金3,117万5千円は、基準内繰出としての出資金が117万5千円、水道事業会計の決算見込みによる赤字補填の基準外繰出としての出資金が3,000万円となります。

続いて、26ページをお願いします。款7土木費、項5都市計画費、目2下水道費、節23投資及び出資金で1億5,669万1千円を補正しております。このうち、下水道事業会計の決算見込みによる赤字補填の基準外繰出としての出資金は1億6,000万円となります。

27ページに移ります。款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節1報酬で1,580万6千円を補正しております。消防団員と機能別団員の年額報酬の見直しに伴う補正となります。

今回の補正予算においては、人事院勧告に伴う人件費の調整、原油価格高騰の影響による電力入札の不調に加え、電気料金の高騰による光熱水費の補正を各費目で行っております。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源については、歳出予算において説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

13ページをお願いします。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で3億1,885万6千円を補正しております。歳入歳出予算の財源調整になります。

続いて、款21諸収入、項6雑入、目5雑入で、後期高齢者医療市町村負担金精算金1,886万7千円を追加しております。令和3年度決算に伴う負担金の返還となります。

以上で、議案第81号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第81号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第82号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第83号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案第82号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をします。資料は、別冊の宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ246万6千円を減額し、予算の総額をそれぞれ81億7,138万8千円とするものです。

まず、歳入について説明します。6ページをお願いします。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金1 6万5千円の増額は、国民健康保険システムの改修に伴う費用に係る特別調整交付金の増額です。全額補助です。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金1 4万3千円の増額は、人件費の見込額の見直しに伴う一般会計からの繰入金の増額です。

同じく、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金2 77万4千円の減額は、歳出予算の財政調整基金元金積立金の減額に伴うものです。

続きまして、歳出を説明しますので7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費3 0万8千円の増額は、歳入でも説明いたしました人件費の見込額の見直しに伴う人件費の増額1 4万3千円と、国民健康保険システム改修業務委託料1 6万5千円の増額です。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 財政調整基金積立金2 77万4千円の減額は、補正第2号で計上した元金積立金を減額するものです。

以上で、詳細説明を終わります。

引き続き、議案第8 3号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をいたします。資料は、別冊の宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1 0億6 3 9万4千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので7ページをお願いします。

款4 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 事務費繰入金5万8千円の増額は、人件費の見込額の見直しに伴う一般会計からの繰入金の増額です。

続きまして、歳出を説明しますので8ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費5万8千円の増額は、職員の出産に伴い、会計年度任用職員を任用することに伴う報酬等の増額3 5万6千円と、人件費の過不足の調整による減額2 9万8千円となっております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第8 2号及び議案第8 3号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第8 4号令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第8 4号令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をします。資料は、別冊の令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）で、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ

710万円9千円を増額し、予算の総額をそれぞれ76億9,921万4千円とするものです。

歳出の主なものをから説明します。9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項2地域支援事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費686万4千円を増額は、介護予防生活支援サービス利用者が増加していることにより、事業費負担金見込額を増額しております。

次に、7ページ、8ページの歳入について説明いたします。

歳出で増額いたしました介護予防生活支援サービス事業費の負担割合に応じまして、第1号被保険者保険料、国及び県補助金、市繰入金のそれぞれを増額し、歳出の負担金と同額を増額しているものです。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第84号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第85号令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○教育部次長（植野 修君） 議案第85号令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。資料は、別冊の令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）の1ページをお願いいたします。

第1条、奨学金特別会計予算に債務負担行為を定めるものです。2ページをお願いいたします。令和5年度から導入を予定しております奨学金返還金のコンビニ収納の導入に伴い、債務負担行為を計上するものです。期間は、令和5年度から令和6年度、限度額は、基本料金を含め手数料45万4千円を計上しています。

以上で、議案第85号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第85号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第86号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第87号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第86号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）について、詳細説明します。資料は、別冊の宇城市水道事業会計補正予算（第3号）、1ページをお願いします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款水道事業収益で4,715万円を増額しています。これは、繰出基準に基づく一般会計からの補助金の増額となります。

同じく支出では、第1款水道事業費用で914万5千円を増額しています。主な理由としましては、電気料金値上げに伴う各施設の動力費の増額及び一般会計同様、

本年度の人事院勧告に基づく人件費の増額となります。

2ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。収入において、第1款資本的収入で3,117万5千円を増額しております。水道事業運営における運転資金確保等のための一般会計からの繰出基準内及び基準外の出資金の増額となります。

同じく支出では、第1款資本的支出で600万円を減額しております。建設改良費における量水器購入費の入札差額等、不用見込額の減額となります。

次に、第4条、債務負担行為です。追加で、水道施設使用薬剤購入の期間、限度額を設定しております。

3ページに移ります。上下水道料金コンビニ収納代行手数料ほか4件について、紙面のとおりの期間及び限度額を変更しております。

以上で、議案第86号の詳細説明を終わります。

続けて、議案第87号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明します。資料は、同じく別冊補正予算書、宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）、1ページをお願いいたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款下水道事業収益で3万8千円を増額しています。内訳となります第1項営業収益、第2項営業外収益、いずれも繰出基準に基づく一般会計からの補助金等となります。

同じく支出では、第1款下水道事業費用で875万8千円を増額しています。主な理由としましては、水道事業会計同様、電気料金値上げに伴います各施設の動力費の増額及び本年度の人事院勧告に基づく人件費の増額となります。

2ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。収入において、第1款資本的収入で1億5,669万1千円を増額しています。財政基盤の充実を図るため、建設改良等の目的として行う一般会計からの繰出基準外の出資金増額となります。

同じく支出では、第1款資本的支出で319万9千円を減額しております。主に、企業債元金償還金の確定に伴う減額となります。

3ページに移ります。第4条、債務負担行為です。追加で、農業集落排水使用料及び下水道受益者負担金コンビニ収納代行手数料について、期間、限度額を設定しています。

同じく廃止では、下水道管理システム保守業務委託ほか1件を廃止、また変更では、放流水消毒剤購入ほか3件について、紙面のとおりの期間及び限度額を変更しております。

以上で、議案第87号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第86号及び議案第87号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第88号令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂本優子君） 議案第88号令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。資料は、別冊の宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）、1ページをお願いします。

今回の補正は、国民健康保険宇城市民病院の廃止に伴う医療機能再編計画が地域の合意を得たことにより、県の病床機能再編推進事業補助金（補助率2分の1）を活用して、外来診療機能の承継に必要な医療機器の導入及び電子カルテシステムの拡充、並びに人事院勧告等による人件費の調整を行うものです。

予算の総額について御説明します。

第2条、収益的収入及び支出です。収入において、第1款病院事業収益の既決予定額に補正予定額600万円を増額し、収入予定額を3億7,361万4千円としています。支出では、第1款病院事業費用の既決予定額に補正予定額574万3千円を増額し、支出予定額を4億7,406万5千円としております。9月に補正した電子カルテ導入業務委託料に、院内のシステム構築費等600万円を追加し、全体事業費を1,200万円としています。財源は、県補助金600万円を見込んでおります。

2ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。収入において、第1款資本的収入の既決予定額に補正予定額400万円を増額し、収入予定額を9,596万9千円としています。支出では、第1款資本的支出の既決予定額に補正予定額800万円を増額し、支出予定額を1億3,408万4千円としています。市民病院では未整備であった血液検査機器、ホルター心電図等の医療機器購入費800万円を追加し、財源は、県補助金400万円を見込んでいます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、人事院勧告等に伴う人件費の減により、職員給与費として補正予定額25万7千円を減額しています。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第88号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第89号宇城市個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第91号地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集12ページをお願いいたします。議案第89号について説明します。

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に対しても施行されます。

これにより、これまで独自ルールで条例を制定していた地方公共団体に、全国共通のルールが適用されることとなります。

このため、現行の宇城市個人情報保護条例を廃止し、新たに法から委任された事項等を規定する宇城市個人情報保護法施行条例を制定するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集17ページをお願いします。議案第90号について説明します。

従来、宇城市個人情報保護審査会は、宇城市個人情報保護条例の中で設置を規定していましたが、令和5年4月1日から改正される個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、審査会に関する規定を新たに宇城市個人情報保護審査会条例として制定するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集21ページ、説明資料集4ページとなります。議案第91号地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明します。

令和3年6月に、地方公務員法の一部を改正する法律が公布（令和5年4月1日施行）され、60歳を境に適用される制度が大きく変わることとなります。

改正の主な内容を説明します。

定年年齢の延長。令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ、令和13年4月に65歳となります。

役職定年制。管理監督職の職員は、60歳に達した日以後の最初の4月1日に、管理監督職以外の職に降任することとなります。

60歳超職員の給与水準。当分の間、60歳超の職員の給与水準は、60歳時点の7割水準となります。

定年前再任用短時間勤務制度。60歳に達した日以後に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができるようになります。

再任用制度の廃止。今回の条例改正により、これまでの再任用制度は廃止されますが、令和13年4月に定年年齢が65歳となるまでは、暫定再任用制度として同じ取扱いとして運用されます。

情報提供・意思確認制度。地方公務員法において、情報提供・意思確認制度が創設され、任命権者は、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する日以

降に適用される任用、給与、退職手当等の制度に係る情報を提供することとなります。情報提供・意思確認制度の対象者は、60歳以降に適用される各種制度を理解した上で、自らの60歳以降の勤務の意思を決定し、その意思を表明することとなります。

医療職の給料表の削除。市民病院の廃止に伴い、希望する職員については行政職に転換し、医療職は不在となることから、医療職に関する給料表を削除します。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第89号から議案第91号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第93号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集は58ページ、説明資料集は60ページをお願いします。議案第93号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

令和3年4月に消防庁が消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員の報酬等の基準を策定したことに伴い、市においても消防団と協議を重ねた結果、同様の改善を図るため、宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を提案するものです。

主な改正内容は、市消防団の年額報酬について、団員階級の年額報酬を現行の22,000円から36,500円に、機能別団員階級の年額報酬を現行の2,000円から5,000円に引き上げるものです。

以上で、議案第93号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第93号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第94号宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集の60ページをお願いいたします。議案第94号宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について説明をいたします。

本件は、宇城市立戸馳保育園の令和5年度末の閉園に伴い、市立の保育園が存しなくなることから、令和6年4月1日で、宇城市立保育所条例を廃止する議案を提案するものです。

戸馳保育園については、これまで2度の移管先法人の公募を行いましたが、いずれも運営を希望する法人からの応募がなく、施設の老朽化も年々進行している状況にあります。このことから、今後の同園の方向性について令和3年度から保護者等と話し合いを重ね、令和5年度末をもって閉園することについて関係者の理解を得ているところです。

なお、閉園にあたり、早期に転園を予定している園児の保護者に対する助成について、その制度設計を行う十分な期間が必要であることから、本議会に提案するものであります。

以上で、議案第94号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第94号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第95号工事請負契約の締結についてから、議案第97号財産の取得についてまでの詳細説明を求めます。

○教育部次長（植野 修君） 議案第95号工事請負契約の締結について説明をいたします。議案集は61ページ、説明資料集も61ページになります。

本案件の不知火小学校屋内運動場他新築工事は、不知火小学校建替事業に伴う屋内運動場及び屋外プールの新築工事となっており、令和4年11月11日に相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、工事名、不知火小学校屋内運動場他新築工事。工事場所、宇城市不知火町高良1952番地。契約金額8億9,485万円税込。契約の相手方、住所、熊本市中央区大江4丁目13番20号。商号又は名称、小竹実栄企業建設工事共同企業体。代表者氏名、株式会社小竹組、代表取締役江越征記。

本事業は、昭和47年に建築された旧校舎の老朽化をはじめ、熊本地震による影響や学校統合による効率的な学校運営を目指し、校舎及び付属施設の建て替えを行っているものであり、令和3年7月の新校舎落成に続き、屋内運動場と屋外プール施設を建設するものです。

本契約は、設計金額が5,000万円を超えるため、条件付一般競争入札方式を採用しております。

施工能力や実績等による入札参加資格の内容を事前に審査し、10月28日の指名審査会を経まして、審査基準を満たす3社により落札者を決定し、11月11日に仮契約を締結したところでございます。

なお、本工事の工期設定にあたっては、適正工期を確保するため、繰越明許費及び債務負担行為を設定し、令和6年1月31日の工事完了を予定しております。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

続いて、議案第96号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明をいたします。議案集は62ページ、説明資料は63ページになります。

今回の宇城市松橋総合体育文化センター大規模工事（第2期）に係る工事請負変更契約の締結につきましては、令和4年10月31日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

変更契約の内容は、可動式観覧席の故障による工事、非常放送設備の耐用年数経過による工事、照明制御盤の一部故障による工事、直流電源装置の一部故障による工事、一部諸室におけるLED照明工事の増加などによるものでございます。

説明資料は、公共工事請負変更仮契約書でございます。工事名、宇城市松橋総合体育文化センター大規模工事（第2期）。今回変更増額8,268万5,884円税込。現請負金額11億1,408万3,499円税込。変更請負金額11億9,676万9,383円税込。契約の相手方、住所、八代市萩原町1丁目11番6号。商号又は名称、藤永・いさお建設工事共同企業体。代表者氏名、代表取締役藤永和広です。

以上で、議案第96号の説明を終わります。

次に、議案第97号備品購入契約の締結について説明いたします。議案集は63ページ、説明資料は65ページになります。

本案件の宇城市学校給食センター給食配送車購入は、三角・小川地区の単独調理場を学校給食センターに統合することに伴い、学校給食センターから統合する小中学校に給食を配送するための配送車を新たに購入するものであり、令和4年11月7日に相手方と仮契約を締結しております。

契約内容は、財産、宇城市学校給食センター給食配送車4台。納入場所、教育部学校施設課学校給食係。取得価格4,072万1,924円税込。相手方、住所、宇城市三角町戸馳1944番。商号又は名称、有限会社山本自動車工業。代表者氏名、代表取締役山本哲彦です。

本事業は、令和6年度より三角・小川地区の単独調理場を学校給食センターに統合することに伴い、給食の配送に必要となる配送車を購入するもので、三角・小川地区に各2台ずつ、計4台を配備するものです。

本契約は、設計金額が2,000万円を超えるため、地方自治法234条に基づく指名競争入札方式を採用し、特殊性を考慮し、納入実績等により受注者の選定を行ったものです。入札結果を基に落札者を決定し、11月7日に仮契約を締結したところです。

なお、本契約の工期設定にあたっては、納品まで12か月以上を要する見込みであることや、納車後には配送対象校への試走等に要する日数を確保することとして

適正工期を確保するため、繰越明許費を設定し、令和6年2月29日を予定しています。

以上で、議案第97号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第95号から議案第97号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第98号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更についての詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案第98号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について、議案集を基に説明いたします。議案集は64ページから65ページ、資料集については68ページから69ページをお願いいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で過疎地域として指定されている旧三角町及び旧豊野町の自立促進に資する施策を、総合的かつ継続的に実施するため、過疎法第8条に基づき、令和3年度に宇城市過疎地域持続的発展計画を策定しております。

先般、令和4年10月14日の第3回市議会臨時会の議案第80号補正予算において、学校給食施設整備事業費を計上し可決されたところですが、今後、本予算による三角地域の小中学校給食配膳室改修事業などの実施に伴い、宇城市過疎地域持続的発展計画の一部を変更する必要性が生じたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を経るものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第98号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第99号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（川島ひとみ氏）までの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集66ページをお願いします。議案第99号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について説明をいたします。

本議案は、菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散することに伴い、改正を行うものです。熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更を行うためには、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があることから提案を行うものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集67ページから69ページまでをお願いします。説明資料集70ページからとなります。諮問第3号、第4号及び第5号人権擁護委員候補者の

推薦について説明をいたします。

現委員であります三角町の宮川晴子さん、松橋町の西田英代さんが令和5年3月31日付けで任期満了となりますので再推薦し、また、松橋町の三角淳子さんが同じく令和5年3月31日付けで任期満了になりますので、後任として松橋町の川島ひとみさんを推薦したく議会の意見を聞く必要があり、提案するものでございます。

宮川晴子さん、西田英代さん、川島ひとみさんは人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第99号から諮問第5号までの詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第27 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第27、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12月1日木曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月1日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時12分

第 2 号

12月2日 (金)

令和4年第4回宇城市議会定例会（第2号）

令和4年12月2日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君

教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君	農業委員会事務局長	岩竹泰治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、豊田紀代美君の発言を許します。

○20番（豊田紀代美君） おはようございます。20番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは3点について質問をさせていただきたいと思っております。

質問に入ります前に、サッカーワールドカップ史上初、日本がスペインに歴史的に勝利をいたしまして2大会連続の決勝トーナメントに進出をいたしました。寝不足の方もいらっしゃるかと思いますが、ベスト8を目指して頑張ってもらいたいと思っております。頑張れニッポン。それと、11月30日のプレスリリースで、三角駅・東港エリアマネジメント事業として、JR九州「DREAM STATION」参画決定及びにぎわいパートナーに認定をされました。JR三角線、三角駅及び三角東港一帯で、第1弾として2023年の春にマルシェ等をアート系のイベントの開始を予定されているというお話で、宇城市にとってはとても嬉しいビッグニュースだと思っております。もう1点、令和4年の第1回定例会、第3回定例会で、豊福小学校の校舎の老朽化対策建て替えについて一般質問をさせていただきました。先般の臨時議会におきまして、小学校校舎と体育館の耐力度調査の業務委託費3,563万円、さらには豊福小学校屋上防水と内壁塗装膜改修事業費の2,847万円の予算を計上していただき、感謝を申し上げます。豊福校区連絡協議会の強い御要望、加えて総務文教常任委員会の皆さんの豊福小学校の現場視察、さらには議員各位のお力添えをいただきまして議決をさせていただきました。深く感謝を申し上げます。今後は、老朽化をいたしました母校豊福小学校校舎と、熊本地震で耐震性が担保されていない体育館の耐力度調査結果に伴い、豊福小学校校舎・体育館の新築建て替えに向けて、活動を継続いたす覚悟でおります。どうかひとつ、守田市長それから執行部の皆さん、議員各位、更なるお力添えを重ねてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、大きな1点目、空き家対策について、小さな1点目、昨年度、空き家対策について一般質問させていただきました。その際、当時の企画部長より、空き家そして空き地バンクの登録促進について答弁をいただきましたが、その後の進捗状況について、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

○市長政策部長（元田智士君） まず、空き家・空き地バンクの登録件数についてお答えいたします。

空き家・空き地バンクの新規登録件数は年々増加しており、令和2年度における新規登録件数は、空き家15件、空き地7件の計22件でした。令和3年度では、空き家28件、空き地6件の合計34件が新規に登録されております。令和4年度では、11月末現在で空き家25件、空き地10件の計35件が登録されており、令和3年度よりもハイペースで、空き家・空き地バンクの登録が進んでおります。

これは、度重なる広報紙、地元情報誌による周知、SNSを活用した情報発信等により、空き家・空き地バンクの認知度が上がったことによるものと考えております。

また、空き家・空き地バンク登録物件の成約件数も増えており、令和2年度では空き家13件、空き地4件、合計の17件の成約。令和3年度では空き家12件、空き地9件、計21件の成約。令和4年11月末現在では、空き家23件、空き地1件の計24件と、既に昨年度を上回る成約件数となっております。

特に、空き家の成約が倍近く伸びており、これは空き家改修等補助金を拡充し、今年度から補助上限額を100万円まで引き上げたことも大きな理由と考えられます。

成約件数が増えることで、登録物件もこれまで以上に増やしていく必要があり、今年10月からは、新たに地域おこし協力隊員を採用し、空き家の掘り起こしと新規登録、移住者に対する支援を行うこととしております。

今後も、宇城市に住みたいという方のニーズに応えるべく、空き家・空き地バンク登録、成約件数の増加に努めてまいります。

○20番（豊田紀代美君） 市長政策部長に御答弁をいただきましたが、御答弁内容の中にありましたように、空き家・空き地の新規登録件数は、ハイペースで登録が推移いたしております。さらには、空き家・空き地の登録件数の成約件数も既に本年11月末で24件と、昨年度を上回る成約件数との御報告をいただきました。担当課の並々ならぬ努力がうかがえます。空き家対策に関する提案をするために、担当課まで複数回足を運び、会議を重ねてまいりましたが、提案したことをしっかりと受け止めて、前のめりに今後の事業の取組について熱く語る亀井課長の思いの強さ、それから迫力、そして担当者の足で稼ぐたくましさ、提案したことの一步も二歩も先に行く仕事に対する情熱が、実績につながったと判断をさせていただいております。また、度重なる広報ウキカラや地元情報誌による周知、SNSを活用した情報発信の成果も評価に値すると思っております。また、空き家の成約件数が倍近く伸びたのは、空き家の改修等の補助金を今年度から上限を100万円に引き上げて、

予算計上していただいたことも成果の1つになっているのではないかとこのように思います。さらには10月からは、地域おこし協力隊の新しく支援をされる協力隊の方に私もお会いいたしました。非常にエネルギッシュな方で期待をいたしたいと思います。空き家の掘り起こしと新規登録や移住者に対する支援を積極的に取り組み、宇城市に住みたい方のニーズに応え得る空き家・空き地バンク登録、成約件数の増加に、なお一層の頑張りに期待をいたしております。

小さな2点目、空き家対策事業についてでございますが、昨年度は、民間事業者の参入や三角や豊野地域の特性を活かした利活用など、様々なニーズへの対応の必要性について一般質問させていただきました。そこで、本市の空き家対策事業の現状についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） まず、宇城市の空き家対策事業は、先ほど質問されました空き家・空き地バンクのほかに、空き家の利活用を進める空き家改修等補助金と、老朽化した危険な空き家を解体撤去する老朽危険空き家除却推進事業補助金の2つがございます。

空き家改修等補助金についてでございますが、空き家の改修に要した経費を補助するもので、先ほど申し上げましたとおり、今年度大幅に拡充しております。補助上限額を100万円に引き上げたほか、家財の撤去費用、DIYによる材料費等、対象となる範囲を拡大し、空き家の持ち主、入居者だけでなく、民間事業者による改修も対象にしております。

結果として、空き家の入居者が自ら改修するDIY、民間事業者が賃借した空き家を改修して付加価値を上げ、さらに又貸しするサブリースなど、議員が質問されたとおり、空き家の多様な利活用が進んでおります。

老朽危険空き家除却推進事業補助金は、住宅地等にある老朽化した危険な空き家の解体撤去を促すもので、これまで、8件の空き家の除却を支援してまいりました。住むことができない空き家を除却、更地化することで、跡地に家屋が新築されるなど、地域の新陳代謝に寄与するものと思われまます。

今年度は、新たに所有者がいない空き家を特定空家と認定し、略式代執行により解体する手続きも同時に進めております。

こうした様々な空き家対策を進めることで空き家を減らし、宇城市の環境改善に取り組んでまいります。

○20番（豊田紀代美君） 空き家問題として、使える空き家であっても家財道具や仏壇等があることによって、空き家バンクへの登録が進まなかったり、また、適切な管理がなされない空き家の敷地で、雑草が生い茂り、木の枝が隣家に越境してくるようなことも起こっております。遠方の家主が管理することが難しい状況にある中、

そこで御提案をしたいと思えます。ふるさと納税の返礼品として、こうした空き家の家財道具の片付け、樹木の枝切りや草刈りといった空き家を管理するサービスの提供をすることをふるさと納税の返礼品としてすることを提案いたします。結果、放置空き家の問題解決あるいは市税の収入確保、さらには市内業者の収益と一石三鳥の解決策につながるのではないかと思います、提案をいたします。この件につきましてのお考えをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 適切な管理がなされていない空き家については、これまで市としても適正管理を促す文書の送付に合わせて、空き家・空き地バンクや解体除却補助金の案内を同封するなど、家主の対応を促す取組を続けてまいりました。

枝切りや除草といったサービスをふるさと納税の返礼品にすることは、家主の負担を軽減し、適正管理を促すことにつながると考えられます。

従来の補助金だけではなく御提案も含め、様々な空き家対策を検討し、講じてまいりたいと思っております。

○20番（豊田紀代美君） 是非御提案申し上げましたふるさと納税返礼品の実現に向けて、お取組を強く要望いたしておきます。

小さな3点目、空き家対策事業による移住・定住人口増についてでございますが、様々な空き家対策に取り組んでこられ、確かな実績を築いてきておられますが、その効果のうち、特に移住・定住人口の増加にどの程度寄与されているのかをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 空き家対策には、利活用を進め、老朽化を防ぐことによる景観の保全や防犯など様々な目的がありますが、特に住まい、移住・定住の受け皿としての活用が考えられます。

これまで宇城市は、転出者が転入者を上回る転出超過いわゆる社会減にありましたが、令和3年は転入者が転出者を上回る転入超過、社会増となりました。これは、新型コロナウイルス感染症による人流の停滞、都市部からの地方回帰が進んだことが原因と考えられますが、こうした社会増の受け皿として空き家が活用されているとも言えます。

実際、空き家・空き地バンクの成約件数における市外居住者の数は年々増えており、令和2年度は4件、令和3年度は8件、令和4年度は11月末時点で12件と増えております。移住者増、定住人口増に寄与していると言えます。

また、宿泊施設として改修される空き家もあり、こうした宿泊施設としての空き家は、宇城市への滞在者を増やす関係人口の受け皿になります。

今後も未活用の空き家の空き家バンク登録を促し、改修補助金の活用による空き家の利活用を進めることで、移住・定住人口の増加を図りたいと思えます。

○20番（豊田紀代美君） これまで本市は、転出者が転入者を上回る転出超過の社会減から、令和3年には、転入者が転出者を上回る転入超過、社会増となったと御報告をいただきました。社会増の受け皿である空き家・空き地バンクの成約件数における市外移住者の数は年々増えており、移住者増、定住人口増に寄与していると理解をいたしました。また、宿泊施設として改修されている空き家は、本市への滞在者を増やす関係人口の受け皿になっているということも認識をいたしました。

そこで、守田市長に市長としての空き家政策についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 宇城市は選ばれる市を目指し、不知火美術館・図書館やこども絵本のいえ、市民の生活の質向上、住みやすさ、暮らしやすさを向上させる様々な施策に取り組んできました。また、給食費の無償化も目指しています。

空き家対策もその1つであり、住まいの受け皿として、空き家の利活用を進めています。日本全体の人口が減少していく中、移住・定住人口を増やすのはとても難しい課題です。

今後も様々な施策に取り組み、まずは、空き家への転入超過であるこの状況を維持しながら、移住・定住人口増に取り組んでまいります。

○20番（豊田紀代美君） 市長のおっしゃるとおり、日本全体の人口が減少していく中、移住・定住人口を増やすのはとても難しい課題だと思います。人口を増やすために、積極的な施策展開が必要だと考えられます。本市では、人口が減少することを前提に総合計画が策定されております。平成27年の人口59,756人から令和6年には55,000人となり、計画がそういうふうになっておりますが、個人消費と労働力の担い手である人口が減少するということは、地域経済の2,000億円の縮小あるいは市税としての60億円にも影響を及ぼすこととなります。人口増に取り組むことは急務であると考えております。そのためには、効果の高い事業には補正予算を付けたり、効果を高めるためには年度内の制度変更にも積極的に対応する必要があると研究すべきではないかと思い、御提案をいたしておきます。

次に、大きな2点目、商工振興について、小さな1点目、宇城市商工会と宇城市観光物産協会の連携事業についてでございますが、令和4年度観光庁事業として、宇城市観光物産協会が主体で実施体制の中に宇城市商工会との連携がございます。事前に宇城市観光物産協会より資料を取り寄せ、宇城市商工会の植田会長、事務局長、総務課長と打ち合わせをいたし、一般質問に臨んでおります。まず観光庁より、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業の補助金として、9月12日に630万円の決定通知があったとお聞きをいたしております。実施体制、地域の課題、造成する看板商品内容、独自のアピールポイントまた主なスケジ

ュール等については大枠承知をいたしておりますが、まず概要についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 宇城市観光物産協会が発案された三角西港観光コンテンツ創出事業は、観光庁が本年度に募集した地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業に採択され、世界文化遺産である三角西港を拠点とした新たな観光コンテンツづくりとして取り組まれているとお聞きしています。

当該事業は、主に3つのプログラムで構成されています。1つ目は、海から楽しむ世界遺産三角西港カヤックガイドです。これは、陸上から見るできない三角西港の石積みをかやックに乗って海上から見学するもので、歴史ある石積み埠頭を間近に、これまでにないアングルで他の遺構を見ることができる特別な体験を提供しています。

2つ目は、旧三角町簡易裁判所いわゆる法の館でのダイニング&テント泊です。これは、国指定文化財である法の館を活用して、本市の農水産物を活用したプレミアムな夕食と泊まれる空間を提供します。

3つ目は、宇城バッテラ寿司の開発です。本市の名産として、市商工会を中心に拡大販売に取り組んでいるコノシロを使用した新しい名物として、宇城バッテラ寿司を開発し、宿泊客の夕食時のメニューとして提供するとともに、次年度以降は、複数の飲食店での提供や手土産としての販売を目指しています。

○**20番（豊田紀代美君）** ただいま経済部長に本事業の概要について御報告をいただきました。モニターを使いまして御紹介をいたしたいと思います。

まず、モニターに映っておりますように、カヤックを漕ぐ練習それからカヤックのモニタリングツアーで、先ほど経済部長からもありましたが、世界文化遺産三角西港の756メートルの石積み埠頭を海上から見るということは、非常にその景色は圧巻であり、私もカヤックではありませんけれども、船上から756メートルの埠頭を見たことがございます。それから排水路、皆さん御承知だと思います。今日は三角の方がたくさん傍聴においでいただいておりますけれども、国指定重要文化財の排水路からカヤックで上がってきている様子でございます。

それから、国指定文化財の法の館の利活用で、本市の農水産物を活用したプレミアムな夕食を楽しまれております。そして、これがコノシロの宇城バッテラ寿司でございます。そして、戸馳島のイノシシの肉を使ったジビエ料理です。食事の後、法の館にテントを張って宿泊をされる様子でございます。そして、観光物産協会が取材イベントで、三角西港の活性化、法の館でいただいた料理の試食会がありました。11月25日の様子でございますが、守田市長あるいは商工会長、物産協会長の三角議員も参加をされた笑みが写真に写っております。

ここで、熊日新聞に紹介されておりましたので、皆さんにも御紹介をいたしたいと思えます。宇城市の世界文化遺産三角西港一帯の活性化を目的に、近くの旧三角簡易裁判所法の館で25日、地元産の食材を使ったイタリア料理の試食会があった。試食会は館の多角的な活用を探ろうと、市物産協会、観光物産協会が初めて企画。出張料理を手掛ける料理人のイモトケイタさんと地元の飲食店が協力をした。トマトとサツマイモのニョッキ、コノシロのバッテラ、同市の戸馳島で捕獲したイノシシ肉のローストなどをふるまわれ、招待された県職員や旅行関係者10人は、「特別な場所での食事は付加価値が高い。もっと高級感を出してPRしたらいいのでは」などと感想を述べたと、飛松熊日宇城市局長の紹介記事がカラー刷りで大きく載っておりまして。感謝をいたします。

全国第2位の漁獲高であるコノシロを宇城市商工会が中心に拡大販売を取り組んでおり、コノシロを使用した新しい名物として宇城バッテラ寿司を開発し、宿泊客の夕食メニューとして提供するとともに、次年度以降は複数の飲食店での提供や手土産を販売することを目指すと、経済部長より手応えのある御答弁をいただきました。実施体制の中にもございます株式会社くまもとDMCやJALのWEBでのPRに積極的にお取組いただき、宇城バッテラ寿司をふるさと納税返礼品にも加えていただきますように、宇城市商工会とも連携をされ、研究していただきたいと思えます。幸いなことに、先ほどから申し上げております宇城市観光物産協会の会長が三角議員であり、そして宇城市商工会の副会長が溝見議長でもあります。こういうことから、事業推進に拍車がかかるのではないかと考えております。

今申し上げましたことも含めて、本事業の今後の展開についてのお考えをお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 世界文化遺産である三角西港の持つ魅力を引き出し、発信することは、本市の観光振興にも大きな影響があると認識しています。

特にこの事業の各種コンテンツは、国内のみならず外国人を対象としたインバウンド観光客とっても魅力的なものであると、先日実施されましたモニタリングツアーを見た中で手応えを感じています。

今後は、この体験型プログラムを本市の新たな観光コンテンツとして、PRを中心に支援したいと考えています。

○**20番（豊田紀代美君）** 部長の御答弁にありましたように、この体験型プログラムを本市の新たな観光のコンテンツとしてPRの御支援、宇城バッテラ寿司については、宇城市商工会公認キャラクターコノシロ部長をあしらったラベルを貼付していただき、また宇城市商工会と連携をされて販路拡大のPRを要望いたしておきます。

小さな2点目、宇城市商工会公認キャラクターコノシロ部長を活用した本市のP

R事業についてでございますが、現在、宇城市では公認キャラクターがなく、将来的にも新しくつくるという計画はないというふうにお聞きをいたしております。そこで、宇城市商工会公認キャラクターのコノシロ部長を大いに活用していただきたいと考えますが、その点についてのお考えをお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 10年ほど前までは、多くの自治体が競うように独自のPRキャラクター、いわゆるゆるキャラを制作しました。本県のPRキャラクターくまモンも、ゆるキャラグランプリで優勝するなど大変な盛り上がりを見せていたことは御承知のとおりであります。

もちろん、このようなキャラクターを制作しPRすることは、プロモーションの手法の1つとして、効果は大変期待できるものと感じています。ただ一方で、その自治体の印象が固定化されるという、若干の難点があるのも否めないところでございます。

本市は、それぞれ特色ある町が合併して誕生した自治体であることから、イメージを絞り込むことが難しい背景もあり、PRキャラクターの作成までには至っていないのが現状です。

市商工会公認キャラクターであるコノシロ部長は、本市の名産であるコノシロを宣伝するために作成されており、本市に関係するPRキャラクターが存在することに対しては、多くのメリットがあると認識しています。実際これまでも、多くのテレビ番組や各種イベント、YouTube動画において、市のPR活動に力添えいただいたと感謝しています。本市の特産品が選ばれるコンテンツの1つとして成長できるよう、今後も引き続き本市のPRに活用させていただきたいと考えております。

○**20番（豊田紀代美君）** 経済部長の御答弁に、これまで多くのテレビ番組や各種イベント、YouTube動画においても、宇城市のPR活動に貢献していただき感謝をしておりますと、嬉しい御答弁をいただきました。今回、念願であったコノシロ部長の著作権の取得ができて、今後様々な分野で利活用ができると大きな期待を寄せているところでございます。これまで議会で、宇城市商工会公認キャラクターのコノシロ部長について御紹介をした経緯がございますが、直近のコノシロ部長の活躍を御紹介いたしたいと思っております。議長のお許しをいただき、机上にコノシロ部長とコノシロ秘書のバッジを配布させていただきました。御活用いただければと思います。モニターで御紹介をいたしたいと思っております。

コノシロ部長は、出世魚として有名でございます。シンコベイビー、コハダくん、そしてナカズミ生徒会長、そしてコノシロ部長と成長するストーリーがございます。そのほかに球磨村で、令和2年7月豪雨災害に被災された神瀬地区で復興ま

つりがございまして、そこでコノシロ部長が出張いたしまして、現地の被災者を非常に励ましていただいたというふうに、現地の球磨村の方々、神瀬の方々からも感謝の気持ちを私も直接お聞きをいたしております。

それから、デジタルスポーツチャンバラでS A S S E N（サッセン）というのがございまして、テレビで生中継の収録にコノシロ部長が登場いたしました。テレビを観られた方もたくさんいらっしゃると思います。これはそのとき、コノシロ部長は第1シードしてありまして、2回戦から出場いたしました。吉本芸人の安井まさじさんと対戦をして負けてしまいましたが、この安井さんは、東京都の秋葉原であった全国大会に参加をされております。そして集合写真でございまして。

それから、そのほかにも防災・減災フェスタで、神戸のアイドルコウベリーズとコノシロ部長が子どもたちにお菓子を投げてサービスをする、ちょっと見にくいですがけれどもコノシロ部長が活躍をいたしております。それから、コウベリーズのキャプテンとコノシロ部長のツーショットでございまして。それとスタッフの皆さんや協賛していただいた方々を回って、お店の方々にも御礼に行っていました。コノシロ部長は、本当に細かいところまで気配りをしながら活躍をしているところでございまして。

それから花と緑の博覧会、このときのコノシロ部長の中身と言っているんですかね、中身は商工観光課の内富課長がコノシロ部長の大役を務めているところでございまして。それからこれは、うきあかりのときの写真で、守田市長や浅井副市長とともにコノシロ部長が得意ポーズで写っております。それから、道の駅不知火のPR動画でございましてけれども、テレビ収録がございまして活躍するコノシロ部長が中央に映っております。

このように、テレビ番組や各種イベント、Y o u T u b e 動画でも幅広く活躍中のコノシロ部長をくまモンと同じような活用方法で、例えば宇城市の特産品の農水産物の品々や加工品や果物など販売されている品それぞれに、コノシロ部長のステッカーを貼付して販路拡大につなげていただきたいと思います。お考えをお尋ねいたします。

- 経済部長（浦田敬介君）** 利活用については、市商工会の会員様だけではなく会員外の方の利用により、そのPR効果はさらに波及していくと考えられますので、今後の有効な利活用に向け、協議を進めてまいります。
- 20番（豊田紀代美君）** 今後有効な利活用に向けて、宇城市と宇城市商工会の連携で、さらにPR効果の波及をしていただくお考えに期待をいたしております。そこで守田市長に、コノシロ部長の今後の活用についてのお考えをお示ししたいと思います。

○市長（守田憲史君） コノシロ部長は、近年露出も増え、市内外を問わず徐々に浸透していると感じております。コノシロ部長のコノシロの件で恐縮ですが、豊田議員もおっしゃいました、三角町法の館で試食会がありました。バッテラのメインのコノシロのバッテラ寿司もさることながら、地元寿司店のコノシロの焼き寿司というのを初めて食べさせていただきました。あんなに美味しいものがこの宇城市にあったのかと思いました。皆さん御存じでしょうか。もう本当においしかったです。特にマスコミの方が大変喜ばれておりました。

今後さらに宇城市産のコノシロをPRすべく、宇城市商工会と連携してコノシロ部長のPRに努めてまいります。

○20番（豊田紀代美君） 守田市長、ありがとうございます。コノシロ焼き寿司、私も食べたことはございませんが、今度食べに行きたいと思います。それから早速バッジを付けていただきまして、ありがとうございます。

小さな3点目、宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の活用についてでございますが、昨年度制定された条例には、市の役割、商工会の役割、中小企業・小規模企業の役割が記載されております。それぞれが役割を果たすために、本市としてはどのような取組をなされているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 中小企業及び小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしています。本条例には、市はその認識の下、国県、市商工会その他関係機関と連携し、成長発展を持続的に図り、ひいては市民生活の向上にも寄与するものであると目的に掲げられております。

これまでも、コロナ禍における経済対策として3度のプレミアム付商品券事業、また現在行っています物価高騰対策商品券事業、ほかにコロナ関連融資に係る利子補給など、中小企業及び小規模企業の持続的発展をできる限り支援しております。

今後も、庁内関連部局はもとより、市商工会、市誘致企業連絡協議会と連携を密にし、創業の支援や経営基盤の強化など、様々な企業のお役に立てるよう、情報の収集や議論を重ねていかなければならないと感じています。

○20番（豊田紀代美君） 経済部長におかれましては、中小企業・小規模企業振興基本条例制定の意義を深く理解していただき、各種事業の実施に至っては、この条例に記載されている目的や理念を念頭に、深掘りされた取組をしていただきますようお願いをいたしておきます。

今後の具体的なお取組の事業展開をどういふふうにお考えなのか、お聞きをいたしたいと思います。

○経済部長（浦田敬介君） 今申し上げましたとおり、現在、物価高騰とマイナンバーの2つの商品券事業に取り組んでおります。

今後、国や県の動向を踏まえながら、豊田議員の御提案を含め、市商工会と連携をさらに強化し、中小企業及び小規模企業の持続的な発展に寄与できるよう調査・研究を進めてまいります。

○20番（豊田紀代美君） 中小企業及び小規模企業の持続的な発展につながるような政策を強く要望いたして、次の質問にまいります。

大きな3点目、不知火美術館についてでございますが、小さな1点目、塔本シスコ作品の現在の寄贈状況について、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 塔本シスコさんの作品については、全国4か所での巡回を終えて、希望する館で受取りを行いました。宇城市では、絵画13枚、スケッチ15枚、小物2点をお預かりしています。12月に開催予定の美術館専門委員会で、受入れについて協議する予定でございます。

今後は、前の議会でお答えしたとおり、できるだけ多くの作品を収納したいと考え、収納スペースを確保し、第2弾の受入れについて関係機関と協議をし、準備を進めているところです。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長御指摘のとおり、塔本シスコさんの作品展は、世田谷美術館、熊本市現代美術館、岐阜県美術館、滋賀県立美術館の全国4か所の巡回の展覧会を終え、待ちに待った第1弾として油彩13枚、スケッチ15枚、小物2点が、不知火美術館に収蔵されたとお聞きをいたしました。この件につきましては、熊本市現代美術館の主任学芸員である坂本顕子さんの御尽力なくしては、この寄贈はかなわなかったと思ひ、心から熊本市現代美術館の主任学芸員の坂本さんには感謝をいたしております。もちろん美術館条例の施行規則で定められている、4人の専門員の方の意見の集約があることは承知しております。塔本シスコさんの特に油彩、油絵でございますが、1点で二、三百万円はするという価値のある絵を無償で頂ける千載一遇のチャンスであるからと、強く議会でも申し上げてまいりました。第2弾の約50点の受入れについても期待をいたしております。どうぞ教育部長、よろしく願いいたします。

2点目の今後の企画展についてでございますが、リニューアルオープン後の不知火美術館・図書館の来館者の伸びは、当初の予想をはるかに超えております。スターバックスの人気はうなぎのぼりでございますが、そこでスターバックスが世界各国で販売をしているタンブラー、あるいはマグカップなどのグッズを一堂に展示して、そういうふうにしたら県内外からの来館者が相当見込めるというふうを考えております。年に1回、定期的にそのような展示をすることにより、不知火美術館のブランド化にもつながると思ひ、提案をいたします。お考えをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 現在、スターバックスの販売スペースにおいて、ボトルの

販売を行っています。本日御提案いただきました件について、スターボックスや指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブに話をし、今後も来館されるお客さんに喜ばれ、ますます来館者の増員ができるように提案していきたいと考えております。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長ありがとうございます。是非実現できるように、スターボックスやカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に積極的な働き掛けをしていただきますように、教育長にもよろしく願いをいたしておきます。

小さな3点目、生誕110周年記念塔本シスコ企画展についてでございますが、生誕110周年に関連した企画展の計画を是非実現していただきたいと提案いたします。お考えをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 美術館については御存じのとおり指定管理をし、カルチュア・コンビニエンス・クラブに運営をお任せしています。企画展についても、年間3回以上の企画展を開催していただくことを指定管理の仕様書でうたっております。その中で、集客や地域への波及に効果が高いと思われるものを本社と協議の上、開催されます。今年度も新しい発想の下で、民間のノウハウを十分活用して、春には5月には「未完星」9月には「かなたをよむ」という企画展を開催しました。これまでの美術館になかった現代アートの世界を取り入れた企画展で、入場者数も令和2年度は年間8,332人の入場者に対して、令和4年は4月から9月の半年で14,295人の入館者がありました。年間に換算すると、約3万人の来場が見込まれます。

指定管理者の令和5年度の計画においては、「おかえり塔本シスコさん」と題して企画展を開催しようと企画しておられます。また今後数年かけて、いくつかの塔本シスコさん関連のイベントも考えておられるようです。具体的内容については、今からカルチュア・コンビニエンス・クラブで計画し、本社の了解をとって行うことと思っております。

○20番（豊田紀代美君） 令和5年春に「おかえり塔本シスコさん」と題して、企画展の開催をされるとお聞きをいたしております。今から大きな期待を寄せているところでございます。さらには、今後数年をかけて塔本シスコさん関連のイベントの企画もあるというふうに、教育部長の御報告でございました。指定管理者のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に期待と感謝をいたしております。

最後に、守田市長に塔本シスコ企画展においてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 宇城市出身で、全国的にも有名な塔本シスコさんの作品の寄贈の申出をいただいたことは、大変良かったと思っております。また、美術館・図書

館についても、来館者が2倍ではありません、20倍近くに増加しており、この指定管理は順調なスタートができたと考えています。

本日の豊田議員からの提案内容はもとより、様々な方々のアイデアを、指定管理者であるカルチャ・コンビシエンス・クラブに伝え、より魅力的な美術館となるように提案していきたいと考えます。

○20番（豊田紀代美君） 今、市長御指摘のように、来館者が2倍ではありません、20倍ですと、力を込めておっしゃっていただきました。指定管理者であるカルチャ・コンビニエンス・クラブがより魅力的な美術館になるように、これからも頑張っていたきたいし、期待もしているところでございます。

今回は、大きくは3点について質問をさせていただきました。空き家対策についてそして商工振興について、不知火美術館について、守田市長、所管の各部長におかれましては、手応えのある御答弁をいただき感謝をいたしております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、河野真理君の発言を許します。

○4番（河野真理君） 皆様、こんにちは。議席番号4番、会派暁、河野真理です。本年4月の宇城市議会議員選挙におきまして、無投票ではございましたが多くの方々の御支援があり、市議会議員にさせていただきました。農業従事者で2人の子育てをしながらの出馬、議員活動は不安からのスタートではありましたが、宇城市の未来を決める1票を投じる重みに押し潰されそうなきもありませんでしたが、家族、地域の方々、友人の支え、先輩議員方の御指導、執行部から新人研修など開催していただいていることもあり、7か月経った今、何とかやってこれ、皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。井戸端会議は得意ですが、このように人前で話すということが日常になかったので緊張しております。初めての一般質問で、勉強不足でお聞き苦しい点、見当違いの点もあるかとは思いますが、どうか広い心で聞いていただけましたら幸いです。前回までは、女性は豊田議員お一人という市議会でしたが、今回からは女性が4人となり、女性の意見も大いに反映され、多様性のある社会に対応できるような市政になっていけば、若い人たちの関心も出てくるのではないかと期

待しております。宇城市の方たちは、こうすればいいのにと考えていても、皆さん優しいので井戸端会議でそのことを話し、その中で共有し、共感して、でもどうにもならないのよねと諦めていました。その一人一人の声を代表して市政に届けていこうと思っております。宇城市のために精一杯努めていく所存です。旧統一教会の問題や国や地方議員の不祥事等、暗い話題ばかりの中、先日開幕しましたサッカーワールドカップで、日本は初戦のドイツに勝利し、ものすごく興奮し、感動いたしました。コスタリカに惜しくも負けましたが、今朝のスペイン戦、平岡教育長の教え子で熊本大津高校出身の谷口選手が、スペインの21番ダニ・オルモを完全に封じ込め、得点のチャンスを与えませんでした。死の組Eグループで1位通過です。早朝より家族で大盛り上がりでした。決勝トーナメントが楽しみです。日本がひとつとなり、サムライブルーのサッカー選手たちを応援し、サポーターたちは観客席を毎回きちんとごみ拾いをし、「来たときよりも美しく」という日本本来の精神を世界に発信してくれ、それを目にする子どもたちにとっても、とてもすばらしい影響を与えてくれることと思います。スポーツの力は偉大です。

さて、サッカー好きには寝不足の毎日ですが、議長のお許しをいただきましたので、先に通告しておりました質問事項について質問させていただきます。まず、当尾グラウンドのトイレ整備について、松橋中学校建て替えについて、豊福小学校歩道橋整備について、岡岳公園等公園整備についてです。

まず、当尾グラウンドは、当尾校区民にとって野球、サッカー、当尾小の駐車場としても利用し、熊本地震後は仮設住宅が建築されましたが、復興住宅の完成に伴い解体、今年8月に完成し、現在利用再開されております。その工事の進み具合も建設会社の方に説明していただきながら、ピッチャーマウンドを埋めるときは見せていただいたりと、グラウンドが元の姿に戻っていくのをワクワクしながら見守っておりましたが、トイレは手付かずのままです。トイレの劣化は以前から言われております。利用者は近頃見かけないような旧式のトイレに一瞬息のみ、用を足すのを我慢するような状況です。衛生的にも健康的にも治安的にも、整備が必要と思いますがいかがでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 当尾グラウンドにつきましては、仮設住宅解体後に整備を行い、10月から利用を再開しているところです。河野議員御指摘のとおり、2か所のトイレが経年劣化に加え、くみ取り式トイレということで、衛生的にも利用者に不便をかけている状況です。市としましては公共施設長寿命化計画において、令和6年度に中規模改修を計画しています。

改修にあたりましては、浄化槽の設置から行うものとなりますので、グラウンドの利用状況等を把握しながら現在2か所あるものを1か所に集約し、改修の方向で

検討してまいりたいと思います。

○4番（河野真理君） 公共施設長寿命化計画によりますと、令和6年度に中規模改修を計画するとありましたが、劣化が著しいので、前倒しでの改修のお考えはないでしょうか。

○市長（守田憲史君） 当尾グラウンドにつきましては、仮設住宅が建設されていた場所でもありますし、トイレの劣化の状況については私も現地にて確認しております。当尾グラウンドを以前からグラウンドとして利用なさっていた方々には、仮設住宅建設で大変御迷惑をおかけいたしました。市民を代表しておわび申し上げます。

河野議員の要望にお応えし、利用者の方が安心して利用できるようなトイレ改修を早期に行います。

○4番（河野真理君） 市長、大変ありがとうございます。とても嬉しい返事をいただきました。早期に着手していただきましたら、地域の方、利用者の方々が安心してトイレを利用できるようになりますので、よろしく願いいたします。トイレが新しくなりましたら、今まで以上に積極的にグラウンド利用を促していただきたいと思います。

次の質問です。松橋中学校の建て替えについて質問いたします。松橋中学校は2016年の熊本地震後、被害が甚大であった体育館とプールがまず新築されました。その後、ついに校舎も新築されることとなりました。県下でも有数の大規模校です。素晴らしい校舎ができることだと期待しております。ここ最近行われました不知火小、小川中は、どちらも敷地内の空き地にまず新築し、引っ越しを完了させてから既存校舎解体という計画で進められてきました。これまでの経験で教育部ではスムーズな新築、引っ越しのプランがあるとは思いますが、松橋中学校は現在も生徒数780人ほどの生徒が通学し、先生方も60人ほど通ってきてくださっております。教室も駐車場も足りないような状況で、新築をする空きスペースもないように思いますが、子どもたちの学びを止めないように、より工夫をしていただきたいと思います。どのようなスケジュールとなるのか教えてください。

○教育部長（豊住 章君） 本市ではこれまで、校舎建て替えの計画立案を行う際は、なるべく既存校舎を利用し、学校運営を継続したまま事業実施が可能かどうかを検討してまいりました。これは、工期短縮や経済性において有利となるほか、仮移転等に伴う生活環境の変化による生徒への負担を最小限にとどめることができるからであります。

今回の松橋中学校校舎建替計画においても、現在の敷地の中で、工期、経済性、学校運営の容易性、安全性の確保を基に総合的に検討し、新校舎の位置を検討してまいりました。

現在検討している計画方針としては、技術教室棟、テニスコート及び隣接駐車場の位置に新校舎を建設する予定としております。本計画では、技術室やテニスコート等の先行解体に伴い、学習環境やクラブ活動に一定の制約が想定されるものの、現校舎に隣接した場所へ仮設の技術室の建設及び旧松橋公民館跡地を利用したテニスコートの整備を解体に先行して行うことで、学校運営への影響を最小限にとどめることができるほか、スムーズな建て替え工事が可能であると判断しております。

御質問の学びを止めない対策についても、検討中の計画案をはじめ、工事中の騒音・振動対策等を講じ、生徒への学習環境の変化を最小限にとどめることで実行できるものと考えております。

なお、事業スケジュールについては、現在実施中の設計計画や埋蔵文化財調査の状況により不確定な部分もございますが、なるべく早期での着手を目指してまいります。

○4番（河野真理君） 技術室、テニスコートから解体し、新築となるならば、授業への影響も最小限にとどめることができるのかなと思います。松橋中学校は部活動も盛んで、体育館が新設されるときも駐車場や騒音対策で、教育部はじめ、先生方も大変苦労されたことと思いますが、その経験を踏まえ、よりスムーズに行われるようお願いいたします。松橋中学校に上がるときは、松橋小学校、当尾小学校、豊福小学校、豊川小学校と4校からの生徒が集まってきます。みんな期待と不安を感じながらの中学校生活となります。部活動が社会体育に移行したり、校舎が新築されたりと、様々な環境の変化に保護者も子どもたちも知りたいこと、不安に思っていることが様々あります。第1子、長子さんの保護者はなおさらです。計画はまだまだ不確定な部分が多いのも理解しております。大事な中学校3年間が有意義な学校生活となりますよう、教育部はじめ、先生方にも生徒に寄り添った教育をお願いしたいと思います。

では、次の質問です。豊福小学校に架かる歩道橋は、私も小学生のとき、毎日利用しておりました。私が利用していたということは、ゆうに40年は経っているということです。今でも時々利用するのですが、劣化が激しく錆が目立ち、景観も悪い状態とは言えません。同じ国道に架かる久具の歩道橋は、豊福小学校の歩道橋に比べれば利用者は少ないと思いますが、きれいに塗装がされております。毎日通学路として利用している豊福小学校の歩道橋が、あんなに古いままというのが心配でなりません。あの歩道橋は道下の子どもたちには無くてはならない通学路です。前回の議会で豊田議員、坂元議員が、豊福小学校建て替えの件を質問されましたが、私も建て替えを希望しております。建て替えか改修かまだ決まっておりませんが、そのときにでも歩道橋も是非整備していただきたいと思いますが、いかがでしょう

か。

○**土木部長（梅本正直君）** 国道3号に架かる豊福歩道橋は、豊福小学校の児童や近隣住民が利用する立体横断歩道橋で、昭和56年度に建設され、現在に至っております。

歩道橋は、国道3号と同様に国が管理する施設となっております。国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所では、道路法関係法令に基づき、年度ごとに県内地区を分けて、道路の附属物及び橋りょうに対し、5年に1度の法定点検を計画されており、豊福歩道橋においては、平成30年度に点検を実施されております。

点検の結果としては、側面等に錆が確認されているものの、歩道橋の構造上問題がないということです。点検結果を受け熊本河川国道事務所としては、現時点で補修等の予定はないとの見解でございます。ちなみに、豊福歩道橋は、平成12年度に塗装塗り替えの修繕履歴があると伺っております。

今後とも定期的な点検が行われ、安全かつ適正な施設管理ができますよう国に要望してまいります。

○**4番（河野真理君）** 錆はあっても平成30年度の点検では問題ないとのことで、安全は保障されているのなら、次の点検までは大丈夫ということで理解いたしました。平成12年に修繕されているということですが、塗装、塗り替えをされてから20年以上経っておりますので、点検・管理の要望をよろしく願います。

次の質問です。岡岳公園をはじめとした公園の整備についてです。宇城市内に公演はたくさんありますが、まずは宇城市のホームページにも掲載されており、初めて親になる家庭にも、宇城市の子どもと遊べる場所マップのような冊子が配布されます。その中でも、岡岳公園はトップを飾る公園です。宇城市を代表する公園の岡岳公園のことを今回は質問いたします。岡岳公園の中のアスレチックコーナーの話になりますが、シーソーは座って持つ部分が全て外れており、丸太が斜めに置いてあるだけの状態になっております。ジャングルジムのような遊具は、わたって遊ぶ部分の紐が切れており、使用禁止にしてあります。くぐって遊ぶような遊具のところはハチの巣があるということで、これもまた使用禁止になっております。私が子どもと一緒に遊んでいた15、6年前とほぼ同じ遊具です。ターザンとスプリング遊具は新しくなっておりました。新設されたうんていもありましたが、これは大人のためなのかなと思うような高さで、子どもには届かないかなと思います。10月に行ったとき、平日だったのですが、熊本市内から来られた親子が遊ばれていて少し話をしました。運動会の代休で、ネットで近場で遊ぶところを探して見つけて来たとのこと。ローラー滑り台に乗るために段ボール持参で来られておりました。ローラー滑り台の周りは、セイタカアワダチソウとススキでうっそうとしており、

遊具も余り使えずでそんなに楽しめなかったようでした。我が家は観光農園をしております。市内外、県外からも親子連れのお客様に来ていただいておりますが、そのとき、「この辺で遊ぶところはないですか」と聞かれると、岡岳公園を案内しておりましたが、ここ何年かは案内できずにおります。今、岡岳公園は、グラウンドや照明にすごく力を入れて工事をされておりますが、子どもたちの遊ぶスペースにも是非とも早急に手を入れていただきたいと思っておりますが、意見をお聞かせください。

○**土木部長（梅本正直君）** 市内の公園及び岡岳公園の遊具の維持管理状況と今後の新規導入についてお答えいたします。

市内には、都市公園9か所、条例公園53か所の合計62か所があり、そのうち、遊具のある公園は22公園で、71基の遊具を維持管理しております。遊具は、国土交通省が示した都市公園における遊具の安全確保に関する指針により、定期点検を年に1回実施しており、この点検結果を基に修繕等を行っております。

また、除草等通常の維持管理をシルバー人材センター、行政区及び直営等で行っておりますので、その中で遊具等に異常があれば報告してもらうように連携を図っております。

都市公園については、令和元年度に宇城市公園施設長寿命化計画を策定し、施設の改修や更新を行っております。

岡岳公園は、当該計画を基に、まず、グラウンドのナイター照明の支柱の耐震化とLED化のための工事を、令和2年度から令和4年度まで社会資本整備総合交付金等を活用して行っております。

遊具については14基を維持管理していますが、そのうち、特に木製遊具は老朽化が進んでいるものもあります。定期点検や通常の維持管理の中で異常があるものは、事故防止も含め一時的に使用禁止の措置をし、修繕を行い延命に努めてまいります。

○**4番（河野真理君）** 1つ確認をさせていただきます。都市公園と条例公園の違いと、行政区では対応できないような公園内の危険箇所や背の高い樹木等の管理はどのようにお考えでしょうか。

○**土木部長（梅本正直君）** 都市公園と市立公園の違いについて御説明します。

都市公園は、都市計画区域内にある都市公園法第2条の2の規定により公告された、宇城市都市公園条例で定めた公園です。

市立公園は、都市公園以外で市立公園条例に定めた公園でございます。

○**4番（河野真理君）** 行政区の公役等で除草作業を定期的に行っている区がたくさんありますが、公園によっては、一般的な草払い機などではどうにもできない場所も

ありますので、行政からの対応をよろしく願いいたします。

今、子どもたちは、スマホやゲーム中心の遊びが多くなりました。そういった遊びが増えてしまったのは、安心・安全に遊べる魅力的な公園がなかなかないというのも一因のような気がします。ボールを使っては駄目とか、滑り台しかない公園とか、子どもたちが思いっきり体を動かし、大声で笑い合うような姿を見ることが少なくなってきました。近頃は、宇城市も子どもの体力・運動能力の低下も言われております。かと思えば、都会の子どもには、最近では体を動かすためや自然を体験するための保育園留学というのが人気を集めています。天草にもそのような施設を備えた保育園があり、短期間ですが、都会の家族を受け入れておられ、応募が多く寄せられているようです。宇城市には体を動かせる公園がたくさんあり、自然も豊かにあるのに、遊具もなくしっかり遊べていないのではないのでしょうか。そして、子どもたちを遊ばせるのにも、お母さんやお父さんも体力がいるのです。平日、精一杯仕事や家事をして、休みの日に子どもと遊んで、子どもが遊んでいるのを座って見守ってられるベンチも公園には余りなく、立って見ているのです。座りたいと思っています。どうか、まずは岡岳公園に遊びに行きたいと思ってもらえるような公園にしてください。小さな子どもから高校生も大人も楽しめるような、憩いの場となるような整備をお願いしたいと思います。屋外にバスケットゴールが1つでもあれば、中高生も楽しめるのではないかと思います。見晴らしもよく、春は桜がとてもきれいないいところです。要望ばかりの一般質問となってしまいましたが、是非子どもたちのことを考えていただきたいと思います。先日、当尾小学校に豊田議員と足を運びましたが、その際も校庭の遊具が全て使用禁止となっており、放置され、錆だらけとなっている悲しい状況でした。若い人の定住促進を図るのならば、なおさらだと思います。

最後に、コロナの第8波が来ており、今年はコロナとインフルエンザの同時流行も懸念されております。市民の皆様も感染対策を徹底され、年末年始の楽しいひとときを安全にお過ごしいただき、師走の慌ただしく何かと焦る12月ですが、くれぐれも交通事故に気を付けていただきたいと思います。と思っています。

時間より早くなりますが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、河野真理君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時25分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 皆様こんにちは。議席番号8番、宇城市民の会の原田祐作です。今、この時代を生きる私たち、またこの社会にはそれぞれ歴史というものがあります。先ほどから何回も触れられておりますが、今朝起こった大きな出来事も日本また日本のサッカー界にとっては大きな歴史の1つとなったのではないかと、このように考えております。歴史というものは、人間及び人間が属する自然の諸現象で過去に生じた事実、またそれらの事実に関する調査と記述とあります。過去の事実を調査する中で特に文化的価値の高いもの、これらを私たちは文化財と呼び、大切に保護・管理を行っています。宇城市におきましても、宇城市文化財保護条例を制定し、第1条では、目的として、「市にとって重要なものを指定して、その保存活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化財尊重の思想を高め、文化の向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする」と定めております。そこで、今回はこの一般質問におきまして、宇城市における文化財の取扱いについて質問をしたいと、このように考えております。

早速質問に入ります。大きな1番の1つ目、市指定文化財について、小問の1、文化財の現状について、市指定の文化財について件数及びどのような文化財があるのか、その概要についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 令和4年11月時点において、宇城市における指定文化財は、国指定・県指定・市指定の全てを含めて118件あります。そのうち宇城市指定文化財は92件あり、内訳は有形文化財36件、民俗文化財16件、記念物40件となっています。

種別として、有形文化財には、古文書や旧高田回漕店などの建造物があります。また、民俗文化財には、太鼓張りの無形文化財や小川阿蘇神社の亀蛇舞などの無形民俗文化財があります。さらに、記念物には、史跡や小川阿蘇神社の楠などの天然記念物や出水地藏水源などの名勝があります。

○8番（原田祐作君） それでは、小さな2番目の質問に移ります。文化財指定の根拠について、市指定の文化財については、これは私自身の推測ではありますが、ほとんど多くが旧町時代から引き継いだものではないかと、そのように推測をしております。そこで、この市指定の文化財について、指定の要件とその手順についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 宇城市の文化財指定については、宇城市文化財保護条例第4条で、「本市の区域内に存する文化財のうち本市にとって重要なものを宇城市指定文化財に指定することができる」また、「所有者及び権原に基づく占有者の同意

を得なければならない」とされています。

同第6条においては、「指定等に関する意見の聴取として、宇城市文化財保護審議会の意見を聴くもの」とあり、同第7条で「指定を告示するとともに、所有者及び権原に基づく占有者に通知を行い、指定書等を交付しなければならない」となっています。

具体的には、宇城市にとって重要なものであるか否かの調査・研究を行い、その価値付けを行った上で、条例に基づいて指定を行います。

しかし、宇城市合併以降、国指定名勝である不知火及び水島、国指定重要文化財浄水寺碑附天保二年修理記念碑など、国の指定は行っていますが、新たに市指定は行っていません。今後、市指定の文化財を登録する際には、今述べました条例に基づいて執行することになります。

○8番（原田祐作君） それでは、その答弁を受けまして再度質問を申し上げます。ただいまも答弁の中で触れられました、宇城市文化財保護条例第4条において、教育委員会は、本市の区域内に存する文化財、これは県とか国指定のものを除くとありますが、そのうち、市にとって重要なものを宇城市指定文化財に指定できると、このように第4条にうたわれております。それでは、この4条の中にある重要なというのは、具体的にどのような事柄と示しているのか。先ほども有形文化財、無形文化財様々な御説明をいただきましたが、それぞれに価値というものはそれぞれにあると思うのです。その形にあるもの、その場所にあるもの、またその工法によるもの、様々なあると思いますので、その重要なというのは具体的にどのようなものを表すのか。また、全てやはり旧町時代に指定されたものであると、このように今答弁をいただきました。それでは、旧町時代のこの告示文書ですね、指定された根拠となるもの、この文書はどのように取扱いをなされているのか。さらに、宇城市文化財保護条例施行規則第8条には、「教育委員会は、市指定文化財に係る台帳を備えるものとする」という規定があります。では、この台帳というのは、どのような取扱いになっているのか、様式も含めですね。具体的に申し上げますと、宇城市文書管理規程というものがありますけれども、そのどの部分に該当するのかということも含めて質問いたします。

○教育部長（豊住 章君） 市の指定文化財であるため、宇城市にとって欠くことのできない歴史的または学術的・芸術的価値のあるものを重要と捉えています。

宇城市指定文化財保護条例施行規則第8条に基づき、指定文化財台帳を作成しています。A4様式に、概要、所在地、所有者等を記載し、別紙にて該当地図を添付しています。

指定内容の変更、例えば所有者変更などがあつた際は、その旨を追記し、新たな

指定の際は、新規に作成をしております。

また、旧町から引き継がれた告示文について保存をしております。

○8番（原田祐作君） 最後の部分なのですけれども、その文書規程の中にどのように該当しますかというところを質問したと思いますが、その部分の答えがなかったもので、具体的に保存の様式ですよね、永年保存とか5年保存とか様々あると思うのですが、この告示文書とかその台帳というのは、どのような取扱いになっているのか、この部分ですね、先ほど最後に質問しました部分について改めて質問します。

○教育部長（豊住 章君） 文書規程の取扱いについては、永年保存となっております。

○8番（原田祐作君） やはり、インターネットでもその一覧表とかが簡単に見られるようになっていきますし、その根拠となった部分、またどういうものがあるのかというのは、きちんと保存をしていただきたいなというところがありましたので、確認をさせていただきました。本来であれば、その告示文書等々についてとか台帳について、住民から開示請求があったときにどういった形で開示できるのかというところをお聞きしたかったのですが、もう3回目になりますので、これはまた何か別の機会に質問しようかなというふうに思っております。

それでは、小さな3番目の質問に移ります。文化財の管理状況についてお伺いをします。現在、市内にある文化財については、全て宇城市文化財保護条例に沿って管理をしてあると、このように私は理解をしております。ただ、有形のもの、形がある文化財については、経年による価値の変化がある場合もこれは否定ができないのかなと、また無形の文化財についても、やはりそれを運用される方々によって、形の変化というか価値の変化といいますか、そういったものがあるのではないかなとこのように推測をします。このことを踏まえて、主に今回は有形のものについての管理状況について、どのように管理をされているのかお伺いします。

○教育部長（豊住 章君） 宇城市文化財保護条例第8条に基づき、指定文化財は、所有者、管理者などによって日常の維持管理、運営が行われています。また、その中には宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、管理、修理等の一部について補助金を交付しています。さらに、市が所有者である文化財については、除草作業など日常管理を行っています。

所有者、管理者などから文化財の現状・管理に関する情報提供もありますが、定期的に文化財の確認を行い、また台風などの災害後にも、現地確認を実施し、その状況を適宜確認しています。さらに、熊本県の文化財保護指導委員による文化財の定期的な現地確認と報告も受けています。

また、文化財の価値が失われた際の対応につきましては、宇城市文化財保護審議会や有識者の意見を確認しつつ、まず、修理などにより原状に回復することが必要

となっています。

文化財の管理につきましては、今後も適切に行ってまいります。

○8番（原田祐作君） 今御説明の中で、日常的な管理はされているというところがお答えいただきました。では、これについての再質問になるのですが、宇城市文化財保護条例第18条に、「教育委員会は、市指定文化財の指定をしたときは、当該市指定文化財の管理に関して必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする」と、このように条例にうたっています。ですが、全部とは言いませんけれども、そういった施設がないもの、いずれの施設もないものが多くあるのではないかなと、私はこのように認識をしております。このことについて、条例等を満たしていない状況があるということについての見解と、また、どのように大切に管理をしても、やはり経年による劣化とか風化というものを妨げることには限界があると。その中で、先ほどの答弁の中でもちょっと触れられましたけれども、宇城市文化財保護条例第5条にも、指定文化財の解除という項目があります。「価値を失った場合、またその他特殊の理由があるときは、その指定を解除する」と、このような規定もあります。修繕とか修理をするということも、それで回復できるのならいいんですけれども、そういったできない場合なのかなと思うのですが、具体的にこの価値を失った場合とかその特殊な理由、この判断基準について具体的な説明があればお願いしたいというふうに思います。

○教育部長（豊住 章君） 例年、看板に関する予算を計上しております。令和3年度は、小川町にある七ツ江カキワラ貝塚の看板修繕等を行いました。また地元要望がありました三角町の郡浦の天神樟の看板等を新たに設置しています。

このように、既存看板の修繕及び新規作成を行っていますが、全てに対応できてはおりません。理由としましては、指定文化財数が非常に多いこと、また指定文化財の種別や地形によっては設置が困難である場合や、設置箇所の同意が取れないことなどが上げられます。

今後も予算計上を続けていき、看板の修繕・設置を行い、また設置が困難な文化財については、パンフレット等のソフト面において指定文化財の周知を行っていきます。

指定解除については、種別にもよりますが有形文化財の場合ですと、指定文化財の全てが滅失され、文化財としての価値を失った場合を指しています。

○8番（原田祐作君） それでは、その価値を失った場合というのは、その形が全て無くなった場合ということですね。一部でも残っていれば、それは価値があるというふうに認められるというような理解を私はしました。そうであれば、よりこの標識板とか説明板というのは必要なのかなというふうに思います。私も文化財とかに詳し

い方ではないので、ぱっと見たときにこれほどに価値があるのかなと、どんな価値があるのかな、先ほども申し上げましたけれども、そのものなのか、ここにあるということなのか、その工法なのか、そのほかのものなのかの判断ができないと、やはりこれではなかなか興味があつて訪れたときに、先ほど目的の中で文化財保護の意思の高揚と、そういった向上という文言がありましたけれども、それになかなかつながりづらいのではないかなというふうに思います。条例でもやはり規定しているわけですから、ここは是非とも大切に扱うという意味でもやっていただきたい、条例に沿った形に現状があつていくことを期待しております。

では、以上の質問を踏まえながら、ちょっと具体的なところを大きな2番の質問に移っていききたいと、このように考えます。大きな2番の質問なのですが、不知火にあります鴨籠橋の災害復旧事業についてというところに移ります。まず小さな1番、災害復旧工事が行われておりますが、その工事を決定するまでの過程また手順、これについてお伺いをしたいと思います。こういった文化財の復旧工事をする場合は、この宇城市におきましては、これも宇城市文化財保護条例第19条に規定されております、宇城市文化財保護審議会の意見等を聞いて進めるというような記述もあります。当然この手順を踏まれていると思うのですが、その意見も含め、こういった答申があつたのかということも含め、この災害復旧工事までの経緯についてお伺いしたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 平成28年4月の熊本地震直後の現地確認では異常はなかったのですが、同年11月に有識者の調査により、石橋崩壊の可能性と市道規制について意見書が提出されました。鴨籠橋は市指定文化財であり、かつ現役の市道でもあるため、関係部署及び市長・副市長による協議を何度も行い、その事業方針について、地元へ説明を行いました。

その中で、地元行政区から工事の早期実現、大雨時に安心して利用できる橋の架け替えを訴えた嘆願書が提出されたため、宇城市文化財保護審議会の判断を踏まえて結論を出すことになりました。

宇城市文化財保護審議会からは、文化財を将来へ残し、伝えていくために原形復旧が最も望ましい。また、冠水や道路事情でどうしても河川、道路改良が必要ならば、石橋は現状保存し、排水機能などを強化すること、あくまでも現状保存の状態では何らかの対策を講じるよう答申されました。

審議会の答申を受け、市道として原形復旧させ、文化財と市道の両方の価値と機能を保存し活用することになりました。

以上の経緯を経て、令和2年から令和3年にかけて災害復旧工事及び載荷試験を行い、令和4年1月14日から市道の供用開始に至っております。

○8番（原田祐作君） 今御説明をいただきました。それでは、それを踏まえて再質問をいたします。この鴨籠橋の災害復旧工事につきましては、これを文化財、つまり一般公共土木ではなくて文教施設として復旧工事がなされたということについて、住民から監査請求がなされています。本請求につきましては、監査委員からは棄却という決定がなされておりますが、先ほどから言われています住民監査請求の本旨は、単純に地方自治法199条に規定されております、地方公共団体の財産に関する事務の執行や経営に関することに対してのものではないんです。この住民監査請求の本旨は、地方自治法242条に規定があるのですけれども、この工事が文教施設としてどのように工事が進められたかということではなくて、なぜそれを文教施設と判断し、文化財復旧工事としたかというところの監査請求なんです。これは242条において、この部分の解釈は認められているというふうに判断をしております。文化財の復旧工事というふうに判断をしたために、今その橋を含む道路は、道路法上制限がかかっている、法律上は安全な道路とは言えない状況になっています。また、公共土木災害として扱われなかったために、本来であれば国から補助を受けられるような有利な起債が使えずに、多額の一般財源である地方債を活用しなければならないような状況で、この工事は行われました。あえて厳しい言い方をさせていただきますと、この文化財として復旧するか、若しくは一般の道路として復旧するか、この解釈によっては宇城市に大きな損害を与えられたのではないかと、安全な道路を得られなかった、また一般財源をより多く支出させられたと、このような言い方もできるのではないかとというふうに思います。そういった点を踏まえて、住民監査請求がなされているわけなのですけれども、これに対しての監査委員の棄却という決定なのですが、この点、単に財政的な運用ではなくて、その予算が支出された原因まで遡って、監査できるということを周知された上での判断だったのかということをお伺いしたいと思います。

○監査委員事務局長（坂井孝治君） 事務局より住民監査請求の詳細について御報告を申し上げます。

不知火町の鴨籠橋災害復旧工事に対する住民監査請求は、令和4年3月28日に受付し、書類の審査を行い、4月4日に監査委員の合議により受理しております。

請求書の要旨は、市道4号線に架かる鴨籠橋の災害復旧工事を違法に施工したことにより、市民に交通規制を強いることになった。その違法な工事等に支弁した費用を宇城市長に補填するよう監査請求するというものであります。

受理後、主管課である教育部文化スポーツ課から資料の提出を求め、それを基に4月19日に担当職員から事情聴取を行い、現地調査を含め計7回にのぼる協議を行っております。また、請求人から意見陳述、聴取は本人の意向で辞退されてお

ます。

監査の結果は、5月25日付け関係者へ通知するとともに公表しております。請求の棄却の判断は、まず鴨籠橋が市指定文化財であることを聴取また資料等で確認しております。その上で、熊本地震による被害がなかったこと、そして、先ほど教育部長の答弁のとおり、有識者から提出された意見書において、「輪石のずれや過去に確認された劣化などを考慮し、早急かつ適切な処置を望む」と意見書が提出されていることを確認しております。その意見を受け、主管課では補助対象となる災害復旧工事の施工や石橋の拡幅、移転など様々な方策を協議し、地元行政区と情報共有を行いつつ、併せて市の文化財保護審議会の答申も踏まえ、起債事業の文教施設災害復旧工事（原形復旧）が施工されていることを確認しております。

また、鴨籠橋は、宇城市文化財保護条例第1条に規定される文化財であり、対象となった工事は、保存活用のための必要な措置として原形復旧されているもので違法性がないこと、工事後に実施された載荷試験は市道及び文化財として、交通荷重に対する耐荷力の確認と市民の安全性確保のための検証を実施されたものと確認しております。併せて交通規制は、その載荷試験を基に日常生活の利便性と文化財保護のバランスを取った規制であり、この規制による近隣住民からの苦情も市に対してないということを確認しております。

以上のことから、文教施設災害復旧工事、載荷試験の実施については、違法性はないという結論に至り、監査委員の合議の上、請求棄却の判断となっております。

○8番（原田祐作君） 文化財の復旧工事としての説明については、今了承しました。ただ、それでは1つ疑問が残るので、再質問させていただきたいのですけれども、私がこれを質問しているのは、要は文化財としての価値を残す、これは当然しなければならない。その側面としてやはり道路として安全な道路をつくらないといけない。この安全な道路というのは道路法に規定があって、要は制限がない道路、そして制限を付けていい場合というのは、上限がいくつかあったと思います。工事に欠損がある若しくはその工事するまでの臨時の期間であるというような、こういう規定がありました。そのいずれにも当てはまらないわけですね。確かに住民の皆様苦情もないし、住民の皆様も合意はされているのかもしれない。ただ、道路法との適合性という点とその調整がどう行われたのかという点を、この住民監査請求はやっていたというふうに私は理解をしています。ですから、あえて厳しい言い方をさせていただきます。では、監査委員としては、この道路法の規定を満たしていない道路には現状なっていると、このことについての御意見というのはどういったものがあつたのでしょうか。

○監査委員事務局長（坂井孝治君） この道路規制につきましては、土木部の方に情報

提供をお願いいたしております。載荷試験につきましては、20トン以上の載荷に耐えるということでお話は伺っております。その中で、もし緊急事態等においた場合、そこを通行する場合には申請をしていただければ通行可能ということ聞いております。

○8番（原田祐作君） 再質問したいところなんですけれども、回数制限が来たのでできませんが、20トンまで通れると。ということは、8トンの規制がなぜ必要なのかなというところにちょっと疑問が残るのですけれども、ちょっとこれはまた改めて議論をさせていただきたいと思います。

それでは2番目に移ります。小さな2番目、復旧工事についてということでお尋ねします。先ほどから何度も答弁の中で原形復旧というようなお話が出てきています。では、具体的にどのような工事がなされたのか、その内容についてお伺いします。

○教育部長（豊住 章君） 鴨籠橋は、明治期に架橋後、昭和期に拡幅されており、2つで1つの橋を構成している珍しい石橋です。

令和2年度から工事を行い、当初は支保工によって輪石を浮揚させ、変形箇所を復元する計画となっていました。現地での詳細測定の結果、輪石の大きな変位が確認されたため、石橋の要である輪石基礎部まで浮揚する可能性があり、安定・安全性を欠くため、明治期の石橋のみ解体・復元を実施することになりました。

まず、支保工を設置し、石材のナンバリングを行っております。その後、輪石個々の損傷状態の調査をしたところ、輪石は流用材が多く破損も見られたので、輪石の一部を削孔し、アンカーピンと樹脂にて補強しました。輪石補強完了後、輪石組みが行われ、中詰め材（石橋の内部に設置される石材）などの補強を行いました。市道であるため、最後にコンクリート打設し、復旧工事が完了しております。

なお、本工事は高度な伝統技術が必要であり、その石橋架橋技術の周知も含めて、災害復旧工事中の令和3年3月15日から令和3年5月28日までの約2か月間にかけて、一般公開を行っております。

○8番（原田祐作君） 今、工事の概要について御説明いただきましたが、私も今このお話を聞く前までは、原形復旧ですから当然元あった素材のみを使っていると、このように理解をしておりました。その根拠となるのが、広報うきの2022年3月号なんですけれども、ここに鴨籠橋の記事が取り上げられておまして、これについても工事の手法についてちょっと触れてあります。ここにもあるんですけれども、「割れた部分を補修し、もともとの石をそのまま全て活用。補修材には自然由来の石灰を使用するなど、実用的な橋でありながらも文化財価値を維持する工夫をしてある」と、人工のものは使っていないと、もともとの自然由来のものだけでやって

いるというような説明が書いてあります。ところが今の答弁の中では、アンカーピンを使って樹脂も使っていると。またこの記事の記述とちょっと内容が違うところがあるというふうに、私は今受け取っています。この点を含めて、またさらに市道であるということで、その交通性を安全に担保するために、道路上はコンクリートを打設されており、しかも手すりについても、もともとの石ではなくて鋼製の手すりになっていると。つまり外観をぱっと見たときに、鴨籠橋の価値というのはどこにあるんだというのがなかなか分かりづらい。そこに標識板とかあればまた別だと思えます。でも分かりづらい状況に今なっています。つまり原形復旧という点について、果たして本当にそれを原形復旧と呼んでいいのかというふうに、私は今疑問が残っているのですけれども、このことについて、どのようなお考えなのかを質問いたします。

○教育部長（豊住 章君） 広報うきの記述の中に「割れた部分は補修し」という部分がありますが、これがアンカーピンと樹脂での補強にあたります。そして、「接着材や金具を使用せず」というのは、輪石組みのときに専門技術を持つ職人によって石を積み上げていることにあたります。

災害復旧工事概要についての答弁であるため詳細に説明しておりますが、広報うきでは、限られた文字数の中で、一般の方にも分かりやすい文章にて掲載をしております。

質問の広報うきの内容を説明いたしますと、「石橋は接着剤や金具を使わず、石を隙間なく積み上げ、力学的なバランスで成り立っています。専門技術を持つ数少ない職人が、ミリ単位で調整しながら繊細に作業を行いました。また割れた部分は補修し、もともとの石をそのまま全て活用。補修材には自然由来の石灰を使用するなど、実用的な橋でありながら文化財価値を維持する工夫を施しています」以上のように記載しております。

また、石橋復旧における現在の技術により施工されており、これらの工法は、宇土市の指定文化財である船馬橋復旧工事でも施工されており、文化財としての価値を損なわない工法となっております。

○8番（原田祐作君） なるほど、分かりました。そのような御説明もあると思うのですが、原形復旧という言葉がある以上、やはりこの原形とは何かというところは、多少解釈の違いもあるのではないかなというふうに思います。この辺も含めて、先ほどの監査請求の要旨の中に入っていたと思うんです。ですから、形が無くなってしまったら価値としてはなくなるというような説明が先ほどありました。形は残していると、ただこの鴨籠橋については、形よりもその今言われた高度な伝統技術、この技術の部分。さらにこの記事の中にもありますけれども、時代も違う、しかも

材料も違う石が、2つの橋が一体となって現在もその機能を果たしているという、まずはその技術的なところがこの文化財の価値なのではないかなというふうには私は理解をしております。そういった中で、私はこれには価値があるというところで今話をしています。これを無くしてしまえというところの話はしていません。ただ、価値がどういった評価をするべきなのかというところを念頭に話をしているのですけれども、ですから、私はこの復旧工事については、記事の方をやはり多くの皆さんが読んだときに、あっ、人工物は使っていないんだなというふうに受け取られる方が多いのではないかなと、そういったときには、これは原形復旧と果たして言えるのかなと、コンクリートまで打ってそうなのかなというふうな感じを受けると、そういう方が多いのではないかと私は申し上げておきたいと思います。

それでは、小さな3番目、文化財保護と公益調整についての質問に移っていきます。先ほどから鴨籠橋というのは、これは市道でもあり文化財でもある両方の側面を持っているというのは明らかであります。宇城市文化財保護条例第3条では、財産権を尊重及び公益との調整とこのようにうたっております。現状、私はこの質問を取り上げるにあたって、この鴨籠橋については公益調整という点については、やはり疑問が残ると思います。その鴨籠橋の価値をはっきりと目に見える形では、今感じる事ができない。片方では安全な道路という側面でもやはり制限がかかった道路、道路法の根拠によらない制限がかかってしまっていると。やはり公益の調整について、適正にまた適評に行われなかった結果なのではないかなというふうな疑念を抱いております。それについて、この公益との調整、宇城市文化財保護条例第3条についての見解についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 一般的なコンクリート橋では、重量や速度規定が架橋前に判明しますが、鴨籠橋は石橋伝統技術による架橋であるため、工事完了後に載荷試験を行う方針としていました。そのため、載荷試験の結果、市道としての安全性を保つことや速度制限、重量制限が発生する可能性があることについて、地元の7区の行政区長へ話を行っています。

鴨籠橋は、土木部にて平成20年度に載荷試験を実施しており、その比較検証も行った結果、普通車両が利用する場合であれば問題がないことが分かりました。一般車両や緊急車両が通行できること、また文化財として長期に保存する必要性の両面から、関係部署と協議を実施し、総重量8トン以下の車両を通行可能として、令和4年1月14日より市道供用しています。

なお、災害復旧工事、載荷試験、市道供用について、地元行政区を含め、近隣行政7区へ回覧板を配布しています。重量規制について、これまで問題は起きておりません。文化財には保存・保護・活用という目的がありますが、あくまでもその地

域・歴史に意味があつてつくられた文化財であるため、地元で愛され、安全で安心な文化財でなければならないと思っています。そのためにも、今後も地元の意見を確認し、寄り添いながら文化財行政を進めてまいりたいと考えています。

○8番（原田祐作君） 十分理解するところはあります。ただ現状は、鴨籠橋は原形をとどめてはいない。それは分かりますよ、市道と文化財の両面のバランスを取ったときにそういう形になったということ、ただ現状を述べさせていただきますと、形をとどめていない。また法的な根拠によらない規制がかかっている。厳しい言い方をすると、安全な道路とは法的に言えない、安全かもしれないけれど言えない状況になっている。こういう状況があるというところを、私はこの点を今回ずっと質問のポイントとして置いているんですけども、つまり、現在の鴨籠橋というのは、つくられた当時の形とは違った形で今残されている、大切に残されていると思うんですけども、残されている。ただ、文化財保護条例による標識や説明板の設置がない、そして道路法に根拠を持たない重量制限がかかっている。載荷試験も普通の一般道として設計をすれば、そんなの要らなかったわけですから、その部分の費用も公益調整のいかんによっては掛からなかったかもしれない。ですから、道路法の第46条に規定があります。道路の交通に規制をかけることができる場合は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、また、道路に関する工事のほか工事のためやむを得ないと認められる場合であります。これが法的な理由ですね。住民の人が丸といったから丸ということは、法的には書いてないですよ。そこを申し上げて、または、指定文化財の復旧工事としたために国庫補助が受けられず、多額の一般財源を活用せざるを得なかった、これも先ほど指摘をしました。このようなことを踏まえると、やはり宇城市文化財保護条例第3条に規定する公益との調整、これが適法にまた適正に行われているのかというのをやはり検証しないといけないと、このように私は考えます。今回ずっとこの質問を聞いて、本来であれば教育委員会がこの公益調整をすべきだと第3条には書いてありますけども、今回の答弁を聞いていると、どうも市長部局と関係部局の中でその判断が行われたのではないかなというふうに、これは私が推測します。そこで、地方自治法167条に、副市長は市長を補佐し、市長の命を受け職員の担当事務を監督すると、このような規定があります。ですから、この職員の担当事務の監督者として、先ほどから申し上げております法と条例、この双方を基本にして行政運営を進める立場にある副市長に対しまして、この鴨籠橋災害復旧工事における公益調整の過程ですね、審議会がこういう答申をしたのではなくて、その審議会が文化財として復旧しましょうよと言ったその前段、この公益調整については、適法に行われたのかどうかという点についてお尋ねをいたします。

○副市長（浅井正文君） まず、熊本地震に伴う災害復旧の補助事業の対象は、復旧は原形復旧となっています。鴨籠橋は、熊本地震後の現地確認では、石橋が崩れている状況は確認されておりません、それが1つ。それと平成20年度の点検により経年劣化が判明していたため、要因が地震のみではありません。

さらに、石橋拡幅とか石橋の移転とか、地元行政区からの要望も含めて検討しましたが、原形復旧にはならないため、災害復旧の補助事業に該当しませんでした。過年度災害の単独復旧事業債で行いました。よって、宇城市文化財保護条例第3条に基づき、文化財の保護と他の公益との調整を十分に諮った上で、適正な災害復旧工事だったと思います。

○8番（原田祐作君） その点については分かりました。では、今その実際市道、市民の皆さんがこれから将来にわたって安全に通行する権利があるその市道について、今後ずっと制限がかかっていると。道路法との関連、取り合いとか調整ですね、この辺についてはやはり疑問が残るのではないかなというふうには思います。この点については、本来行政の仕事というのはやはり法に合うように、条例に合うように進めていくべきだというふうに私は解釈をしております。ところが、今回は道路法と合わない状況が生まれてしまっていると、この状況についてはどのようにお考えですか。副市長にお尋ねします。

○副市長（浅井正文君） 先ほど申したとおりです。

○8番（原田祐作君） 分かりました。私はこの文化財というのは、やはり大切にしなければならぬというふうに思います。そしてそういう気持ちがあるから、この宇城市では条例をつくって、その保護とかに細かい条件を付けていますね。まずそれが満たされていない。これはやはり文化財に対して、その文化財の価値がどのようなものであるのかということ、しっかりと認識していないというところの表れではないかなと、私はそのように思いました。今回の鴨籠橋についても、価値は何なのかと、その場所にあることが価値なのか、その形なのか。形であればもう原形復旧ではない。私はこの価値は、あの時代に高度な技術を持った方たちが、異なる石材、異なる工法で1つの橋をつくった。つまりその石組みとかその技術に価値があると、私はこのように思います。であるなら、そこにその場に市道として復旧するのではなくて、例えば、不知火図書館であるとか美術館にその橋を移築して、そこにその石組みが分かるような形でモニュメントをつくって、こういう技術が宇城市にはあったんですと、これが文化財の価値なんですとしておいて、橋は橋できちんとした安全な橋をつくるという道もあったのではないかなと、このように思います。行政の方の仕事というのは、やはり法に合った仕事、法に沿って仕事をされていると、そして冒頭述べましたけれども、皆さんが今やられている仕事とい

うのは、これは宇城市の歴史です。歴史というのは単にこういうことがあったよということではなくて、将来、未来の宇城市の人たちが、なぜこういう判断をしたんだと、なぜこういうふうになっているんだと、それを検証する、これも歴史の意味の1つであると、このように歴史という意味を調べると書いてあります。やはりそういったところで、この市役所の皆さんが法に従って、この宇城市の歴史を堂々と後世に残せるような、法と違うではないかと言われる状況がないような、そんな環境をつくっていただきたいなというふうに思います。

質問が残っておりますが、時間もありません。残りの質問については、また次回に回す分と広報紙等で皆さんにお知らせをしたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、吉良邦夫君の発言を許します。

○5番（吉良邦夫君） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、会派暁の吉良邦夫でございます。ただいま溝見議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。この度、令和4年の選挙で、無投票でございましたが当選をさせていただきました。当選が決まり、はや7か月が過ぎました。早く議員として成長して、応援をいただいた市民の方々に恩返しができるよう、日々勉強させていただいているところです。また、市民の方々をはじめ、議長、副議長、先輩議員、同僚議員、市長、副市長、執行部職員の皆様からも、様々な方から温かい励ましのお言葉をいただき、本当にありがとうございます。この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。そして、この宇城市がますます発展するように力を尽くしてまいりますので、よろしく願いいたします。日頃は、農家で小さいコミュニティにしかいませんので、全体性が見えないところがあるかと思いますが、そこは御了承いただければと思っております。そして、今まで3人の議員より時事ネタのお話がありましたので、そこは控えさせていただきたいと思っております。

質問に入らせていただきます。1に、ふるさと納税について、小学校の給食費の無償化を目指している中、情報を聞いた子育て中の方々に会うと、「無償化はありがたい、本当にありがとうございます」とか「うちは子どもが4人いて、全員その

対象になるので非常に助かりますし、子育てが少しですが楽になりました」と、嬉しいお言葉をいただきました。しかし、その反面「財源はどうなるのか」とか「あるのか」とか「ほかが縮小されないだろうか」という不安を申される方々がいるのも事実であります。ですから（１）のふるさと納税の現状について、一般財源として使いやすいものだと思っておりますので、昨年より減少したふるさと納税の現状はどうなっているか。また、昨年と比較して寄附額、件数、人気の返礼品などの説明をお願いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 本市のふるさと応援寄附金は、制度開始以来年々増加し、令和２年度には約５億８，７００万円と順調に伸びていましたが、昨年度は約４億９，４００万円と初めて減少に転じました。

令和２年度から令和３年度に減少した要因は、国の基準が厳格化され、経費を５０％以内に抑える必要がありましたが、本市では遠方かつクール便の利用が多いため送料が圧迫し、５０％の経費を超えるおそれがあったため、寄附額に対する返礼品の単価を抑えたことによるものと分析しております。

今年度に入り、寄附額向上のため、ふるさと創生係が設置されました。年度当初は昨年の影響もあり、寄附額が昨年同月期と比べ減少傾向で、８月末の段階では２５％の減少、金額として約２，８００万円少ない状況でした。しかしながら９月からは、新しく作成した改革プランの取組により増加傾向で、１１月末現在で昨年同月と比べ１１％の増加、金額にして約３，２６０万円の増額となっております。

なお、１１月末現在での人気の返礼品は、不知火７キロと焼き鳥７７本セットとなっております。

○５番（吉良邦夫君） どうして昨年度減少したか理由が分かりました。今人気の返礼品も知ることができましたし、そして今年はちゃんと対処されたことにより、着実に実績を伸ばされ安心いたしました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。（２）の今年度の目標について、昨年度から改革されたプランの内容と今年度の目標寄附額をお願いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 今年度、寄附額増加に向けての改革プランを掲げ、５つの取組を進めております。

１つ目は、寄附を受け付ける間口を広げるため、インターネット上のポータルサイトを現状の５つから３つ増やし、８つのサイトにいたしました。新しく追加したサイトは、ふるなび、auPAYふるさと納税、JALふるさと納税です。

２つ目は、昨年度寄附額減少の要因となった経費を５割に抑えるため、返礼品単価の引下げを改善しました。具体的には、返礼品単価は変えずに寄附単価を５，０００円刻みから１，０００円刻みに変更し、柔軟な単価設定を可能としました。

3つ目は、寄附単価を上げる取組です。10,000円の寄附の場合、寄附額に対し送料が占める割合が大きくなるため、15,000円以上の返礼品を充実するよう事業者様に御依頼しております。

4つ目は、返礼品の充実です。返礼品の品数を約350品目から約500品目に増やし、かつ他自治体でも人気のある商品を追加しました。具体的には、杉本本店様のお肉と松合食品様の醤油を使ったハンバーグ、容量が多い米などを追加しております。

最後に、認知度向上のため、寄附者が多い東京でのPRイベントを行っています。これまでに行ったものとして10月に東京有楽町駅前にて、ふるなび主催のPRイベントに出展、11月には日本航空様と連携し羽田空港でPRイベントを実施、また今月にはJR博多駅でのイベントを予定しています。

これらの取組で、今年度はこれまでの最高額だった令和2年度の5億9,000万円を超えることを目標とし、3年後の令和7年度には10億円の寄附を目指してまいります。

○5番（吉良邦夫君） 3年後には10億円と、一緒に頑張らせていただきたいと思っております。ですが、今テレビでもふるさと納税のCMがかなり流れております。そして、番組でもその内容が取り上げられ、いろいろ競争が激化している中で5つの取組をしっかりと進めていただきまして、本当に出荷をされる皆さんも増収になりますし、宇城市のふるさと納税も多くなる、そして売上げが上がったことによって納税額も増えるのではなかろうかと思っておりますので、目標に向かって頑張ってください、WIN-WINの関係が持てればと思います。そうは言いますが、私も実は出店者の1人として、今までは市役所や運営している会社任せでして、担当者が変わりますと、市役所の方、運営会社の担当者となかなか連絡が取れないということがございまして、詳しく内容どころか困って皆さんつながっていない状況でした。

そういう中で、(3)の今後の展開についてお伺いいたします。ふるさと納税の更なる魅力向上には、市だけではなく出荷者との連携・協力が必要となると思います。そのための政策があればお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 今年度、市としては新しく係を創設し、重点的に取組を進めておりますが、更なる寄附額向上のために、出荷者様の御協力は必要だと強く認識しております。

今年度の出荷者様との取組としましては、例年1回行っていた勉強会を5回に増やし、毎回違うテーマを設定して行ってまいりました。一例を挙げますと、楽天の担当者様から、寄附サイト内で寄附者の目にとまるページや写真の作り方の講座や、連携協定を締結したヤマト運輸様から、梱包方法のコツなどを御教示していただき

ました。

今後、出荷者様との連携をさらに強化するため、都城市が取り組んでおりますふるさと納税振興協議会の設立を視野に入れております。都城市の協議会では、事業者と市が連携し、返礼品等の充実、品質の向上に加え認知度向上に取り組んでおります。イベントPR時には生産者と市が協同で参加、また、返礼品の抜き打ち検査などで品質の向上に努めておられます。

全国の自治体との競争に立ち向かうためには、都城市を参考にし、生産者同士の横のつながりを強化し、選ばれる返礼品を提供できるようオール宇城の体制が必要です。生産者様と協議を重ね、振興協議会設立に向けての準備を進め、官民一体となり寄附額向上に努めてまいりたいと思います。

○5番（吉良邦夫君） 是非とも、都城市が取り組まれておりますふるさと納税振興協議会の設立をお望みいたします。それができることによって、出荷者の横のつながりができ、分からないことも聞き合えたり、コラボ商品または新しい商品ができてくるのではないかと、そのことによって相乗効果が生まれるのではないかと考えております。しかしながらふるさと納税は、全国的にも年々増加傾向で盛り上がっているのが現状です。そして、国の制度はいつまで続くか分からない懸念もあります。制度がなくなっても、生産者の販路が確保できるような仕組みをつくっておく必要があるのではないかと思いますので、質問させていただきます。

○市長政策部長（元田智士君） ふるさと納税は全国的に利用者が増えていて、昨年度の実績は8,300億円と大きな市場に拡大していますが、返礼品の過熱など様々な課題も抱えています。恒久的な制度ではないと想定し、ふるさと納税の制度に頼ることなく、市の特産品を恒常的に購入していただけるような仕組みの構築が必要だと思っております。

そのため、今年度は連携協定を締結したヤマト運輸様のサービスを活用し、個人事業者でも簡単にインターネットの店舗をつくれるシステムを生産者に紹介し、勉強会を開催しました。ふるさと納税をきっかけに、継続して購入できる仕組みと継続した周知を行うことで、市の特産品の販売向上につながるような取組を進めてまいります。

○5番（吉良邦夫君） どの業界も同じですが、農家も今コストが高くなりまして、経営に苦慮している状態でございます。その中で次なる手段として考えておられる、ふるさと納税が終了しても1つの販売先として確保ができることによって、農産物ではなかなか価格転嫁が難しい状況がございます。その中で自分が売りたい金額で販売できるというメリットがありますので、この取組を進めていただき、しっかりしたものにつくり上げていただきたいと思います。

続きまして、先ほど原田議員も質問される御予定でしたが、不知火美術館・図書館についてお願いいたします。まずは（１）の現状について、リニューアル後、数多くのイベントが開催され、その報道がテレビ、新聞等で取り上げられております。地元不知火出身の議員としては、知名度が上がり非常に嬉しく思っており、決断された市長、職員の方々はもとより、先輩議員の皆さんに感謝申し上げます。そのおかげで市外からの交流人口も増加していると思います。イベントの実績や回数、市内外の利用者数について、また、図書館利用者の市内外の数値についてもお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） ４月にリニューアルして以来、屋外の芝生スペースや館内のアトリエを利用して、９月までの半年間で数多くのイベントを実施いたしました。

指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブが単独で開催した講座・ワークショップ・講演会等が、図書館と美術館合わせまして９５件、３，４３０人の方が参加されました。

これに、カルチュア・コンビニエンス・クラブと各種個人団体が協力して、館前広場で行った地元生産者によるマルシェやキッチンカーなどによるイベント等が２６件あります。こちらは屋外のため正確な来場者数は把握できませんが、市内外から多くの方にお越しいただいているところです。

ちなみに１１月１９日、２０日に図書館まつりを開催し、本にまつわるイベントやマルシェ・キッチンカーでの販売があり、日曜日は３，２５０人の来館者がありました。また、指定管理に合わせ、図書館利用者の範囲を日本国内に住所を有する方に拡大しました。その結果、４月から９月までの半年間で、図書利用人数の２７％、約１３，３００人、図書貸出冊数の３５％、約８１，５００冊が市外在住者となっており、交流人口の増加にも大きく寄与していると考えています。

○５番（吉良邦夫君） 私の認識不足で、日本国内に住所を有する方々に貸出しができていたことは驚きました。利用人数の２７％、貸出冊数の３５％が市外在住の方となっているのは、やはり指定管理者のカルチュア・コンビニエンス・クラブの力だとも思います。

そこで、（２）の交流人口が増えている中での今後の展開についてお聞きしたいと思います。多くの人でにぎわっており、交流人口が確かに増えている中、この施設を利用して移住・定住のＰＲや仕掛け等できないかをお伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 不知火図書館・美術館には、宇城市外からの来館者も多数訪れていただき、隣接された子ども絵本の家も含め、市外の方に宇城市をＰＲする格好の場と考えております。

これまで、宇城市のシティプロモーションとしての様々な取組を行ってまいりま

したが、例えば、施設内スペースを活用し、訪れた方が見ることができる展示や手に取ることができるパンフレット、チラシの配布が考えられます。

海の見える風景での暮らし、農業をしながらの生活、若者が空き家を自らDIYし、思い思いの暮らしを営む商店街と、宇城市の各地域特性に応じた移住の形があります。

そうした宇城市での生活の多様性を、手厚い子育て支援や交通利便性とともにご紹介してまいりたいと思います。

○5番（吉良邦夫君）　少しでもPRができるチャンスがあれば、今いろんな政策をうたわれている中、それを知らせないともったいないと思いますので、告知の方をよろしく願いいたします。そして、実績をつなげて移住・定住の増加を期待したいと思います。また、それだけの市外の方がいらっしゃるのであれば、不知火美術館・図書館から、松合地区ましてや三角町にかけての国道266号沿いには、今、金椀万十というお店があります。そこがすごくにぎわっておりまして、沿線上の活性化のために、もっと店舗など増えたらいいと思っております。まずは、個人が美術館でマルシェなど出店を行い、後には空き店舗などを利活用して創業できれば理想だと思います。今の時点ではコロナ禍の中で出店される方、商売をされる方は大変だとは思いますが、コロナ禍が終息してからは、みんな考えていた人々が動き出すと思いますので、今から準備のために、個人が店舗出店等に関する創業支援はないかと思い、お伺いをいたします。

○市長政策部長（元田智士君）　個人が店舗出店する際の支援制度としましては、宇城市商工会が窓口となっている小規模事業者持続化補助金がございます。商工会では、創業者支援として個別相談も行っており、この個別相談を受けることで、受けられる国等の優遇措置もございます。

また、地域おこし協力隊に限るのであれば、地域おこし協力隊起業支援補助金というものがございます。宇城市で地域おこし協力隊として活動された方に対して支援するものです。

こうした様々な施策を連携させながら、まちづくりを進めてまいりたいと思います。

○5番（吉良邦夫君）　そうした支援や施策があるのであれば、少しは安心しているところです。私としましては、若い方が移住・定住していただき、農業や商業などいろんな仕事をして活気溢れる市になれば、移住・定住する人も増えるだろうと思っております。そして、市に活気ができ仕事ができる環境であれば、もし移住・定住された方が、再びほかの市町村や元住んでいらっしゃる所に戻られることはなくなると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。私も議員になりま

して、いろいろ考えることがございまして、やはり若者が力を出せるまちになった
らいいなと思っておりますので、今後とも皆さんの御協力をお願いいたします。

時間も大分余らせておりますが、ここで一般質問を終了させていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、吉良邦夫君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会
にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時25分

第 3 号

1 2 月 5 日 (月)

令和4年第4回宇城市議会定例会（第3号）

令和4年12月5日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君

教育部長	豊住章君	総務部次長	舛井貴男君
市長政策部次長	福田真治君	市民部次長	星津章博君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	井住寿宏君
経済部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、18番、河野正明君の発言を許します。

○18番（河野正明君） 皆さん、おはようございます。会派公明党の河野正明です。

本日は議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、早速ですが質問をさせていただきます。まず今回は、大きくは3点質問させていただきます。

まず、1点目のおくやみコーナーの設置について質問をさせていただきます。日本は少子高齢化が進んでいます。少子高齢化に伴い、我が国の年間死亡者数は年々増加傾向にあります。令和3年度のデータ、厚生労働省が発表した令和3年人口動態統計によりますと、日本の年間死亡者数は約144万人となっております。そのうち約90%が65歳以上、約76%が75歳以上となっております。令和2年度のデータでは、年間死亡者数は約137万人と前年度より約67,000人の増加となりました。また、一人暮らしの高齢者数の世帯についても増加傾向にあります。厚生労働省の国民生活基礎調査を見ますと、令和3年度の65歳以上の単独世帯数は約737万世帯となっております。現状、死亡や相続に関する遺族の負担は大きなものですが、今後の更なる高齢化によって、配偶者が高齢となるケースや世帯構成や家族形態の変化により、親族が遠方または疎遠になるケース等が増え、遺族が行う死亡・相続に関する手続きの負担は、一層大きくなるものと予想できます。デジタル化の進展に伴い、ICT化やペーパーレス化、電子申請、はんこ廃止と様々議論されておりますが、市民の皆様にとっても、実際、手続きを行う市役所の方々にとっても、増加の見込まれる死亡・相続等の手続きに関して、より効率性が求められているのではないのでしょうか。これらの課題に対し、市町村の中にはおくやみコーナーを設置し、遺族の負担の軽減に取り組む事例が増えております。名称については、ご遺族支援コーナー、また、おくやみ受付窓口など様々ありますが、ここではおくやみコーナーで統一し質問をいたします。

おくやみコーナーとは、住民の死亡に伴う手続きをワンストップで担う窓口のことです。遺族の負担軽減を目的に多くの自治体で設置が進んでおります。年金や保険、税金などの多岐にわたる手続きに、ワンストップで対応することで、窓口のたらい回しや手続き漏れを防ぐことができます。全国で初めておくやみコーナーが設置されたのは大分県別府市で、2016年5月に導入をされました。201

9年度までは全国で16を数えるほどでありましたが、2020年度に169の自治体まで急増をいたしました。同居していた家族や大切な方を亡くし、悲しみの中にいる遺族の方々にとって、死亡・相続に関する手続きは大きな負担になります。昨年、宇城市のある市民の方から、「身内が亡くなったときの慣れない市役所での手続きが非常に大変だった。もう少し円滑に手続きができればよかった」との声を聞いております。

そこで、質問に入ります。1番目の令和2年5月、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室では、遺族が必要となる手続きを抽出できる新システムおくやみコーナー設置自治体支援ナビを作成し、希望する自治体に提供を始めております。そこでは、おくやみコーナーの設置の背景や効果また具体的な準備、例えば場所や人の配置、法令関係等、非常に分かりやすくまとめられていると思っております。

そこで、本市の考え、認識についてお伺いをいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が、令和2年5月に作成されたおくやみコーナー設置ガイドラインと、おくやみコーナー設置自治体支援ナビを拝見させていただきました。

作成の背景には、御家族や御親族を亡くされた遺族の方の肉体的、精神的な疲労感や今後の不安感に対する行政としての思いが見受けられます。

葬儀等慌ただしい中、また、気持ちが晴れないうちに様々な行政手続をしなければならないこと、さらには、市での申請や確認作業等で長時間拘束されることは、大変な苦痛であると察します。

そこで、御遺族等の負担を軽減するため、先ほど議員のお話の中にもありました平成28年度には大分県別府市に、平成29年度には三重県松坂市におくやみコーナーとしてワンストップ窓口が設置されております。県内におきましては、令和2年8月に八代市が設置・運用をされております。

本市におきましても、令和2年度に職員提案制度として、全職員から業務改善等の案件を募集しました際に提案されたものを基に検討いたしております。その結果、令和3年3月から、LOGOフォームという市のシステムを採用しております。行政手続のデジタル化の一環として、おくやみ手続きフォームを導入しました。

このおくやみ手続きフォームは、葬儀社からの死亡届を基に、職員が事前に死亡者の基本情報を入力し、手続きに係る申請用紙に印字しておくことで、御遺族が窓口に来庁された際の記入の手間や待ち時間を軽減することができます。

その効果検証がなされておりますが、おくやみ手続きフォームの活用によりまして、御遺族の方の窓口での申請時間は、以前の2分の1になったというデータがございます。

今後におきましても、他市町村の先進事例を参考にさせていただきながら、行政手続のデジタル化と簡素化を図り、市民の皆様の負担軽減と事務処理の迅速化に努めてまいります。

- 18番（河野正明君） 令和2年度に職員の提案制度として、全職員から業務改善等の案件を募集されて、そして提案されたものを基に、令和3年3月からL o G o フォームという市のシステムを採用し、行政手続のデジタル化の一環として、おくやみ手続きフォームを導入されたということで、先ほどもお話をしましたけれども、昨年、宇城市の方ですけど、身内が亡くなられたときに手続きが非常に大変だったということで、即座に市役所の方に行きまして状況をお尋ねいたしましたところ、令和3年3月からこういったシステムを採用しておられるということで、そういったシステムの中で手続きが非常に大変だったと言われたことに対して、もう一度議会において質問しなければいけないということで、今回質問をさせていただいているわけでありましてけれども、そういった中で、やはり今後私が今質問しましたIT総合戦略室のおくやみコーナー設置自治体支援ナビ等も、しっかりと検証をされて、本当に素晴らしいことだと思います。宇城市独自でシステムを開発されたというのがですね。どっちがいいか分かりませんが、自治体の中では独自で開発されたシステムも使用されている自治体も多々ありますので、一応こういったところも参考に、今回いろいろとまた検討・勉強していただければなどの思いで質問をさせていただきました。今後、このような取組の調査研究をしていただきまして、より利用者目線といいますか、もっともっと工夫して行政サービスの向上を目指していただきますようお願い申し上げます、次の質問に移りたいと思います。

死亡や相続に関する手続きは、大きく分けて4つに分類されていると言われております。まず1つ目は、死亡後にすぐ発生をいたします死亡の届出であります。これは、死亡届の提出や場合によっては火葬許可申請、埋葬許可申請、死亡診断書の発行が関わってきます。2つ目は、死亡に関する手続きで、これは死亡届の提出後、葬式や火葬がひと段落したところで発生をします。行政機関、年金事務所、民間への手続きのことで、具体的には市町村等で行う国民健康保険関連、障がい者関連、子育て関連の手続きや年金事務所で行う未支給年金の請求、被保険者資格の喪失手続き、遺族年金の手続きと、また民間では金融機関の口座の停止、生命保険の保険金の受取り、電気・ガス・水道事業者等への契約や契約書の変更等、また勤務先や学校での退社・退校手続きなどがあります。3つ目は、遺産分割協議前の手続きで、これは亡くなった方の出生から死亡日までの連続した戸籍謄本を全て集めて行う法定相続人の調査や、亡くなった方が契約していた金融機関等や不動産の調査を行い、亡くなった方の死後、遺族が相続すべき資産の情報を把握する手段です。具体的に

は市町村で行う戸籍の調査や固定資産台帳の確認、法務局で行う法定情報一覧図の写しの入手や不動産登記情報の確認、また銀行等では残高証明等の発行が必要になる場合もあります。4つ目は、遺産分割協議後の手続きで、金融資産等の名義変更や相続税の申告が挙げられます。場合によっては、運輸支局等への自動車所有者の変更、警察署への車庫証明の変更、法務局への不動産登記の変更、事務所への相続税の申告、銀行等への預金等の払戻し等の手続き、証券会社への移管等の手続きなどが必要であります。

以上のような多岐にわたる手続きは、生涯で繰返し発生するものではありません。慣れない手続きについて、手続きの漏れや必要書類の不備によって手続きを何度も繰り返す負担が生じます。また、遺族の中には経済的、精神的な支えであった方を亡くしている場合もあり、遺族の今後の生活に対し、必要に応じた的確なサポートが必要な場合もあります。市町村の窓口が利用者目線に立って、遺族の心に寄り添う手続き業務を円滑に進めるために、まずもって2番目の手続きに必要な持ち物や、手続きの期限などを分かりやすくまとめたおくやみハンドブックについてお伺いをいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 市では、御親族や御家族、葬儀関係業者に対し、死亡届出の際に、今後の手続きに係る窓口の御案内の冊子を直接お渡ししております。また、先ほど申しましたおくやみLOGOフォームで、関係課に迅速かつスムーズに御案内できる取組も併せて実施しております。

議員御質問のおくやみハンドブックについては、本年度中に、市のプロジェクトチームによる作成に着手をいたしまして、窓口へのハンドブックの配置と併せ、葬儀社等への配布も実施予定でございます。

○18番（河野正明君） 現在、市においては、親族や家族、葬儀関係業者に対して、死亡届出の際に、今後の手続きに係る窓口の御案内の冊子を直接お渡ししておられるということで理解いたしました。また、死亡届出の手続き以後、御遺族の方が改めて来庁されるまでの間に、おくやみLOGOフォームに関係課で該当する手続きを具体的に抽出し、申請書の宛名等を事前に印字作成の準備をすることで、来庁時に関係課に迅速かつスムーズに御案内できる取組も併せて実施しておられるということで、大変評価をいたしますが、最後に、本年度中に、市のプロジェクトチームによって作成に着手をされて、窓口へのハンドブックの配置と併せて、葬儀社等への配布も実施を予定ということで、この辺も大変評価をさせていただきたいと思っております。先ほども私の方から死亡・相続に関する大きく4つに分類されているということで説明いたしましたけれども、やはり大変手続きに必要な持ち物であったり、手続きの期限といった、またいろんな多岐にわたっていろんな書類を書かなければ

いけないという方々もいらっしゃいますので、それに対してのやはりそういったおくやみハンドブックというのを実施していらっしゃる自治体も、数十ページにわたってのそういったハンドブックを作成しておられますので、どうかその点、しっかり市民の方々に分かりやすいようなハンドブックを作成していただきたいとお願い申し上げます、次の質問に移ります。

3番目であります。おくやみコーナー窓口の設置と開設時期についてということで、お伺いをさせていただきます。これは、先ほど部長の方から答弁をいただきましたけど、八代市に私も視察に行っていました。八代市が今年本庁舎ができて、すばらしい八代市の庁舎でございました。その中でやはり1階に窓口がありました。おくやみコーナーという印が受付の上の方に掲示してありまして、ちょうどそのとき受付に来られていた方々がいらっしゃいました。そういったところをしっかりと視察してまいりましたけれども、その点についての御答弁よろしくお願いたします。

○市民部長（黒崎達也君） 現状といたしましては、支所総合窓口の場合ですと、1か所の窓口から余り移動することなく事務手続きができておりますが、本庁の場合は、関係部署に少し距離がございますので、多少の移動が必要になっております。場合によっては、2階、3階へと移動しなければならないこともございます。

全ての場合ではございませんが、職員は、障がいをお持ちであったり、御高齢のため移動が大変困難と判断した場合には、関係部署に連絡を取りまして、1階窓口まで関係書類を持参してもらおうなどの対応を取ることもございます。

特に死亡届後の手続きは、名義の変更や口座登録の変更など多岐にわたっておりますので、時間が非常にかかります。1つの窓口を長時間使用することになります。したがって、窓口に表示してはおりませんが、死亡届後の手続きに来られた方の窓口につきましては、おくやみコーナーとしての機能を持った窓口として対応しているところでございます。

現在、本庁舎の大規模改修工事もほぼ終了しまして、窓口の設置箇所も見えてきておりますが、スペースの関係上、来庁者数に対して若干少ないかなというふうに感じているところです。

また、本年度におきましては、マイナンバーカードの交付率向上のために、特設ブースを設置するなどの対応をしていることもありまして、人員とスペースをそちらに使用しております。

今後におきましては、マイナンバーカードが普及し、市民の皆様がマルチコピー機やコンビニ交付を利用される機会が多くなりますと、窓口サービスに余裕が持てるものと感じております。

議員から御意見いただいております、おくやみコーナーの設置の必要性も大変感じておりますが、具体的な開設時期は現在未定でございます。設置につきましては、おくやみコーナー設置ガイドラインや先進的な自治体の取組を参考にさせていただきまして、本市窓口の現状分析と課題の洗い出しを行い、市民サービスの向上に資する窓口の在り方を研究してまいります。

○18番（河野正明君） 現在、窓口に表示はしていらっしゃいませんけれども、死亡届後の手続きに来られた方々の窓口については、おくやみコーナーとしての機能を持った窓口として対応しているということですよ。おくやみコーナーは、やはり来られた方が窓口として、どこ、どこ、どこという感じでいっぱいありますので、目に付きやすいようにということでおくやみコーナーという、そういった枠がないならば、四角に作ってカウンターに置くとか、そういったこともいいのではないかと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。先進的な自治体の取組といいますか、先ほど申しました八代市であったり、ほかの自治体はほとんどそういうふうには設置をしてあります。ですから、そういったところもしっかり見ていただいた上で、取組というか在り方の研究をしていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、次の質問に移ります。

大きな2番目、母子健康手帳アプリについてということで質問をさせていただきます。乳幼児を抱えるお母さんから、新聞等である市の子育て支援事業として、スマートフォンやタブレット端末で使える母子健康手帳アプリの記事を読まれまして、「宇城市ではアプリを活用されていないのですか」とのお尋ねがありまして、残念ながら、宇城市においてはまだ取り組んでいないことをそのお母さんには伝えました。その後、自分なりにこの母子健康手帳アプリについて調査しましたところ、アプリ登録者が母子健康手帳の記録をアプリにデジタル保存することで、妊婦そして出産・子育てに関する情報を必要な時期に受け取ることができ、また行政から一斉配信される情報を受け取ることや、予防接種のスケジュール管理などが可能であり、母子健康手帳を無くした際のバックアップとしても有利であり、思った以上にこのアプリは使い勝手がいいように思われました。また、厚生労働省においては、妊婦から出産・育児を記録する母子健康手帳を2023年度より10年ぶりにリニューアルするとの報道もなされております。

そこで、本市における母子健康手帳アプリの認識と方向性について、どのような見解を持っておられるかお尋ねをいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） まず、母子健康手帳の交付の現状についてお答えさせていただきます。

母子健康手帳につきましては、母子保健法第16条において、妊娠の届出をした

者に対して市町村が交付しなければならないこと、また、妊産婦、乳児または幼児が健康診査または保健指導を受けたときに必要な事項の記載を受けることが規定されております。

市町村から交付された母子健康手帳は、妊娠、出産、乳幼児期の一貫した健康記録として母子の健康管理に役立つだけでなく、この記録を参考にして保健指導が行われており、母子保健対策を進める上で大変重要なものであります。

母子健康手帳の交付については、妊婦が行政の行う母子保健サービスにつながる重要な機会となっており、妊婦にとっては、妊婦健康診査の受診券を受け取ったり、専門職による妊娠中の健康管理についての保健指導を受ける、また様々な母子保健サービスを案内してもらうなどのメリットがございます。

行政にとっては、地域の妊婦の状況を把握し、母子保健サービス、各種子育て支援サービス、福祉制度も含めた支援につなげていくためのきっかけとなります。

本市の母子健康手帳の交付につきましては、宇城市保健福祉センターにおいて、毎週火曜日の午前中若しくは個別対応にて交付を行っております。

御質問の母子健康手帳アプリについてですが、法定の母子健康手帳ではございませんが、妊娠期から子育て期にかけた健診結果等の記録や予防接種の管理、地域の子育て情報等の受信も行えることになっており、母子健康手帳を補完するものとして、併用した形で活用されていると認識しております。

I C Tを活用した新たな子育て支援策として、母子健康手帳の記録から地域の情報までをスマートフォンやタブレット端末にてサポートできることから、既に多くの自治体で導入されており、今後も自治体の取組を子育て世代にもっと便利に活用してもらうための支援策として、母子健康手帳アプリの導入が増えていくことが予想されております。

- 18番（河野正明君） 母子健康手帳の交付については、妊婦が行政の行う母子保健サービスにつながる重要な機会となっているということ。また、母子健康手帳アプリについて、法定の母子健康手帳ではないということですが、妊娠期から子育て期にかけた健診結果等の記録また予防接種の管理であったり、地域の子育て情報等の受信も行えることになっている。母子健康手帳を補完するものとして、併用した形で活用されているとの認識であるということと答弁いただきました。I C Tを活用した新たな子育て支援策として、母子健康手帳の記録から地域の情報までをスマートフォンやタブレット端末においてサポートできるということから、既に多くの自治体で導入をされているということで、多くの自治体でこの取組はされております。本市のアプリの認識と方向性については、大変理解をさせていただいておりと私も理解をしております。

それでは、次の質問に移ります。次に、母子健康手帳アプリの機能、そしてまたメリットについてお伺いをいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 母子健康手帳アプリの機能・メリットについてでございますが、まず、自治体から提供される各種制度・サービスの案内を自動で配信することができ、母親やその家族は、スマートフォンでプッシュ通知を受け取ることができるようになります。

今までの子育て情報の発信に加え、妊娠中や予防接種時など、対象者にとって必要な情報を絞り込んで送れるため、必要な人へ、必要な情報を、必要なタイミングで情報提供するというアプローチが可能となり、住民とのコミュニケーションの機会の増加、質の向上につなげることが可能となります。

次に、各自治体で目標になっている予防接種率の向上や接種事故、いわゆる接種時期・間隔・受け忘れの防止等の減少に効果的で、地域医療の利便性向上に役立てることができます。

また、仕事と家庭の両立など忙しい子育て世代が、紙の母子健康手帳ではカバーできない部分の補助として利用することができ、家族など周りの子育て参加が促され、母親の孤独感、不安の解消が期待できます。

万が一、災害等で母子健康手帳を無くしたときのバックアップとしても活用することができ、若い世代が安心して出産・子育てできる環境づくり、子どもの健やかな成長に役立つ地域に根差したサービスとして活用できることが期待されております。

○18番（河野正明君） まず機能としては、自治体から提供される各種制度・サービスの案内を自動で配信することができ、母親やその家族は、スマートフォンでプッシュ通知を受け取ることができるようになるということ。またメリットとして、各自治体で目標になっている予防接種率の向上であったり、接種事故の減少に効果的で、地域医療の利便性向上に役立てることができるということの答弁でございました。子どもの健やかな成長に役立つ地域に根差したアプリ、サービスとして、活用できますよう期待をいたしますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。母子健康手帳アプリの導入の認識についてということで、御見解をお尋ねいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 全国的な出生数の減少、核家族化など、子育て環境は大きく変化しております。国では子ども・子育て支援新制度をスタートさせ、家庭や子どもに寄り添った総合的な子育て支援を推進しており、経済的な負担や不安、孤立感を和らげる地域社会の在り方が重要視されております。

こうした社会背景を受け、子育てしやすいまちづくりの支援策の取組が必要とさ

れる中、ICTを活用した母子健康手帳アプリによる支援が期待されております。

母子健康手帳アプリは、紙の母子健康手帳と並行して利用するサービスで、各自治体が発信した情報が住民の手元に届きやすくなり、地域の新たなコミュニケーションの機会が増えることが期待できます。

また、子どもの成長記録の共有が簡単となり、夫婦・家族の子育て参加を促し、子育て世代が抱える孤独や不安を解消することで、母子保健サービスの向上、出生率の向上につながっていくことが期待されております。

ICTを活用した新たな子育て支援策として、妊娠中から出産、子育てまで全てのライフステージに合わせ、切れ目のない自治体サポートの実現を目指すため、本市においても母子健康手帳アプリの導入について、国県の補助金を活用の上、検討していきたいと考えております。

○18番（河野正明君） 大変理解はできました。最後に、ICTを活用した新たな子育て支援策として、妊娠中から出産、子育てまでの全てのライフステージに合わせて、本市としても切れ目のない自治体サポートの実現を目指すということと、母子健康手帳アプリの導入について、本市においても国県の補助金を活用の上、検討していきたいという答弁でございました。大変理解できました。ありがとうございます。

それでは、次の大きな3番目のヤングケアラーについて質問をさせていただきます。「本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり友だちと遊ぶ時間がないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものことをヤングケアラーという」と、テレビは言います。この質問は、今年の3月議会において1回質問をさせていただきました。そういったことで、まずもって昨年実態調査が、県の方でアンケート調査がありました。その点、3月において聞いておりましたけれども、また今年度においても小学校6年生を対象に調査がされたということで、ヤングケアラーに関する児童生徒へのアンケート調査の実施状況とまた宇城市の実態についてお伺いをいたします。

○教育部長（豊住 章君） ヤングケアラーに関する熊本県のアンケート調査の実施状況についてですが、昨年の9月から10月に、県内全ての中学2年と高校2年を対象に、ヤングケアラーについての初の実態調査が実施されています。

調査内容は、学年、性別、住んでいる市町村、一緒に住んでいる家族など28項目となっており、電子申請による回答となっています。また、調査結果では、「世話をしている家族がいる」と回答した中高生が2.8%、約35人に1人となっており、世話をしている家族で最も多かったのが「きょうだい」となっています。今

年度のアンケート調査につきましては、令和4年10月末を回答期限として、県内全ての小学6年を対象に実施されています。調査結果につきましては、令和5年3月以降に、県のホームページで公表予定となっています。

県のアンケート調査は、ヤングケアラーについての県の実態を把握し、具体的な支援策を検討することが目的となっており、集計結果を含めた報告書は、個々の回答が特定できないよう編集されています。そのため、アンケートの実施の有無や宇城市としての集計結果の把握はできない状況となっています。

各学校においては、日頃より児童生徒本人の観察や直接の関わり、保護者との連携などを通して、虐待やネグレクト、ヤングケアラーが疑われる場合は、校内でのケース会議や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーとの連携、また、市の子ども未来課への情報提供や連携を通して対応しております。ここ数年、本市の学校からヤングケアラーの報告は上がっておりません。

今後も、子どもの行動の背景にヤングケアラーの可能性があるという視点を持ち、日々アンテナを高くして、目の前にいる子どもたちに丁寧に関わっていくことが大切だと考えております。

○18番（河野正明君） アンケートの実施の有無や宇城市としての集計結果の把握はできない状況ということで、宇城市においては、県のアンケート調査結果の情報は入らないということですよ。また、ここ数年、本市の学校からはヤングケアラーの報告は上がっていないということでもありますね、理解いたしました。昨年の熊本県の実態調査結果を踏まえて、「ヤングケアラーについて聞いたことはない」と答えた子どもが77.5%に上がったということでもあります。県は、潜在的な該当者はもっと多いのではないかとの見解を示しております。

次の質問になりますけれども、まだまだ子どもたちもそうですけど、先生方に対しても研修であったり啓発等々が必要になってくるのではないかと思います。2番目の質問に入りますが、どのような研修を行っているのか、またはどのような啓発を行っているのか、具体的に御答弁をお願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） ヤングケアラーに関する周知や啓発を目的とした通知文が、今年度も県から複数届いており、その通知文を各学校に発出してしております。内容は、ヤングケアラー支援マニュアル、ヤングケアラーの普及啓発のリーフレット、ヤングケアラー相談支援センターの開設など、ヤングケアラーの具体的な状況や支援、教職員や保護者への周知啓発などの内容になります。

ある学校においては、通知文を全職員に供覧し、児童生徒との面談の前に管理職等から、「ヤングケアラーのことを意識しながら面談を進めてください」とか「学校を休みがち、忘れ物が多い、目に見えて学習意欲が減退してきたなど、子どもの

変容に留意してください」といった助言・指導をしたりしているとも聞いております。

さらに、今年度から始まった県主催のヤングケアラーの研修会に参加し、ヤングケアラーについての理解を深めたり、校内研修を活用し、ヤングケアラーを早期に発見できるよう教職員間で情報共有を図るなど、確実に各学校において、ヤングケアラーの認識についての意識の高まりがうかがえます。今後はさらに校長等会議や教頭研修会においても、ヤングケアラーの存在についての啓発を進めていく予定であります。

- 18番（河野正明君） 研修については、県主催の研修会であったり、校内の研修であったり、そしてまた今後はさらに校長等会議や教頭研修会においても、ヤングケアラーの存在についての啓発を進めていく予定であるということに理解をいたしました。

再質問でありますけれども、対象ケースが発見された場合の各関係機関との連携、支援方法についてお伺いいたします。

- 福祉部長（岩井 智君） ヤングケアラーのケースが発見された場合、学校においてはスクールソーシャルワーカーへの相談を勧めるとともに、市の子ども未来課に相談・情報提供がなされることとなります。

子ども未来課では、状況を調査の上、要支援児童として宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、いわゆる要対協と言いますが、その対応ケースとして登録をすることとなります。要対協においては、行政担当者・学校・スクールソーシャルワーカー・その世帯に関わるケアマネージャー等関係者と個別ケース検討会議を開催し、情報の共有・支援方針・役割分担について検討をしております。

対象ケースの支援方針に基づき、利用可能な福祉サービスの提供を勧めていくこととなりますが、利用可能なサービスが少ないケースもございますので、個々の状況に応じた支援方針の検討が必要となっております。

また、ヤングケアラーである当該児童生徒の心のケアも、支援方針の下に、スクールカウンセラーや養護教諭・担任の先生等により実施されることとなります。

- 18番（河野正明君） 各関係機関の連携そしてまた支援方法についての答弁、大変理解ができました。ありがとうございます。家族の介護や世話などを日常的に行う18歳未満の子ども、ヤングケアラーへの支援を強化するために、政府は今年度から3年間を集中取組期間と定めております。また、家族のために献身する行為自体は尊く、否定すべきものではないが、それが原因で自分の将来に希望が持てず苦しむようなことがあってはならない。このため政府は、一人一人が思い描く人生を歩めるよう寄り添う支援に努めていますとしています。ということで、ヤングケアラ

一は報道で取り上げられることも増えましたけれども、まだまだ知られていないのが現状であります。まずは、社会的認知度を高めることが重要であると思います。これについては、国の予算を活用し、各自治体での実態調査や福祉・介護・教育など関係機関への研修など、具体的な取組を前に進める必要があると思います。今後の取組をどうかよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） 宇城市民の会の中山でございます。あの夏の忌まわしい事件から5か月が過ぎようとしています。9月議会でも触れましたが、さらに驚くべき事実が次から次に明るみになってきました。自民党の国会議員のみならず、立憲民主党や日本維新の会にも、旧統一教会の関連団体とは知らずに関係を持った議員もいますが、自民党の関係は尋常ではありません。時代を遡れば、安倍元総理の祖父、岸元総理の時代からの関係であるとのことで、驚くばかりであります。今回の件で私がどうしても理解できないことがあります。それは、保守を標榜する日本を代表する政党が、なぜ反日的な教義を持つカルト的な宗教団体とあれほどまでの深い関係になったのかということであります。保守とは一体何なのでしょう。結果として、その政党が最も反日的な政党だったということになるのではないのでしょうか。岸田総理や自民党は、今後は一切関係を持たないと言っておられますが、教団側は今後も政治家を支援すると言っているようです。国会では補正予算が成立し、今後は旧統一教会からの被害者救済のための新法案が審議されます。政府与党は、勧誘する際に配慮義務を設けるなど、当初方針から修正を加えたものの、野党や有識者からは、内容が不十分で救済につながらない可能性があるとの批判の声が上がっております。今後は、野党や有識者の指摘が反映され、旧統一教会のみならず、純粋に宗教を信じる人が1人たりとも被害者になることがないように、実効性のある法律が成立することに期待をしたいと思います。

そしてもう一つ、明るみになってきた問題があります。東京オリンピック関連の事業に関わる賄賂と入札にまつわる談合疑惑であります。改めて巨大予算が動くオ

リンピックが莫大な利権の温床になってきたことが明るみになりました。おそらく疑惑の広告代理店に丸投げしておけば何とかなるといった、安易な考え方があったのではないかと疑ってしまいたくになります。この問題は徹底的に膿を出して、国民の大切な税金が無駄に使われることがないように、国会での議論に期待をしたいと思えます。

それでは質問に入ります。まずは物価高騰対策について質問いたします。12月2日に国の補正予算が可決されました。その中で喫緊の課題として、物価高騰対策についての議論に多くの時間が費やされておりました。野党の指摘によれば、多額の予備費の積み増しと多くの基金が創設され、数兆円単位の基金が積み、即効性のある対策ができるのかという疑問を抱いているところであります。その中で、これまでのような地方が独自の考えで執行できるような交付金が含まれているのかどうか、現段階で情報があれば教えてください。

○市長政策部長（元田智士君） 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、本年10月28日に7,500億円が閣議決定され、今国会で可決されました。追加計上した内容は、コロナ対応に係る国庫補助事業の地方負担の所要経費及びPCR検査、抗原定性等検査への支援に対するもので、市独自の支援策に利用できるものはございませんでした。

○21番（中山弘幸君） 今回の12月2日に成立した今国会での補正予算には、これまでのような地方が独自に使える交付金はないということではありますが、現在の物価高騰の中でその煽りを最も受けている業種の1つが農業であります。肥料・燃料・その他資材が値上がりしても、その価格を自ら決定することは難しく、ほかの業種に比べ、景気の上昇を物価に転嫁できにくいという側面があります。少しではありますけども、私が使っております硫酸という肥料がありますが、昨年今頃は1袋20キロが950円ぐらいでした。現在は1,700円に上がっています。また別の化成肥料は1,700円ぐらいでしたが、今では3,100円を超えております。私は重油は使いませんが、園芸農家に聞きましたら高騰前は1リットル当たり80円ぐらいが、現在100円を超えているということでした。肥料は国の支援事業があり、値上がり分の約8割が補填される事業が今行われておりますけれども、燃料については直接の補填はありません。また、肥料についても今後継続的な支援があるかは不透明であります。先日もトマト農家からの電話があり、苦しい状況を訴えられました。そのような現状を踏まえ、執行部の農家支援についての考え方をお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 国の支援の状況を申し上げます。まず、国は原油価格の上昇による物流費や包装資材の高騰、ウクライナ情勢による原材料価格の高騰、加え

て円安による輸入コストの上昇による農家経営への影響を緩和するため、本年7月に燃油高騰対策事業、9月から肥料価格高騰対策事業を行っております。

市においては御承知のとおり、地方自治体の裁量で使用できる地方創生臨時交付金を財源としたプレミアム付商品券を4回発行し、全ての市民の方に公平に、また地域経済が活性化するように取り組んでまいりました。本市の商品券は、県内でもプレミアム率が突出して高く、物価高騰対策としては十分な効果があっているものと考えています。

今後の対応については、状況を見て御判断させていただきます。

○21番（中山弘幸君） これまでの商品券事業はそれなりに評価をいたしますし、今後交付金があるときは判断されるということで、一步前進であると思います。再質問は明確に通告しておりませんでした。市長にちょっと答弁をお願いしたいと思っておりますけれども、これまでプレミアム付商品券の事業を行ってきたからといって、農家支援をしなかったという理由にはならないと私は思います。本当に支援の必要性を考えていたのであれば、何らかの対策ができたはずであります。例えば、今回の物価高騰対策の商品券事業ですね、当初は5,000円で10,000円を買えるものでしたけれども、それが国からの想定外に交付金の増額があったということで、商品券事業が倍額されました。それが一番手っ取り早く、都合が良かったことは理解します。しかし、そのときに一步立ち止まって、ほかに効果的な支援はなかったのかと検討してもよかったのではないかと思います。市長のそういった考えは、頭をよぎりませんでしたか。

○市長（守田憲史君） 経済部長の答弁のとおりです。

○21番（中山弘幸君） 先ほど自由に使える交付金があれば、状況を見て判断をしたいと答弁がありました。しかし交付金が来ても、準備ができていなければ速やかな実行はできません。そのような準備ができていのかどうか。もしできていないのであれば、早急にこの制度設計に入るべきと思いますが、その辺のところはいかがですか。

○経済部長（浦田敬介君） 先ほど答弁で申し上げましたとおり、状況を見て判断をさせていただきます。

○21番（中山弘幸君） ですから、準備ができていなければ速やかな実行はできませんので、そのような準備をしていくべきではないかということをお願いいたします。その辺はいかがですか。4回目ですか。（聞き取り不能）はい、分かりました。そういうことです。

次の質問に移ります。青海小学校の駐車場について質問をいたします。青海保育園と大岳保育園が統合民営化され、新園舎が青海小学校の駐車場に建設されること

になり、それに伴う歩道の整備が現在行われております。また、駐車場の整備も近く着工されると聞いております。執行部から駐車場の予定配置図を配布いただいております。現在の青海小学校の駐車場は70台から80台の駐車スペースがあり、コロナ前の運動会を省けば、ほぼ不足することはない状態です。当初の説明では、大体それに近いスペースは確保できるということでしたが、結果的には図面のとおり、校舎裏に職員用の駐車場として25台、現在地にグラウンド専用駐車場が20台となっております。PTAの役員さんとこれまで協議をされてこのようになったと聞いておりますけれども、これでは各種の学校行事では不足することが考えられます。そこをどのように補っていけばいいのか、執行部の考えをお聞かせください。

○教育部長（豊住 章君） 保育園建設に伴う教職員等の駐車場の整備については、現校舎裏のスペースを活用し、約20台の駐車場を整備する予定です。

また、保育園に隣接するスペースに、共用駐車場として約20台分を同時に整備する予定であります。

イベント等により、駐車場が不足する場合には、学校敷地内の空きスペースや現青海保育園などに駐車してもらうことを想定しております。

○21番（中山弘幸君） 運動会のような大きな行事を省けば、体育館または校舎周辺に停めていいということであれば、現在の児童数を考えれば、何とか対応できるのではないかと思います。小学校・保育園の保護者も重なっている方が多くおられます。今後は様々な面で学校・保育園双方にとってプラスになるように、適切な環境を提供することが行政の役割だと考えます。今、共用とおっしゃいましたが、それはたぶん頂いた資料の中ではそういうところはなかったですね。最初の答弁書では共用という言葉はなかったのですが、これは共用でいいんですか、確認します。

○教育部長（豊住 章君） 日常の使用につきましては、学校管理者である小学校と青海保育園との申合せ次第かと思いますが、学校と保育園、共に運営に支障のない運用方法を検討して、お互いが効率的に使用していくことが必要になるかと思っております。

○21番（中山弘幸君） そういったことを学校と園と勝手に決めていいものではないと思いますけれども、そこは確認しますよ、共用ということでもいいんですね。だったら、それは問題ないのですが、実際保育園も10台では足りないと思うんですね、職員さんもおられますし。一応この協議の中では、途中で青海小学校のPTAさんから共用にしてほしいという意見があった中で、別々の場所を設けますということで、そこはたしか最初は共用ということで明記していなかったんですね。私はそれは、普段は小学校の駐車場は行事がないとき以外はほとんど使わないですね。保育園では送迎もありますし、学童の送迎もあります。ですから、その辺はきちんと前

もって使わないときは、お互いに融通してもいいということをはっきりと決めておくべきではないかと。でないと、後々学校長が替わったり、保護者が替わったりすれば、そんなことは認めないとかうやむやになったりすることがありますので、その辺をきちんと教育委員会が中に入って、使わないときは共用してもいいと、お互いに融通し合ってもいいということを中心に決めておくべきだと、そのところを確認します。

○教育部長（豊住 章君） 駐車場に関しましては、限られたスペースでございますので、学校側、保育園側、共に運営に支障のない運用方法を検討して、お互いが効率的に使用していくことが大切だというふうに思っております。

○21番（中山弘幸君） それでは、その辺はきちんと事前にとり決めて、お互いが使わないときには融通し合ってもいいということを中心に決めておいてください。でないと、後々、うやむやになったり、なし崩し的な運用になっては困りますので、その辺は指摘をしておきます。

次に、2番の保護者、地域等への説明についてお尋ねをいたします。保育園の青海小学校への移転の話が持ち上がって、3年と数か月が過ぎました。当時、私がPTA会長で保護者の意見を取りまとめてまいりました。当時、保育園、小学校、区長会と別々に説明がございましたので、こちらから提案をして最終的に令和2年1月に郡浦市民館で地区の区長さん方、小学校の保護者、両保育園の保護者を対象にした説明と意見交換が開催されました。その中で、現在の保育園の場所に新園舎を建設することが決定し、その後プロポーザルで運営法人が決定した経緯があります。その後、令和2年8月に運営法人と保護者代表の方が小学校に来られ、小学校の駐車場に建設させていただきたいということで協力をお願いをされました。当時も私がPTAの会長をしておりましたので、学校長と対応をいたしました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大で、保護者の意見集約をすることができませんでしたので、令和3年度の新しい会長と話し合い、この問題はこれ以上、PTAの役員会としては対応できない旨を市長と運営法人に伝えた経緯があります。その後は宇城市の指導の下でこれまで計画が進んできたことを認識をしております。最初、一度は青海保育園の現在の場所に建設が決まりましたが、諸般の事情で最終的に青海小学校の駐車場に決定し、現在計画も最終段階に入ってきております。これまでの経緯を踏まえれば、小学校並びに保育園の保護者、地域の区長さん方には最終的な報告をすべきではないかと考えております。しかし先般、10月4日に説明会が開催されましたけれども、残念ながら、PTA役員の一部にしか案内はあっておりません。せっかくなら全保護者を対象にすべきだったと考えますが、なぜそうされなかったのかお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 本年10月4日に開催しました青海保育園新園舎建設に係る説明会においては、青海小学校のPTA役員さん、青海保育園の保護者会役員さん、青海小学校長・教頭及び現在の青海保育園の移管先運営法人に参加案内を送付して、説明会を開催しております。

説明会においては、新園舎建設のスケジュール、歩道新設に伴う道路拡張工事及び小学校駐車場整備に関する説明をそれぞれ市の担当部局の担当者が行っております。

説明会の御案内につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校及び保育園の保護者については、代表の方として役員の方のみに御案内をさせていただいたところです。地域の行政区長の皆様の御案内についても、同様の理由で案内を差し控えたところがございます。

○21番（中山弘幸君） 何でもかんでも新型コロナウイルス感染症対策で済まされる問題ではないと私は思います。その頃は、県内の感染者数は減少傾向にありましたが、昨年でしたが、防災センターで保育園の保護者、小学校の保護者全員を対象にした意見交換会が開催をされております。たしか地域の区長さん方も参加されていたと記憶しております。今回参加された保育園や小学校の役員さんは、これまで何度も打ち合わせをされてきた方々ですね。それよりも役員以外の保護者に説明すべきではないですか。結果的に、最初執行部が提案されたとおりの場所に結局建設されましたのも、地域の人や青海小学校の保護者、学校の理解があったからだと思います。ですから、最終的にはこのような計画になりましたと報告することは当然のことだと思いますけれども、その点はいかがですか。

○福祉部長（岩井 智君） 行政区長さんへの説明並びに小学校のPTA及び保育園の保護者会につきましては、移管先法人から説明がなされていると伺っております。市としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在のところ説明は行っておりません。

○21番（中山弘幸君） 移管先からあったという話は聞いておりませんが、それはそれとして市としても、最初にあれだけ保護者や地域を巻き込んで話し合いをしてきたわけですからね。そこはきちんと最終的な報告は、説明責任はやはり果たすべきだと私は思います。いかがですか。

○福祉部長（岩井 智君） 青海保育園の新園舎建設につきましては、ようやく設計が完了した段階で、今後工事着工それからこのままのスケジュールでいきますと、おおむね1年後ぐらいにしゅん工の予定であります。これから工事着工ということになりますので、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら説明が必要であるというふうに判断すれば、その時期と案内者について検討していきたいと思っております。

す。

○21番（中山弘幸君） 運営法人からの説明については、後で確認をしたいと思いません。

次の質問に移ります。郡浦地区の上水道についてお尋ねをいたします。現在、郡浦地区の上水道の配水池の根元付近から大量の湧き水が発生しており、近隣の住民から不安の声が寄せられております。湧き水の現状とこれまでの対応について説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） まず、議員から御指摘がありました郡浦地区の漏水の件ですけれども、事業区分で申しますと、郡浦簡易水道の配水池付近の漏水となります。こちらにつきましては、昨年7月頃、水道施設の管理委託を行っております事業者から、郡浦簡易水道の配水池敷地付近から湧き水が発生していることを発見いたしております。その後湧き水は、断続的かつ徐々に水量が増え、昨年10月頃には、隣接する道路一面に流れ出す状況となっております。

このため、緊急対応として湧水が生じております箇所付近に集水枥を設置いたしまして、そこから仮設配管により、近くの道路側溝に放流している状況です。

現在のところ、表面に出て確認できるもので、1時間当たり2立方メートルから3立方メートルぐらいあるものと思われまます。

通常、こうした湧き水の原因は、水道施設からの漏水また農業用水施設からの漏水、そして自然の湧き水等が考えられますが、今回の場合は、配水池敷地付近からの湧き水であることから、上下水道局としましては、水道施設からの漏水を疑って調査を行ってきました。

調査の内容は、まず、水道用水であれば、消毒剤の残留塩素が検出されるはずですが、当初からこれまで10回以上の検査を行いました。検出されませんでした。このため、さらに詳しい水質検査も行ってみましたが、水道用水との特定はできませんでした。

次に、築50年を経過した配水池の水槽本体からの漏水を疑い、本年8月に、配水池の水槽内部にロボットカメラを入れて、水槽の底面及び側面にひび割れ等がないか調査しましたが、これでも異常は見つかりませんでした。

このため、配水池の配水管も含めた漏水を疑い、本年10月に、配水池に入ってくる水量と出ていく水量の調査を行ったところ、1時間当たり10立方メートルの不明水があることが、先般、調査結果で判明したところです。

これにより、水槽本体若しくは配水管からの漏水である可能性が高いというところが判明してきたところです。

○21番（中山弘幸君） 今の報告で、最終的に毎時間当たり10トンと言われたんで

すかね、10トンですね。かなりの量だと思います。今の水道施設からの漏水の可能性が高いという答弁がありましたけれども、施設のある場所は小高い丘の頂上付近にあり、自然の湧き水の可能性はかなり低いと思いますので、私も水道施設からの漏水に間違いないと思っております。

そこで、今後の対応についての説明をお願いいたします。

○上下水道局長（木見田洋一君） 今の質問にお答えします前に、先ほど1時間当たり10立法メートルと申しましたが、あくまでも不明水でして、表面に出ている分については、冒頭申し上げました2立方メートルから3立法メートルというところで御了承いただきたいと思っております。

それでは、今後の対応についての御質問に対するお答えといたしましては、まずは、湧き水の原因それと漏水箇所の特定が必要となってきます。

先ほど申し上げた調査の結果から、まずは敷地内の配水管からの漏水がないか、実際に掘削して調査を行い、原因特定を急ぎ行いたいと考えております。

その結果次第となりますが、早急な修繕対応が可能な漏水の場合は、速やかに修繕での対応を行いたいと考えております。しかし、広範囲にわたる場合や大規模な改修を要する場合、また、修繕工事が給水自体に影響を及ぼすような場合は、予算措置を含め、状況に応じた適切な対応の検討を行ってまいります。

地元住民の方々には、御迷惑と御心配をおかけするところでございますが、皆様への給水に影響が出ないよう慎重に対応してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

○21番（中山弘幸君） 私は専門的なことは分かりませんが、まずは徹底的な調査を実施され、地域の住民の皆様の安心・安全を含め、適切な対応を取られるように指摘をしておきます。

次に、4番目の給食費の無償化について質問をいたします。まず、実施の時期について、これまでの説明で令和6年4月から実施するとの説明を受けておりますけれども、現在の物価高騰を受けて実施時期を前倒しする考えはないのかどうか、執行部のお考えをお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 学校給食費の無料化については、令和6年4月からの実施を予定しているところであり、現在は、給食センターの一本化に向けた事務を進めているところです。

議員御質問の無料化の前倒しにつきましては、御承知のとおり多額の財源が必要となることから、予定どおり、給食センターへの一本化を開始する令和6年4月での実施を考えているところです。

○21番（中山弘幸君） 私は、やはり市長は本当は無償化はやりたくないのではない

かなと以前から思っております。しかし、選挙の公約ですからやらないわけにはいかない。もし市長が、心からこの政策が必要と思っておられるのであれば、私はもうとっくに実施されているのではないかというふうに思います。今、財源がないから前倒しはできないという答弁だったと理解をしますけれども、財源ならあると思います。財政調整基金がもう90億円、合併基金も32億5,000万円もあります。合併基金は、以前給食費の無償化に充当できるという答弁はいただいております。高森町では、町長の思い切った決断で、財政調整基金3億7,000万円を取り崩した事業が行われるようであります。基金というものは、ここぞというときに思い切って使ってこそ、私は意義があるのではないかと思います。年間約2億円の財源が必要だから前倒しはできないというのは、説得力がないと思います。

次に、財源についてお尋ねします。これまで議会やPTAへの説明の中で、給食センターに一本化すれば10年間で9億円、年間で9,000万円の財源の確保ができると説明されてきました。私は、この数字は正しくないと考えます。なぜなら、比較が現在7か所ある単独調理場を全て現在の衛生基準に適合した施設に改修する費用、約10億円が含まれております。そもそも給食センターへの一本化は令和7年度に予定されていたことであり、単独調理場の改修費用10億円は、そもそもあり得ない金額であります。要は、給食費の無償化を人質に取り、給食センターへ一本化するために効果を水増しにした金額に過ぎないと言えます。

そこでお尋ねしますけれども、令和6年度に給食センターに一本化した場合、初期費用のインシヤルコスト入れないランニングコストを令和5年度と比較した場合、どれだけのコストが節減になるのか、実際どれだけの純粋な財源が確保できるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 学校給食費の無料化に係る財源については、10月の臨時議会の際にも申しましたとおり、単独調理場の統合により削減できるコストを主な財源として考えているところです。

議員が申されるとおり、単独調理場の給食センターへの統合については、市総合計画や学校施設等長寿命化計画等の各種計画において明記されております。

これは、今後の児童生徒数の急激な減少に対し、持続可能で効率的な学校給食運営を図るとともに、統合による中長期的な予算の縮減を目的としているものであります。

統合による効果を予測するには、中長期的なライフサイクルコストにより費用の縮減額を把握する必要があり、内容については、人件費・維持管理費などのソフト面と、統合しない場合発生する今後の単独調理場の改修費などのハード面を同時に比較する必要があります。

議員御質問の単独調理場の改修費を無料化の財源として計上することは、コスト比較にならないのではないかとのことですが、先ほど申しましたとおり、センターへの統合がそもそも予算の縮減を主な目的としていることから、今後発生する単独調理場の改修費用も、無料化の財源としてコスト比較の対象とすべきものだと考えております。

○21番（中山弘幸君） 今、答弁があったように、市の総合計画において明記されているわけです。ですから、もともとこの10億円は最初からあり得ない架空の金額だと思います。統合が前提になっているので、ありもしない改修費用をコスト比較の対象にするのは、整合性が取れないと私は思います。私の質問に答えてもらえませんでしたでしたが、双方の初期費用イニシャルコストを省き、令和5年度と令和6年度を単純にランニングコストで比較したときに、私の試算では年間約3,200万円になるのではないかと思います。しかし、安心してください。財源が少ないので無償化はできないというつもりはありません。先般の質問で、ふるさと応援寄附金を10億円目標にされるということでもありますので、それで十分対応できると私は思います。私が問題にしているのは、ありもしない架空の数字を基に給食費の無償化を人質に取り、給食センターへの統合を強引に進めたことでもあります。私も永久的に単独調理場を維持すべきと言うつもりはありません。給食センターに統合しなければ無償化はしないなどと言わずに、十分な議論を経て、保護者の理解を得ながら順次進めていけば、私もこのような質問をする必要もないわけです。結果的にPTAの役員の皆さんも、センターに統合すれば年間9,000万円の財源が捻出できるという説明を信用され、市長から、センターへの統合ができなければ給食費の無償化はできないと強く言われれば、センターへの統合は避けられないと考えるのも当然と言えます。「一部の学校が反対し無償化が遅れれば、宇城市全体に迷惑をかけることになる」、私がお会いしたPTAの役員さんはそのように言われました。市長は反対意見がないことが、ほとんどの保護者が賛成していると考えておられるようですけれども、そうではないと思います。特に三角地区は、地理的な条件で不安も多いと思いますが、市長の強引な進め方で自由な議論の場が封印されてしまったのであります。熊日新聞でも大々的に報道されましたので、もうここまで来て給食費の無償化が取りやめになることはないと思いますので、私も安心して言わせてもらいます。私は、強引に令和6年度からセンターへの一本化を進めるのではなく、十分な議論を経て、老朽化した施設から順に統合を進めていっても、10億円の改修費用は発生しないので不都合はないと考えております。また、三角地区におきましては、納入業者への影響も懸念されることから、比較的衛生基準を満たし、加えて耐用年数が23年も残っている三角中学校で調理し、それを三角小学校と青海

小学校に配送する親子方式がベストではないかと考えておりました。本来はこのような対案を議論のテーブルに乗せて、十分な意見交換をすべきだったと考えます。しかし、今となってはどうにもなりません。また、納入業者の皆さんも言いたいことはあるだろうと思いますけれども、給食費の無償化を人質に取られておりますので、何も言えないのが現状だろうと思います。納入業者の救済策につきましては、今後も引き続き取り上げていきたいと考えております。

それでは、次にインフルエンザ予防接種補助の拡大について質問をいたします。今年はや早い段階から新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されてきました。宇城市では、現在16歳から64歳までは接種に対して補助がありません。端的にお尋ねしますが、これまで接種補助対象の拡大についての議論はなかったのかどうか、答弁をお願いいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） まず、本市における予防接種の現状についてお答えをさせていただきたいと思っております。

予防接種の種類について申し上げますと、定期の予防接種と任意の予防接種とがございます。

定期の予防接種につきましては、予防接種法に基づいて、市町村が実施主体となり行うもので、例えば本市が行っている65歳以上のインフルエンザ予防接種などがございます。定期のインフルエンザ予防接種の費用負担については、接種費用の3割程度の地方交付税措置があるため、多くの自治体において接種費用の補助が行われている状況です。

一方、任意の予防接種については、予防接種法に基づかない予防接種で、本人または保護者の意思と責任で接種を行うものです。例えば、本市が行っている6か月以上15歳までを対象とした、子どものインフルエンザ予防接種などがございます。任意のインフルエンザ予防接種の費用は、原則、自己負担となっておりますが、自治体により一部補助が行われている状況です。

本市のインフルエンザ予防接種の料金については、地元医師会との協議の中で決定されており、また、接種費用に対する補助金は、上限額を2,300円として接種料金の2分の1の補助を行っております。

県内のインフルエンザ予防接種の費用補助については、各自治体の一般財源ということもあり、統一されておらず、補助対象者及び補助金額に差があるのが現状となっております。

また、今年の冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されており、これまでにない規模で感染が拡大し、医療が逼迫する可能性があると言われております。

本市としましては、同時流行に備えての対策として、基本的な感染防止対策の徹底、新型コロナウイルスワクチン及びインフルエンザワクチンの早めの接種の周知等に努めてまいりたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 議論があったかなかったのかということについては答弁がありませんでしたが、その点はどのようなのですか。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 当初から国の方で当時流行とかそういった話題が先行してまいりましたがけれども、国の動向を見ますとインフルエンザに対する特段の措置というのは出ていなかったということで、市におきましては先ほど述べましたように、基本的な予防対策を強化していく、あるいは接種率、現在補助しておりますけれども、接種率につきましては50%に満たない状況でございますので、その辺を基本的に考えていくというような方針でございます。

○21番（中山弘幸君） 隣の宇土市では、本年は市民全体を対象に補助をされておりますけれども、今後宇城市でも、補助対象の拡大を検討すべきと思いますけれども、今後の方針についてお尋ねいたします。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） インフルエンザ予防接種の補助に係る県内の自治体におきましては、先ほど述べましたとおりの様々な状況でございます。全額自己負担あるいは一部自己負担、全額補助を行っている自治体があるなど、補助対象者及び補助金額がそれぞれ異なっており、各自治体それぞれの判断による状況となっております。

また、定期接種の費用負担については、地方交付税の措置がありますが、任意接種の費用負担については、原則自己負担となっております。一部補助を行うとしても自治体の一般財源となっておりますので、本市におきましても、今後の補助対象の拡大につきましては、県内の状況を注視しながら検討を行うとともに、予防接種の目的である集団免疫という社会的意義の観点から、まずは現在の接種対象者に対して、接種率向上の周知等を図り、接種率50%以上を目指していきたいと考えております。

また併せて、手洗いの徹底や状況に応じたマスクの着用などの基本的な感染防止対策の徹底の啓発等に努めてまいります。

○21番（中山弘幸君） 次に、最後の空き店舗対策と起業支援についてお尋ねをいたします。全国の商店街が衰退し、シャッター通りという言葉が生まれてからもうどのくらいになるのでしょうか。私の記憶では、私が議員になった平成3年頃はバブルが崩壊した直後で、まだ三角の駅前や東港では空き家・空き店舗はほとんど見かけませんでした。私が商工会の青年部に入ったのが平成8年、その頃もまだまだ部員も大勢おり、まだまだ三角町も活気がありました。記憶をたどれば、2000年

を境にした頃から衰退が進んできたように思います。そのような中で、宇城市でも空き家対策として改修補助金などを活用した施策が進められておりますが、空き家・空き店舗を活用して新しく事業を起こそうとする場合、どのような支援策があるのかをお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 本市で新たに起業する事業者の支援策としては、宇城市ビジネスサポートセンターがございます。

市内における新たな仕事、雇用及び産業の創出並びに産業の振興を図ることを目的として設置されたもので、これまで起業創業に係るセミナーの開催、事業継続や新規事業に関する相談会を実施してまいりました。

ビジネスサポートセンターには、オフィスルームと2棟のコンテナハウスがあり、昨年度新たに起業された3つの事業者が使用しているところでございます。

また、先日の吉良議員の一般質問でもお答えしましたように、地域おこし協力隊起業支援補助金のほか、本市としての補助制度ではございませんが、宇城市商工会が窓口となっている小規模事業者持続化補助金がございます。

ほかに市独自のものとして、利子補給の制度がございます。市内に住所及び事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる者が店舗の新築、増改築、事業に付随する機械設備導入等の資金の融資を受けた場合に金利の一部を補給する制度でございます。

また先ほどの御質問の空き家対策に関するところでございますが、現在は居住部分のみを対象にしており、店舗部分については補助金の対象としてはおりません。繰返しになりますが、既に個別相談や補助金といった起業支援があることから、市としては、そちらの支援制度の周知に努めたいというふうに考えております。

○21番（中山弘幸君） 既に事業をされている方が、設備投資などの融資を受けた場合の利子の一部を補助する制度はありますが、空き家・空き店舗を活用して、何か事業を立ち上げようとする場合の経済的な支援策は、何もないということでありませぬ。例えば、長年使っていない空き家・空き店舗を活用して商売を始めようとするれば、すぐに100万円単位の改修費が掛かります。そのようなときにその一部を補助する制度があれば、とても助かると私は思います。今後そういった支援策を創設することは意義があると思っておりますが、ちょっと時間がありませんので、この課題は次回も引き続きしたいと思っております。やはり特に過疎地などでは、こういった空き家・空き店舗を活用して何かを始めるときには、その改修の一部でも補助があれば助かると思いますので、その点を指摘し、この件は次回にまた引き続き質問をさせていただきます。これで一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、福田良二君の発言を許します。

○17番（福田良二君） 皆さん、こんにちは。新志会、17番、福田でございます。

お昼からのお疲れのところ、よろしく願い申し上げます。まず初めに、コロナ禍の中、いまだ苦しんでおられる多くの宇城市民の皆様方に、心からお見舞いを申し上げますところでございます。人は、体と同じように心までも傷ついていくと言われております。本市も心のアフターケアをさらに心がけて充実をしていただきたいと思いますと思っているところでもございます。こういう社会情勢の中ではありますが、本市の新たな政策として、学校給食の無料化が実現するということでもあります。コロナ禍で疲弊した社会で、家庭での食事が満足に食べられない家庭の貧困化が問題となる中に、困った人がいれば必ず助けなければならないと、そういう政治の原点に立たれて決断をされた守田市長に、今後しっかり事業化に向けて厳しい財政状況の中ではあるというふうに思いますが、頑張っていたきたいというふうに願ひまして、ただいまより通告をしております質問に移らせていただきます。

まず、海東地区の水問題であります。今、海東地区では飲めない地下水が増えているということでもあります。原因は水質汚染による飲料水としての不適格化、そして水質基準に達していないというわけではありますが、海東地区では非常に不安が広がっており、本市に上水道整備の早期着手を願う声が広がり、区長会、議員団共に陳情を行ってまいりました経緯があります。本市はその中で、整備に向け住民説明会を行ったとお聞きしておりますが、どのような内容であったのか説明をお聞きしたいと思います。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議員申されましたとおり、海東地区におきましては、現在のところ、全ての区域が上水道給水区域外となっているため、上水道施設の整備また市営水道の給水は行われていないという状況になっております。

このため、海東小学校は、宇城市立の小中学校の中で唯一、上水道給水区域に立地していない学校となっております。

過去におきましては、合併して間もない平成17年度に、市営水道加入についてのアンケート調査が宮園区及び小川西区を対象に行われましたが、加入希望率が30%と少なく、水道施設整備を断念した経緯がございます。

こうした中、小川西区から井戸水の水質が悪いため、上水道の整備を要望する旨の行政区要望が平成30年度から毎年提出されているところでございます。

実際に住民の方の話を伺いますと、以前より井戸水の水質が悪化し、特に飲み水には使用することできず、ほかの場所に水をくみに行ったりする地区もあるということをお聞きしております。このため、市では、この地域の公衆衛生の向上と生活環境の改善に資するため、上水道給水区域を拡張し、小川第4配水池から海東小学校まで水道管を拡張する事業を検討しております。

これに伴い、地元住民を対象としました事業説明会を開催させていただいたところです。

事業説明会では、水道管拡張予定の沿線である小川西区及び宮園区の一部の住民を対象に、事業スケジュールまた市が行う配水管布設工事、加入者が行います給水工事について説明を行いまして、最後に上水道への加入意向調査を依頼しているところです。

- 17番（福田良二君） ただいま説明をいただきました。加入調査をしているということですが、昭和45年に制定された水質汚濁防止法というものがありますが、国民の健康をそこに保護するというふうに書いてあります。また、この法律は平成13年に改正され、水質の監視・測定をする環境基準項目も設定されておりますが、いまだ海東地区での調査はなされていないように思っております。調査すれば当然基準外となるはずではないかというふうに思っております。そのような中で、意向調査だけの箇所付けでは、これはいけないのではないかとこのように思いますが、費用対効果の問題もありますが、いずれにしても今後は、地域住民の健康問題に様々な影響が出てくるのではないかと懸念されるところであります。この現状の健康被害の問題も踏まえた上で、海東地区の上水道網の整備計画をどのように考えているのか、もう一度お尋ねするところであります。

- 上下水道局長（木見田洋一君） 具体的な計画、スケジュールについて、こちらが予定しておりますのは、仮に、事業着手できた場合での予定となりますが、今回の海東地区の整備計画は、水道法上の事業認可を既に受けております松橋・小川上水道事業の区域拡張をするものとなります。

整備内容は、日岳の小川第4配水池から海東小学校まで配水本管を整備するものでありまして、対象となる区域は、小川西区及び宮園区の一部で、拡張する配水本管の沿線の地域となります。

いずれにしても、加入意向調査を踏まえ、給水区域及び配水支管の整備を決定したいと思っております。事業スケジュールとしては、まず、水道法上の事業変更認可を取る必要があります、本年度中を予定しております。

次に、工事の実施設計を令和5年度に行いまして、令和6年度から工事に入る予定と計画しております。

工事の期間は、加入意向調査の結果を踏まえまして、配水管の整備箇所を決めることから、今のところ流動的ではございますが、おおむね4年から5年ほど必要だと考えているところです。

また、給水開始の時期については、配水管工事が終わった地域から、順次開始していく予定としております。

○17番（福田良二君） ただいま5年以上、ひよっとすればかかるのではないかという御説明でありましたけれども、ここは行政のトップである守田市長、地域住民の切なる思いをかなえていくのが政治の務めでもあるのではないかというふうに考えますが、スケジュールの前倒しも含めて何か本市としてできることはないのか、守田市長がどのような御判断をなされるのか、市長の思いをお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） 小川西区住民の皆様が水道のことで困っておられることは、十分に承知しています。また、海東小学校は、宇城市立の小中学校の中で唯一上水道給水区域に立地していない学校となっています。

水道は、健康で文化的な生活を支える必要不可欠な生活基盤として、重要な役割を果たしています。今回、海東地区の上水道整備にあたっては、加入率を踏まえての判断も必要となりますが、少しでも早く上水道を届けられるよう、事業の前倒しと予算措置に万全を期したいと考えています。

ただ一方で、水道事業会計は、独立採算制により運営を行っている一面もありますので、当然、事業の実施にあたっては、採算性と費用対効果が求められます。

今回の整備の対象となる区域の皆様におかれましては、少しでも高い費用対効果が得られるよう、できる限り上水道に加入していただきますよう、御協力をお願いしたいと考えています。

○17番（福田良二君） ただいま市長から、整備促進のために前倒しも考えているというような御発言を得て、地区の皆様方も非常に安心をされたのではないかというふうに思います。今後行政では、先ほど申したように水質調査も含めてB/C、いろいろな考え方があると思いますけれども、このことも箇所付けには是非加えていただいて、整備促進をされるようお願いをしておきたいというふうに思っております。また、この水道網が整備されることによって、海東で非常に少なくなりつつある若者、少子高齢化の中で若者の定住あるいは移住促進がなされていくのではないかというふうに思っております。また共に合併をしました5町格差是正のために、頑張ってくださいというふうに思っております。

次に、危険な通学路への安全対策をどのように行政側では捉えておられるのか、

お伺いしたいと思います。今、海東地区の危険な通学路である小川嘉島線に、歩道の整備が促進をされております。県議時代より守田市長が取り組んで来られた整備の成果が着々と実を結びつつあるのかなというふうに思っておりますが、宇城市の市道においては、海東小学校への通学路の整備を含めて、取り残された箇所があるのは事実であります。現況の歩道もない小川嘉島線を大きく回す北海東の大野地区公民館付近の道路が、今も一部狭くカーブをして、非常に危険な箇所というところであるにもかかわらず未改良となっており、県の歩道が設置されてもこの大野線の通学路が維持をされると、使用されると聞いております。地区やPTAからも要望されている道路整備を、本市は今後どのようにされていかれるのかお伺いするところでもあります。

○**土木部長（梅本正直君）** まず、道路改良事業未整備区間の海東小学校通学路についての御質問にお答えします。

全国で、平成24年4月以降に、下校中の児童生徒が巻き込まれ死傷する交通事故が相次いで発生したことを受けて、本市では平成24年度から管内小学校の通学路緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関と協議し安全対策を講じてきました。

市で策定した宇城市通学路安全プログラムにより、令和4年7月22日に登下校時における防犯等の観点を含み、海東小学校の通学路合同点検を実施しております。

お尋ねの市道は、宇城市小川町北海東にあります大野公民館前を南北に縦断する大野1号線となります。海東小学校の通学路にも指定されており、以前に道路改良事業を実施している路線ですが、先述しましたとおり、通学路合同点検において点検箇所として確認されておらず、現在は、通学路対策必要箇所として位置付けされておられません。

しかしながら、一部区間が未整備で狭小のため危険なことから事業を実施し、児童生徒の安全対策を図ります。

○**17番（福田良二君）** 今、土木部長よりしっかりと事業整備を行い、安全対策を図るというふうなお答えをいただいたと思います。今後の整備促進を期待するところではありますが、この安全対策に対して、関連してもう一つお聞きをしたいというふうに思います。現在、海東小学校付近の市道交差点は、非常に狭くなっているところが多くあります。見通しも悪いことから、車両事故が頻繁に発生していることも事実であります。また、車道と路肩の区別もないことから、児童生徒はもちろん、地域住民も非常に危険にさらされているのが現状であります。文科省では、スクールゾーンをより安全とするための交通安全業務計画が、法律に基づいて今行われていると聞いているところでもあります。横断歩道やカーブミラーの設置、あるいはカ

カラー舗装等の路面標示による道路の可視化が実施されていると聞いております。私は、松橋地区や小川地区でスクールゾーンがどのような安全対策が施されているのか、実際に調査をさせていただきました。やはり調査したところ、いろいろなところに安全対策が施されていると、海東小学校だけが今この安全対策に取り残されているということを実感したところであります。本市には道路の可視化対策、海東小学校のスクールゾーン、ここに整備促進をするお考えはないのかお聞きをいたします。

○**土木部長（梅本正直君）** 車道と歩道の境がなく、危険な海東小学校周辺の通学路の安全対策についての御質問にお答えします。

先に述べましたとおり、管内小学校の通学路緊急合同点検を実施し、対策について関係機関と協議し安全対策を講じてきました。

本年は、7月22日と8月2日の2日間、宇城市通学路安全プログラムにより、登下校時における防犯等の観点を含み市内全域の小学校12校の通学路合同点検を実施しております。

その通学路合同点検により、土木部が所管する市道等について、対策が必要な箇所に応じ、道路維持事業において早急に対応可能な危険箇所については、速やかに舗装修繕や転落防止柵等の施工を行い、また、道路改良事業として対策を図る危険箇所については、社会資本整備総合交付金を活用しながら、歩道の設置や路側帯のカラー舗装等の施工を実施しております。

本年は、宇城市通学路安全プログラムにより、道路改良事業の対策必要箇所となった三角町の市道打越喚崎線においては、歩行者たまり場及び歩道の設置を行います。また、松橋町の市道長崎久具線においては、既設横断歩道について、車両の運転手の視覚的な注意を促すため、令和2年に策定された熊本県カラー舗装等整備ガイドラインを準用したカラー舗装等の施工を実施し、各々対策必要箇所に応じて安全対策を講じているところでございます。

今後、海東小学校周辺の通学路につきましても、通学路合同点検等で確認した対策の必要な箇所について、歩道の設置やカラー舗装等により、児童生徒の交通安全対策に努めてまいります。

○**17番（福田良二君）** 地域住民そして子どもたちの安心をする顔が、今見えるようであります。誠に感謝に堪えないところであります。他校より遅れている海東小学校の通学路、スクールゾーンの安全対策を、今後速やかに実施をしていただくということをお願いして、次の高齢者をはじめとする生活弱者に対する本市の公的支援制度についてお尋ねをいたします。

現在、社会情勢の悪化により家計が大変逼迫されている世帯が増えているのでは

ないかと考えますが、特に一人暮らしをはじめとする高齢者の方々の不安の聲が寄せられていると聞くところであります。その1つとして、おむつを必要とされる方々の介護用品購入の助成が第8期介護保険事業計画の終了をもって、保険事業から外れるのではないかというふうに伺っております。一人暮らしの高齢者で低所得である方々に対して、何らかの手を差し伸べることはできないのか。本市のお考えをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 新型コロナウイルス感染症及び国際紛争など、様々な要因により物価高騰の負担を強いられている市民の生活を応援するために、本市では現在、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を財源として、物価高騰対策商品券を全市民対象に販売し、生活の一助としていただいております。

また、福祉部が所管し実施しております、物価高騰に対する御家庭への支援策としましては、高齢者世帯を含め、生活困窮世帯等に対する緊急的な支援として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び物価高騰緊急支援給付金支給事業を現在実施しております。

議員から御質問をいただきました、在宅介護用品購入助成事業については、本市は要介護認定で要介護4以上の高齢者及び要介護3の判定を受け、認定調査票で排尿または排便の項目において介助若しくは見守り等に該当する低所得世帯を対象に、介護保険事業の中の地域支援事業、またその中の任意事業の1つとして実施しております。

しかしながら、公的介護保険では、介護に関するサービスを対象としていることから、おむつ代などの物品支給事業は原則対象外となっております。令和6年度から始まる高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画から、補助事業の対象外というふうにされております。

この助成券給付事業は、令和3年度実績で利用者数が414人、給付費が771万5,000円と非常にニーズが高いこと、加えて給付を行うことにより在宅介護を支援し、介護給付費の抑制が期待できることから、本事業の必要性を鑑みて、令和6年度以降も市の単独事業として実施していきたいと考えております。

○17番（福田良二君） ただいま福祉部長から、介護保険事業の補助事業対象外であるが、市の事業として存続をしていきたいという思いをお聞きしましたが、問題は厳しい財政状況の中での予算の確保であると思いますが、高齢者の尊厳を保ち、生活の質を上げていただく、そしてそれが医療費の削減にもつながる介護助成の維持、いわゆるクオリティ・オブ・ライフと言われるこのことの実現に、本市もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。ここで守田市長の見解をお伺いするとこ

ろであります。

○市長（守田憲史君） 事業の必要性を鑑みて、継続して実施してまいります。

○17番（福田良二君） 今、しっかりと政治決断をいただき、高齢者の不安がまた1つ解消されるのではないかと期待するところでもあります。今後も永続的に本市には実施をしていただきたいというふうに思っております。

次に、高齢者に関連する公的支援についてもう1点お尋ねしたいと思います。今、社会は核家族化が進む中で、今後も高齢者世帯の増加が見込まれております。先ほどの河野議員の質問でもありましたように、全国で737万世帯あるそうであります。頼りない低年金の中で、民間の賃貸住宅で生活をしておられる方々も多くいらっしゃるのではないかとお聞きしますが、一般の方々には住宅に関しては減税あるいは利子補給も含め、様々な支援策がいろいろなところから今あるのではないかとこのように思いますが、生活に困り、なおかつ家賃を支払っておられる高齢者にも、公的な支援で少しでも手を差し伸べるべきではないかというふうに考えますが、このままではいわゆる法的にも憲法で保障される、いわゆる法の下での平等性にも少し欠けてしまうのではないかとこのように考えますが、国の支援がまだ届かない中、本市でも何かできることはないのかお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 民間の賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯に対する家賃補助については、現在のところ実施しておりません。現状の高齢者への支援策としましては、宇城市社会福祉協議会への委託事業としまして、高齢者世帯を含めた、生活困窮者家計相談支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業を行っており、世帯の収入状況を把握した上で、真に生活に困窮し、最低限の生活が保障されていない場合は、生活保護の受給につなげております。

○17番（福田良二君） いわゆる最後の手段につなげるというようなお話であったろうというふうに思いますが、高齢者であっても社会の一員として立派に暮らしているような様々な方策を、これからの高齢化社会では取っていかねばならないのではないかとこのように思っております。生活保護は必要な制度ではあると思いますが、行政はその一歩手前での支援を充実することが、公的資産のいわゆる有効活用ではないのかなというふうにも思っております。それではほかに支援策がないのかと問われれば、空き家バンクがあるのではないかとこのようにお話も聞きますけれども、高齢者には広すぎたり、やはり場所も適当ではないということから、やはり多くの方々には住めないというふうに言われております。選択肢が限られた中に、公的な支援は必要不可欠であるということを、皆さんに御理解していただくことを念願いたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、福田良二君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時34分

再開 午後1時45分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、三角隆史君の発言を許します。

○11番（三角隆史君） 皆さん、こんにちは。議席番号11番、会派彩里の三角隆史でございます。ただいまカタールにおきましてサッカーワールドカップが開催され、予選リーグが終わり、各国の代表が母国のために懸命にボールを追っている姿は、見ている方全てに感動を与え、私も毎日選手より元気をいただいている次第であります。我らが日本代表も予選リーグでドイツ、スペインを撃破し、ジャイアントキリングを2度も起こし、ドーハの奇跡を起こしてくれました。ベスト16でもクロアチア相手に頑張っていたいただき、日本に元気をもたらしてくれればと願うばかりです。いよいよ本日深夜決戦です。頑張れニッポン。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく3点、地域振興、教育振興、鳥獣対策について質問をさせていただきます。

まずは、大きな1点目、地域振興について質問させていただきます。県営倉庫の利活用について、先日の豊田議員も申されましたが、三角東港において12月2日の熊日の報道で、JR九州が地域と一体となった駅と周辺地域を含めた更なるにぎわいづくりの実現に向け、新たな取組としてにぎわいパートナーの募集が行われ、天草宝島ラインを運航されています株式会社シークルーズが選ばれ、三角駅はもとより、三角東港エリア全体のまちづくりに2023年度より取り組まれるそうです。商工会も観光物産協会としても非常に期待のもてる事業ではありますが、正直情報が少なく、戸惑っているのも事実です。地域全体で方向性を同じくして、力を合わせてにぎわいづくりに進んでいきたいと切に願っております。その三角東港には、県営倉庫があります。先日、総務文教常任委員会において、広島県に視察に行っていました。最初に訪問したところが広島県尾道市で、駅の近くに海があり、またその海沿いに県営倉庫があります。三角東港と全く似たような環境です。その尾道市の県営倉庫でされていたことがリノベーションで、県営倉庫が宿泊施設とショッピング施設に生まれ変わって、非常ににぎわいを見せておりました。建物の名前も「ONOMICHI U2」と、ただの県営2号倉庫を上屋の「U」とくっつけて「ONOMICHI U2」とおしゃれに名付けておられました。議長のお許しを受け、「ONOMICHI U2」のホームページから印刷したものを配布さ

せていただいておりますので、ご覧になって参考にしていただければと思います。その資料にもありますように、宿泊施設にもこだわりを持っていらっしゃる、客室の中に自転車をかけられるようになっており、サイクリストにはたまらない部屋になっておりました。尾道市からしまなみ海道を走るサイクリストが多数宿泊されており、またレストラン、カフェ、ベーカリーなど、現代風にリノベーションされており、地域の皆様はもとより県外からも多くの人々の集いの場所になっていました。こういうふうに尾道市は県営倉庫を活用して、町の活性化に一翼を担っているのですが、宇城市においても県営倉庫等を活用して、まちに元気を与えていただきたいと切に思うのですが、いかがでしょうか。県との折衝など大変な面もあるかと思いますが、今後熊本天草幹線道路も完成することから、にぎやかさをもたらすという面、また物流の活性化の面においても、県営倉庫の有効活用は重要施策になり得ると考えますが、見解をお伺いします。

○市長政策部長（元田智士君） 三角東港にあります県営倉庫は、正式には上屋と言いますが、7棟あります。現在そのほとんどが使用されている状況です。使用するには熊本県に使用許可を申請し、許可を得て利用することになります。

ただ、集客施設として利用する以前に、まずは宇城市、熊本県でどのように三角振興、三角地域の活性化を図るか検討し、各関係者も含めてゴールを共有することが必要と考えます。

現在、熊本県宇城地域振興局と宇城市の関係各課で、三角振興について複数回の協議が行われ、12月24日に三角西港でクリスマスイベントとしてマルシェの開催が予定されています。1月に宇土市役所スタート、三角東港ゴールのトレイルラン大会が予定されており、縣市連携した様々な取組が企画されています。

また、民間事業者による新たな事業や取組もあり、これらを踏まえた上で、官民で情報共有を図り、役割分担、互いを補うことで、相乗効果を上げることもできます。

地域の方々、民間事業者そして行政が連携し、三角振興を進めてまいりたいと思います。

○11番（三角隆史君） 「ONOMICHI U2」は、県が所有をしており、県が市に管理を委託されております。市が民間業者と契約を結んで、家賃をいただいているというシステムになっておりますことを付け加えます。三角西港も含め、三角港において県との関わり合いなくして物事は進みません。県、市、議員、各種関係団体と連携を図りながら、さびしくなったと言われる三角港ににぎわいを取り戻すために力を合わせていければと思います。クリスマスマルシェ、トレイルランが開催されることでありますが、実に素晴らしいことだと思います。ただ、宇城市にお

いて、また宇城市が含まれるイベントは、できるだけ早いタイミングで皆さんにお知らせいただくようお願いしたいものであります。ちなみに昨日、三角西港浦島屋におきまして、地元コーラスグループによるクリスマスコンサートが開催されております。また、12月18日には若宮海水浴場におきまして、とばせマルシェが開催されます。また来年1月15日には戸馳におきまして、みすみランラン駅伝が開催されます。三角においてこれだけイベントがあるんですから、宇城市ではもっとたくさんの催しがあるはずで、情報発信の重要性、いろんな催しをいち早くできるだけたくさんの方々にお知らせをすることで、その地域ににぎわいをもたらし、地域の皆様に元気を与える仕組みができるのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。キャンプ場の管理について、最近のキャンプブームには目を見張るものがあります。テレビにおいても、SNSにおいても、キャンプを題材にしたものが多く、ついつい見入ってしまいます。そこで、宇城市においてキャンプ場はどのくらいあるのでしょうか。また、それぞれのキャンプ場はどういった管理をしているのでしょうか。若宮海水浴場において、使用期間でないときにごみを持ち帰らずにそのままにしておく人が多いと、地元から苦情の声も聞こえてきます。キャンパーは基本的にマナーを守る人が多いとよく耳にするのですが、若宮海水浴場においてマナーを守らない人が多い場合、開場しないという選択肢もあると思いますが、いかがでしょうか。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 本市が管理するキャンプ施設は、宇城市若宮海水浴場の1か所のみとなります。

宇城市若宮海水浴場の令和4年度の管理運営は、条例で定める7月から8月までと、5月のゴールデンウィーク期間を地元戸馳地区の区長会に委託し、管理運営を行っていただきました。

閉場の期間は、電話連絡により使用者に住所、氏名、連絡先、使用者数を聞き取り、テントを張る場所の確保は確約せずに使用上の注意を説明し、無料にて使用してもらっております。

閉場期間は、一部のマナーが悪く、ごみをそのまま放置していく方もおられることから、シルバー人材センターに委託し、週に3回トイレの清掃とごみ拾いをお願いしており、現状のとおり施設の維持管理に努め、今後の対策を検討していきたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 9月議会においても述べさせていただきましたが、若宮海水浴場は指定管理がよいかと思えます。風光明媚でたくさんの方々に来ていただける場所だけに、きれいに管理する必要があると考えます。指定管理者にしっかり管理していただくことで、マナー違反をなくし、トイレ等がきれいになり、楽しいキャ

ンブができるというふうになるのではないのでしょうか。人と場所を活かすことで映える地域戸馳になると思いますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。スポーツチームの誘致について、ソフトボールというスポーツにおいて、今、三角の子どもたちが非常に頑張っております。特に青海小学校は、今年度2大会連続で県の大会において優勝しました。全校生徒100人も満たない学校で、5年生の部員がいないという中で、すごい快挙だと言えます。先日、1日には、市長のもとを表敬訪問させていただきました。どうもありがとうございました。そんな中、熊本のソフトボールチームで日本リーグに参加しているチームの練習拠点として、三角グラウンドを使用できないかと考えています。そのソフトボールチームも、三角を練習拠点として前向きに考えていただいております。

そこで、現在の三角グラウンドの利用状況、料金設定についてお伺いをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 三角グラウンドの利用は、現在、ジュニアサッカークラブが月、水、金曜の夕方、三角ランニングクラブが火、水、木曜の夕方と、土曜、日曜の午前中に活動を行っています。

定期的にご利用している団体は今御説明した2つのクラブであり、それ以外の、例えば土日の午後などの利用であれば十分可能であると考えております。

利用料金につきましては、市外団体で1時間800円、ナイター照明使用での料金になりますと1時間1,600円となります。

○**11番（三角隆史君）** 三角グラウンドが、今後熊本幹線道路にかかるという話も聞きます。もしそういうことになるのであれば、代替グラウンドの必要性も協議しなければならなくなるのではないのでしょうか。そういうときは、早めの情報提供をお願いしたいものです。豊野にフォレストリーズ熊本が来たように、昨日バレーの試合は勝ったそうですね、おめでとうございます。三角にもソフトボールチームが来てほしいと願っています。スポーツによる地域振興は、地域の皆様に元気をもたらします。また地域の応援が選手、監督、スタッフのモチベーションアップにつながります。今後中学生を対象としたジュニアチームを編制するということですので、このソフトボールチームの動きを温かく見守り応援していきたいと考えております。

次に移ります。空き家対策について、地方において年々増えている空き家、少子高齢化が進み、若い人たちが都市部に進学・就職をし、地方を離れ、移住をするとなると空き家が増えていくのは必然です。地方において悩ましい状況ですが、そういった中で宇城市は、空き家対策に熱心に取り組み、成果を上げていると最近耳にするようになっております。現在の空き家に対する取組状況、成果をお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） これまで空き家・空き地バンクに登録された空き家の成約件数は、令和4年11月末時点で77件であり、うち三角町の空き家の成約件数は22件となっております。全体の3割近くを占めており、松橋町の22件と並び、5町の中で最も成約実績が多いものとなっております。

これは、海の見える場所で暮らしたい、魚釣りをしたいなど、三角町の特性を移住者が評価したことが理由と考えられます。

また、数こそ少ないですが、空き家を改修して宿泊施設とされた例もあり、新型コロナウイルスにより、海外旅行や団体旅行が制限された結果、家族旅行や少人数での国内旅行のニーズに対応するもので、好評を博し、夏休み期間中、多くの方が利用されたと聞いております。

また、JR三角駅周辺では、補助金を活用した空き家の解体撤去も行われており、先ほどの宿泊施設の例もありますように、三角町を訪れ、滞在される方もおり、観光地としての三角町の景観の保全、撤去後の更地への新たな利活用にもつながってまいります。

三角町は、移住者向けや短期滞在者向けとして空き家が活用されており、成約に応じて新たな空き家の登録を進めるため、地域おこし協力隊により未活用の空き家の掘り起こしを進めているところでございます。

○11番（三角隆史君） 移住者・短期滞在者が空き家を活用しているということですが、今後も引き続き空き家対策に取り組んでいただき、地域に元気をもたらすべく、共に頑張っていきましょう。空き家に対する支援策もより充実してきております。空き家が地域にとって悩ましい存在にならないよう、利用価値を高めてもらえるよう、地域おこし協力隊の方には大変期待をしております。

次に移ります。中学校の社会体育移行によって考えられる課題について、国において中学校の部活動の社会体育移行の協議が進められていると思いますが、今の段階で、地方において国の言うまま開始したらとんでもないことになり得ます。都市部とは違い、地方は地方ならではの進め方があると考えます。特に、生徒が少ない学校は、多くのスポーツの種類を望むことは不可能でしょう。少ない選択肢から選ばなければならない可能性が大だと言えます。そういう環境で、本当に自分が好きなスポーツに出会えるのでしょうか。

そこで、今後宇城市として考えられる課題についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 現在、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。特に、少子化や教師の業務負担等を背景に、中学校の部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の

危機にあります。

このような状況を踏まえ、国は、部活動と教員の働き方改革を両立させるため、2023年度から2025年度末をめどに、公立中学校の休日の部活動を地域スポーツクラブなどに段階的に移行していく方針を、本年6月に示しました。また、本年11月には、部活動の活動時間や休養日の確保などの方針を示した、ガイドラインの改定（案）が公表されたところです。

地域移行を進めていく上での課題としては、1つに指導者不足の解消、1つに会員負担の軽減、1つに練習場所の確保、1つに新たな保険への加入、1つに問題が起きた際の責任の所在などが主な課題として想定されています。

○11番（三角隆史君） 中学校の部活動の社会体育移行が開始されれば、都市部では十分なジャンルを網羅し、子どもたちが自由に選べ、好きなことができる環境にあると考えますが、地方において果たして子どもたちが、自分のやりたいスポーツに出会って、生き生きと活動できるのか、はなはだ疑問であります。小学校の社会体育移行が既に始まっておりますが、満足のいく状況になっているのでしょうか。この状態で中学校まで社会体育移行になれば、情熱をどこに向けたらいいのか分からなくなる子どもたちが増えるのではないのでしょうか。また、指導者の確保、競技種目の数など今後どうなるのか。補助のやり方や指導者への謝金等の増額などで実施主体ができ、指導者も確保でき、都市部との格差を埋められるのではないかと考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 議員お考えのとおり、都市部に比べたら宇城市でも中学生が選択できる競技種目は少なくなると思います。

現段階では、国や県での決定事項の通達はなく、市としても運営や補助のやり方、指導者謝金に関する事などまだ決定をしておりません。

しかし、今後様々な意見や要望等を聞きながら、できるだけ多くの受け皿体制を整え、中学生がやりたいスポーツ、挑戦したいスポーツを設定したいと思っています。

○11番（三角隆史君） 都会の理論を地方に持ってきてもらっても困ります。この社会体育移行は、地方の立場に立って行わなければ、地方から子どもが消えてしまいます。地方においても子どもたちがやりたいスポーツに出会い、スポーツを通して、技術はもとより人間性を育み成長してほしいと願います。社会体育移行はそういう考えで行うべきです。国も一生懸命考えていると思いますが、検討会議において大いに地方の思い、意見を取り上げていただきたいと思っております。健全な学生生活を送る権利を子どもたちは持っています。どうかもっと一歩踏み出して、地域でもしっかりとやれる社会体育移行になることを願います。

次に移ります。教育の在り方について、先ほども総務文教常任委員会で広島県に視察に行った話をさせていただきました。大崎上島町という離島に叡知学園という中高一貫の全寮制の学校にも行かせていただきました。県立の学校にもかかわらず、少数精鋭の教育、しかも授業はほぼ英語で行われており、しかも校舎もユニークかつちゃんとコンセプトをもって建ててありました。そこでは、国際バカロレアという教育プログラムを実践されていました。国際バカロレアとは、グローバル社会で必要な探究力や英語力を育むプログラムであります。熊本県下では県立八代中学校が2024年、また県立八代高校が2027年の導入を目指しているそうです。今までの画一的な教育に、一石を投じるのではないかと非常に期待をしているところでもあります。宇城市において、いきなり国際バカロレアを導入というわけにはいかないと思いますが、英語力を育むという点で、現在の宇城市の英語教育はどういった状況かをお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 本市では、現在、教育課程特例制度を活用し、市内12の小学校1・2年生を対象に、外国語活動の授業を設定し、小学校1年生から中学校3年生までの英語教育の充実に取り組んでいます。

また、市内の中学校に2人、小学校に5人のALT（外国語指導助手）を配置し、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力の育成を図っています。

ALTが入った授業は、各学級1か月平均で3回程度となっており、ALTとのコミュニケーションを通じて、標準的な英語発音に接し、正確な発音を習得し、間違いを恐れずに、英語で情報や自分の考えを述べるとともに、相手の発話を聞いて、理解するための機会に直接触れることで、英語に対する興味・関心、コミュニケーションを図ろうとする意欲が高まっています。

また、英語の授業では、タブレット端末やICTを活用した授業が行われており、各学校で工夫された授業が実践されています。

令和3年度市内全小学校の児童を対象としたアンケート調査の結果では、「英語の授業は楽しい」と答えた児童の割合は89%となっており、担任とALTとの連携により、子どもたちにとって合理的かつ効果的な授業が成り立っていると感じています。

議員から御紹介のありました広島県の叡知学園は、国際バカロレア中等教育プログラムの認定を受けた全寮制の県立中高一貫教育校です。広島県内では、この3年で4校が開校しており、グローバル化に対応する人材育成を目指すため、特別なカリキュラムを編成し授業を行っている学校でございます。

本市では、叡知学園のような特別なカリキュラムを編成し、授業を行っている学校はありませんが、各学校の先生たちが知恵を絞り、工夫し、児童生徒たちにとっ

て意義のある授業をALTとともに実践しているところです。

- 11番（三角隆史君） 英語は文法がどんなに詳しくても、話せなければ何にもなりません。現在は会話力が身に付く教育をされていることと思いますが、このグローバル社会において若いときから海外で活躍できるよう、もっと会話力を身に付けてもらい、地震を付けてもらうことを願うばかりです。宇城市の子どもたちへの充実した英語教育の実践をよろしくお願いいたします。

次に移ります。鳥獣対策について、いまだイノシシの出没は後を絶たず、農家の方々をはじめ、イノシシにより被害を受けられた方々は腹立たしい日々を送られているのではないかとお察しします。猟友会の方々、狩猟免許を持っている方々により、懸命な駆除が行われており、宇城市はイノシシの数が減っていると聞きますが、今までの捕獲状況についてまずお尋ねをいたします。

- 経済部長（浦田敬介君） 前年度の農作物の被害総額は約5,900万円です。ここ2年間で700万円減少しています。中でもイノシシ、シカによる被害が最も多く、被害額の約5割近くを占め、被害作物は果樹、野菜の全てに及んでいます。

捕獲頭数につきましては、イノシシが成獣と幼獣を合わせて、令和元年度1,931頭、令和2年度2,410頭、令和3年度2,042頭と推移しています。令和3年度に初めて減少に転じ、被害総額も同様に減少していることから、取組の一定の成果は出始めています。ただ、シカの捕獲頭数は、令和元年度422頭、令和2年度686頭、令和3年度708頭と増加傾向にあり、原因の精査の必要性を感じています。

- 11番（三角隆史君） ここ1か月において、私自身も個人的に国道266号を車で走行中、2回イノシシに出くわしました。すごく恐怖を感じました。イノシシの駆除に対する支援策は、有効に働いていると歓迎するところではあります。駆除とは、捕獲と止め刺しまでを駆除と捉えてよろしいのでしょうか。ただ現状は、捕獲した方に1頭につき12,000円が支払われていると思いますが、捕獲した方と止め刺しした方が別の場合、捕獲をした方に12,000円が支払われるのでしょうか。その場合、止め刺しした方には無報酬となります。そのあたりの宇城市のお考えをお尋ねいたします。

- 経済部長（浦田敬介君） 有害鳥獣の駆除は、関係法令の規定により、狩猟免許の所有と市が発行する許可証が必要であることから、本市では実践を通じて狩猟に熟知精通している猟友会に捕獲を委託しています。

委託額は、国が定めた1頭当たりの交付金に県市が上乗せした額、例えばイノシシ成獣であれば、1頭12,000円に捕獲頭数を乗じて出来高としてお支払いしているものです。

この交付金の算定根拠には、わなの設置、止め刺し、埋設、誘引用餌代、車両損耗費、燃料費等が含まれています。

御指摘がありましたとおり、最近では、興奮した獣を拘束して心臓や頸動脈を刺す行為が苦手である、あるいはジビエとして流通させるには、独特の生臭さを取り除く適切な血抜き技術が必要などの理由により、止め刺しを他の方に頼む場合も多くあることはお聞きしています。

ただ、引き受けられた方に対して、その分の報奨金を支払うとなりますと、経費の重複にあたりますので、別途支払うことは考えておりません。止め刺しに係る経費の対応については、今後猟友会の組織内で十分に議論してほしいところです。

また、三角町にはジビエ流通に係る衛生管理基準を満たしていることから、国の認証を受けられたイノPという法人がございますが、市は設立当初から、施設整備やジビエ利用拡大に関する事業への補助金採択等を支援してきた経緯もございます。捕獲後の対応もこれまで同様、できる限り支援してまいります。

○11番（三角隆史君） 止め刺しに関しては、今後もうちょっと議論をしていただければと、検討していただければとお願いします。ただいま御紹介いただきました株式会社イノPの頑張りや、我が地元三角町においても目を見張るものがあります。イノシシの捕獲、止め刺し、ジビエ、イノシシから採れる成分からの石鹸づくり、また革製品づくり、さらに視察受入れや出張講演、古民家改修など多岐にわたって、しかも少人数で頑張っています。先日のウイングまつばせで行われました過疎シンポジウムにおいても、イノP代表の宮川将人さんの発表は見事なものでした。こんな方たちの頑張りや我々の生活、農業は守られているのだと改めて敬意を表する次第であります。このイノPに対して、今後も温かい支援また励ましをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時18分

第 4 号

12月6日 (火)

令和4年第4回宇城市議会定例会（第4号）

令和4年12月6日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 議案第81号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第3 | 議案第82号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第83号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第84号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第85号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第86号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第87号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第88号 | 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第89号 | 宇城市個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第90号 | 宇城市個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第91号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第93号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第94号 | 宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第95号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第96号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第17 | 議案第97号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第98号 | 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第19 | 議案第99号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第20 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏） |
| 日程第21 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏） |
| 日程第22 | 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏） |
| 日程第23 | 請願第2号 | 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書 |

日程第24 発議第4号 宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第25 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君
教育部長 豊住章君	総務部次長 舛井貴男君
市長政策部次長 福田真治君	市民部次長 星津章博君
福祉部次長 平松洋介君	保健衛生部次長 井住寿宏君

經濟部次長	中川裕二君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	植野修君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂本優子君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	坂井孝治君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、7番、嘉古田茂己君の発言を許します。

○7番（嘉古田茂己君） 皆さん、おはようございます。議席番号7番、会派志成会、嘉古田茂己でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。サッカーワールドカップ、惜しくもベスト8には届きませんでした。ドイツ戦、スペイン戦、クロアチア戦と多くの感動を与えてくれました。ありがとうございました。ロシアによるウクライナ侵攻によりまして、私たちの生活は大きく変わりました。一日も早く、ウクライナが平和になりますよう願ってやみません。また秋からは、私たちの身の回りで値上げが相次いでおります。原油高や原材料高に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻や円安もあり、電気代、高速料金まで上がり、家計への影響は計り知れません。そんな中、宇城市では令和6年4月からの小中学校給食費無料化、県内の市町村では宇城市、山江村、水上村、玉東町の1市3町村だけあります。皆さん特に子育ての中の方々は大変喜ばれております。また、宇城市物価高騰対策商品券、1万円で2万円分の商品券、大変好評であります。ありがとうございました。それでは質問に入りたいと思います。大きくは2つあります。保育園の廃園について、2つ目が市道の管理についてであります。

三角町の基幹作物は柑橘類ですが、戸馳地区は柑橘類はもとより花きの施設園芸が行われており、胡蝶蘭をはじめ洋ラン、切り花等を栽培されておられます。洋ランに関しては日本有数の生産地であります。このことが活性化の1つとなっております。ただ、戸馳地区の人口は平成17年1,579人、令和3年には1,167人、15年間で412人減少しております。その間、戸馳小学校の閉校、花の学校の廃止、また今回戸馳保育園の閉園となっております。

そこで、1番の保育園の廃園について、令和6年3月で戸馳保育園が廃園になりますが、廃園後の利用を市はどのように考えているのか。戸馳保育園が廃園となった後の園舎及び敷地の活用利用についてお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） まず、本市における公立保育園の民営化について述べさせていただきます。

市では、全ての公立保育所の民営化を平成28年度から随時実施しており、平成

28年の松橋保育園をはじめとして、翌29年に河江保育所、平成31年に不知火保育園、そして令和3年に青海保育園と大岳保育園を統合し、民営化を行ってまいりました。また、豊野保育園につきましては、令和5年4月からの民営化が決定しております。

市内最後の公立保育園となる予定の戸馳保育園の民営化に関しましては、移管先法人の公募をこれまで令和2年2月及び令和3年3月の2回にわたり実施をしましたが、いずれも応募法人はありませんでした。

この結果を踏まえ、担当部署による現状分析を行った結果、近年の戸馳保育園園児数の減少により、営利を目的としない社会福祉法人であってもその経営が難しいこと、また、三角地区の三角小学校区には、社会福祉法人が運営される私立保育園が3園あり、既存の私立園での定員調整を行っていただくことにより、三角小学校区での対象児童数の入所が可能なこと、そして戸馳地区に在住の保育園対象児童の約半数が、現在戸馳保育園以外の保育園に通われていることなどの状況から、令和5年度末をもって閉園とする方針といたしました。

戸馳保育園に通園している園児の保護者の皆様方に対しましては、これまで6回にわたり説明会及び意見交換会を開催し、令和5年度末に閉園することについての了承をいただいております。

同園の閉園に伴い、在園の児童には転園していただくこととなりますが、その転園に係る初期費用等について助成を行うこととしておりまして、令和5年度末を待たずに転園を希望されることも予想されるため、今定例会に宇城市立保育所条例を廃止する議案を提出し、助成に係る早期の制度設計を行うこととしております。

戸馳保育園の閉園後の活用計画につきましては、現時点で具体的な方針は決定をしておりませんが、園舎は昭和45年に建築されており、築後50年を経過し、耐震不足と老朽化により安全性の確保が担保できないような状況にあります。そのため、継続的に園舎を利活用することは難しく、閉園後には解体を予定しております。

また、遊具につきましても劣化が進行しておりまして、その安全面から園舎同様、閉園後の利用は難しい状況となっております。

園舎などの解体後の将来的な土地利用計画につきましては、庁内で情報を共有し、有効的な利用について今後協議していく予定でございます。

- 7番（嘉古田茂己君） 戸馳保育園の閉園後の活用計画につきましては、現時点で具体的な方針は決定されていませんが、園舎は昭和45年に建てられており、建築後50年を経過し、耐震不足と老朽化により安全性の確保ができない状況にあり、そのため園舎を利活用することは難しく、解体を予定している。解体後の将来的な土地の利用計画につきましては、庁内で情報を共有し、その安全面も考慮して有効な

利用について協議する予定と答弁がありましたが、是非解体後の将来的な土地利用計画については、学童保育、避難所、会議・研修などの複合的な施設の建設をお願いしたいと思います。このことによって、戸馳地区の活性化の1つになっていくのではないかとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、保育園と隣接している農村環境改善センターは、現在、学童保育、避難所、会議室等として使用されていますが、老朽化しているため保育園と同時に解体し、新しくコミュニティセンター（学童保育、避難所、会議室等の複合施設）の建設計画はあるのか。農村環境改善センターの解体、建て替えの計画はあるのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 農村環境改善センターは、昭和59年2月に農村総合整備モデル事業の一環として、農業者はもとより、農村地域住民が各種の研修、集会、生活改善に推進するための拠点施設として建設をされました。

現在では、学童保育所、避難所、投票所として、幅広い用途で使用されています。

本施設は、建設から約38年が経過しており、本市において公共施設の長寿命化、複合化、減築・廃止など進めているところでございます。

現在のところ、農村環境改善センターを保育園と同時に解体する予定はありません。老朽化により、施設の修繕や更新の必要性が生じてくることは認識しているところではありますが、建設の予定はございません。

○7番（嘉古田茂己君） 農村環境改善センターは、建設から38年が経過しており、同時解体の予定はありません。老朽化により、施設の修繕や更新の必要性が生じてくることは認識しているところではありますが、建設の予定はないと答弁がありました。現在、農村環境改善センターは学童保育所、避難所、投票所として使用されています。老朽化も進んでおり、解体後の保育園跡地と一体的に複合施設等を建設していただきますよう御要望いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、市道の管理についてお尋ねいたします。舗装が劣化し穴が開いたり、雨降りは側溝に泥などが詰まり水が溢れて道路を流れたりしています。また、主要道路から山間部に入りますと、上の方から枝が下がっておりまして、今は救急車両や配送車等が大型化しておりまして車に当たることもございます。そこで、市道の総延長はどれくらいあるのかお尋ねいたします。

○土木部長（梅本正直君） まず市道とは、道路法第8条に規定されておりますとおり、市議会の議決をもって、市長が認定するものです。

御質問の宇城市内の市道総延長は約1,009キロメートルで、1,998路線を有しております。

さらに、各町ごとの内訳は、三角町が約220キロメートル、330路線、不知

火町が約120キロメートル、270路線、松橋町が約258キロメートル、503路線、小川町が約284キロメートル、608路線、豊野町が約126キロメートル、285路線で、これ以外に複数の町にまたがる市道が2路線ございます。

これらを、宇城市土木部の用地管理課と土木課により管理をいたしております。

○7番（嘉古田茂己君） これだけの距離を維持管理されるのは大変なことだろうと思います。約1,009キロメートル、1,998路線、各町平均200キロメートル、406線。そこで、2番目の舗装、側溝などの管理はどれくらいのサイクルで実施するのか、舗装の修繕が間に合っていないのではないか、側溝の泥上げ及び樹木の伐採ができていないのではないかと尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○土木部長（梅本正直君） 舗装及び側溝の耐用年数は、現地の状況等にもよりますが、国の省令で明記されており、市でも同様の対応をしております。参考までに、アスファルト舗装については10年、側溝については60年となっております。

しかし、交通量が多く舗装の劣化が激しい箇所や側溝に破損があった場合には、耐用年数に関係なく工事及び修繕で対応をしております。

市が管理する市道の延長は非常に長く、特に交通量の多い市道の舗装については、路面の現状調査を行い、修繕計画を立てながら維持管理をしておりますが、先ほどの答弁のとおり、市道の総延長は約1,009キロメートルを超えており、修繕計画の進捗に遅れがないよう努力をしております。

そこで、規模が大きくなるような路線については、国の補助金や交付金、有利な起債等を活用し予算確保に努めております。また、工事費用は増大しますが長期的な維持管理コストを下げるため、アスファルト舗装につきましては、近年10年ではなく20年もつ舗装構成とし、維持管理を行っているところでございます。

側溝の泥上げや樹木の伐採等の軽微な維持管理は、会計年度職員の土木作業員で対応しています。人員配置は、主に不知火町、松橋町、豊野町を担当する4人と、三角支所、小川支所を担当する各2人の計8人で、老朽化した市道及び河川等の補修、除草作業、管理パトロールを朝9時から16時までの週5日間作業に当たっております。

毎朝、土木課及び支所担当職員が、路線の指示をしてパトロールを行っていますが補修箇所も年々増加しておりニーズも高まっております。そのほか作業員での対応が困難な高木伐採等につきましては、業者への委託等で対応しております。

また、地域の高齢化により、従来地域で行っていた道路沿いの草刈り作業などの業務も年々増えており、作業内容、量ともに急増しておりますが、対応に遅れが生じないようにしております。

限られた財源で最大の効果を発揮するよう、今後も適切な維持管理に努めてまい

ります。

○7番（嘉古田茂己君） 特に高いところから樹木の枝の垂れ下がりが、多方面であるようです。これらを伐採してほしいとの要望がございます。事故や支障が出ないよう、管理方大変だとは思いますが、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、嘉古田茂己君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時22分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、坂下勲君の発言を許します。

○12番（坂下 勲君） おはようございます。12番、会派彩里、坂下です。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い質問させていただきます。6月26日に美里町で震度5弱、宇城市では震度4の地震が発生しました。東北大学の遠田晋次教授は、日奈久断層帯は動かなかったと見解を示し、別の小規模断層が動いたと推察しているとしている。教授は、今回の地震を広い意味で熊本地震の余震と捉えると位置付け、県内の地震活動は終息していないとし、熊本地震の前の状態に戻っていないと見ており、地盤の状況次第で震央付近の揺れは局所的に大きくなると大地震への備えを呼び掛けています。河川の氾濫、地震、火災、噴火による避難所の損壊などで、市町村をまたぐ広域避難が必要になった場合、県が市町村の要請に基づき、近隣の別の市町村と避難先を調整する。災害対策基本法では、広域避難は市町村間の協議を前提とし、都道府県は助言することが求められるとなっているが、災害時、市町村は被害の状況の確認など業務が逼迫するので、県に調整役をお願いしたい。今後地震や大雨、台風、阿蘇山の噴火などの大規模災害への備えとして、県内45市町村と広域避難に関する協定を結ぶのは喫緊の課題と思うが、お尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 令和3年5月、内閣府より、水害からの広域避難に関する基本的な考え方として指針が発出されております。

内容としましては、災害が発生する、または発生のおそれがある段階での広域避難の円滑な実施を確保するためのもので、具体的には、協議を受けた自治体においては、正当な理由がない限り、広域避難者を受け入れる必要があるとしております。

市としましては、国の指針に基づき、あらゆる災害等から市民の生命や財産等を守るべく、市内の避難所を最大限に活用し、不測の事態に備えて周辺自治体と連携

を密にするとともに、広域避難に対応可能な体制づくりを進めていきたいと考えております。

なお、平成28年熊本地震の際は、広域避難の要請はございませんでしたが、県北・県東から県央と広域に及んだ地震だったこともありまして、本市に、隣接の氷川町から一時的に20人から30人程度、八代市の東陽町からも数人避難されたことを記憶しております。

今後、平成28年熊本地震等の教訓を活かしながら、大規模災害に備えて、県による調整等、災害協定の有無を含めた必要性についても改めて研究してまいります。

- 12番（坂下 勲君） 山梨県は、大雨や地震、富士山噴火などの大規模災害への備えとして、県内市町村と協定を結んでいます。災害時、市町村は被害の状況の確認など業務が逼迫するので、県に調整役をお願いし、スムーズな避難所運営をするためにも協定が必要と思われまますので、県に要望をしてください。避難所で、避難者は氏名、年齢、性別、体温、疾病等の個人カードを記入し、受付職員は避難者の人数、世帯数を2時間ごとに対策本部へ報告します。また、コロナ感染防止も行わなければなりません。もし、避難所の入口に顔認証システムがあれば、カメラの前を通過した人の人数や年齢など属性をAIが判別し、データを自動的に本部に送信することで、受付の職員や避難者の手間を大幅に減らすことができる上に、市民が避難所の空き状況をリアルタイムで把握できるサービスも可能である。顔認証システムの導入により、受付管理業務の軽減、迅速な誘導が可能になり、情報通信技術を使えば、遠方の家族の避難状況を確認できる。本市でも避難所に顔認証システムを導入してはどうかお尋ねします。

- 市民部長（黒崎達也君） 政府が掲げておりますデジタルトランスフォーメーションに基づきまして、内閣府よりクラウド型被災者支援システムの導入が進められていると聞いております。その中に、避難所入退所管理システムも含まれ、令和4年度中のシステム開発が進められていると聞いております。

今後、市としましては、令和5年度における国の実証実験を踏まえた上で、避難所等での実用化に向けた取組を参考にさせていただきたいと考えております。

- 12番（坂下 勲君） 昨年10月30日に、八代市宮地校区住民参加型防災訓練において、顔認証技術を用いた避難所運営の効率化を目的とした実証実験が実施されております。熊本県と八代市、株式会社NTTドコモ九州が、2021年6月に締結した災害時における通信確保、被災者支援災害対応に資するDX推進に向けた連携に関する基本協定の中のデジタル技術を用いた県民の皆様を支援する取組の一環で行われました。中村八代市長は、「ICTを用いた技術を導入し、避難所運営を円滑に行えるようになったことを期待しています」と話しています。是非、熊本県

と株式会社NTTドコモ九州支社と基本協定を結び、実証実験を行ってください。

次の質問に移ります。近年、地域の防災リーダーとして防災士の資格を取得する人が多くなっております。10月末現在で全国に23万8,765人、熊本県に3,636人、2月現在、宇城市に68人の防災士が認定されております。防災士は、自助・共助・協働この3本柱が基本となっており、防災士は、まず自分が動き、周囲を動かすよう努めていきます。必要に応じて、防災講演、災害図上訓練、避難所訓練等のリーダー役を果たすとともに、自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加するのが防災士です。市として、防災士に何を期待しているかお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 防災士の普及と活用を視野に入れまして、地域防災や市民の防災意識の向上を目的とする活動を行っております、特定非営利活動法人日本防災士会に資格を有され登録されている方、また市に在住の方で防災士の方は、議員の御発言のとおり68人いらっしゃいます。

市としては、市内在住の防災士の方々に、地域に根差した継続的な災害等の訓練の実施支援や災害等に対応する様々な研修を通して、市民と同じ目線で、自主防災組織の更なる強化と地域連携・支援を期待しているところでございます。

○12番（坂下 勲君） 近年、全国各地で地震や風水害等の自然災害が多発しています。自主防災組織は災害時に住民の避難誘導や安否確認を担う任意団体で、防災における共助の中核で、現在宇城市では117の組織が結成され活動されております。自主防災組織と防災士が連携することで、地域の防災力の向上につなげなければなりません。また、災害発生時の初動対応を構築し、さらには、災害に強いまちづくり、コミュニティの形成に向けての今後の活動に活かすために防災士を活用しようと考えているか。また、自主防災組織が、今、抱えている課題についてお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 現在、市民部防災消防課の防災消防監として勤務しております職員も防災士でございます。その職員が、自主防災組織での講演や相談及び地区の防災計画作成支援を行っております。また、他の防災士の方々におかれましては、自主防災組織への講演や防災訓練などに御参加をいただいているところと思っております。また、地域の防災意識の向上につなげていただければ助かりますので、自主防災組織からの要請等に対応していただきたいと考えております。

次に、自主防災組織の課題ですけれども、地元からは、毎年、地区防災計画の見直しや更新手続きなどがありますので、自主防災組織の担い手である後継者の育成が大変困難であるという御意見をいただいております。また、市が考える課題といたしましては、熊本地震から長い年数が経過したことによりまして、危機管理意識が希薄化していないか、実際に大災害が発生した際に、自主防災組織の活動がスム

ーズに行えるのかという点にございます。

そのため、自主防災組織に対しましては、災害等が発生した場合、地区住民を安全な場所に誘導していただくとともに、必要に応じまして炊き出し等の支援をするようお願いしております。けが人等の救助対応に関しては、まずは自助を確保しつつ、できる範囲での救出活動に努めていただき、公助含め警察や消防・消防団、自衛隊等への速やかな情報提供をお願いしているところです。

今後におきましては、地域が抱える課題を払拭すべく、自主防災組織としてのありべき姿やできる活動の内容等を含め、改めて詳細かつ丁寧に周知・啓発を実施してまいります。

○12番(坂下 勲君) 防災士登録制度を創設し、有資格者の掘り起こしを図るとともに、土地勘のある防災士に各地区の自主防災組織などで活躍してもらい、地域防災の向上につなげるとともに、登録後は市の要請に基づき防災訓練や避難所運営にも携わってもらう。災害発生時の初期的段階や大規模災害の発生時においては、自治体による対応が及ばない場合の担い手としての活動が不可欠です。そのためにも登録防災士制度を創設してはどうかお尋ねいたします。

○市民部長(黒崎達也君) 防災士を取り巻く環境といたしまして、有資格の任意で登録・構成された非営利活動法人日本防災士会と資格取得や資格等の案内を行う日本防災士機構の2つの団体がございます。

前者の防災士会には、九州支部連絡協議会と熊本県支部があり、任意で登録されている方の情報は、市で把握することが可能でございます。しかし、あくまでも任意登録でございますので、毎年更新が必要となります。更新されていない場合は、把握が困難な状況となります。

議員がおっしゃいますとおり、防災士の登録制度については、防災士会が任意で現状実施をされており、更新登録された防災士は市からの情報開示請求に基づきまして、随時把握することが可能です。

そのため、市単独での登録制度は考えてはおりませんが、今後におきましては、そのデータを基に、市の防災活動への支援依頼や自主防災組織の活動への参加を促すことによりまして、先ほど申しました課題の克服と地域コミュニティの活性化につなげていきたいと考えております。

○12番(坂下 勲君) 宇城市防災士会が本年3月に発足し、私を含めて10人で活動しております。自主防災組織と防災士が連携することで、地域の防災力の向上につなげなければなりません。また、災害発生時の初動対応を構築し、さらには災害に強いまちづくり、コミュニティの形成に向け、今後の活動に活かすためにも是非防災士登録制度を創設してください。

次の質問にいきます。さて、昨年年第1回定例会でも質問しましたが、そのときの答弁が、「松合地域の10年後、20年後を見据えた振興やまちづくりにつなげるためには、民間に貸付け、譲渡をする場合があっても、歴史ある学校は地域の核、地域のシンボルという視点から不可欠であると考えています。令和4年度以降の利活用にあっては、地域のニーズを把握しながら、地域に活力を与える廃校復活に努力してまいります」との答弁でありました。あれから1年8か月、地域に活力を与える廃校復活に市はどのような方向へ努力されてきたのか、私たちには見えてきません。どのような努力をされてきたのかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 現在、旧松合小学校の校舎は、本庁舎大規模改修工事及び宇城市こどもセンター開設に伴う備品等の仮置き場として利用されております。令和3年度末までは、市の図書館・美術館の指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の事務所兼作業場として活用されていまして。また、体育館及びグラウンドについては、市民のスポーツ活動やレクリエーション活動等の増進を図る社会体育施設として活用されています。

旧松合小学校などの廃校施設は、地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズにより有効活用することが求められています。

現在、文部科学省では、「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げ、地方公共団体から希望のあった未活用の廃校等の情報について、集約・公表すること等により、廃校施設の活用推進に取り組んでいます。

旧松合小学校の活用につきましても、みんなの廃校プロジェクトの事例のように、地域の活性化につながるような場所となることを願っていますが、当該校舎は国の補助事業を活用しておりますので、校舎を貸与・譲渡するには文部科学省に対し、財産処分の手続きを行う必要があります。

近年においては、令和元年度に実施した空調設備の大規模改造が本件に該当する要件となりますが、校舎を含め、空調設備についても有償による貸与または譲渡等を行う場合には、国庫納付金または相当額の基金積立が必要となります。

旧施設の利活用については、諸条件により制約が発生する可能性がある中、令和3年度においては、IT機器のリユース事業を基軸とする事業者様より、旧松合小学校施設の利活用についての問合せがありましたが、活用ニーズとのマッチングが成立するまでに至っておりません。

松合地域の活性化を見据えた旧校舎の利活用策については、切れ間のない廃校施設の情報発信はもちろんのこと、利活用希望者へのきめ細かな相談対応に努め、利用者ニーズを的確に把握し、事業マッチングの精査を実施していかなければならないと考えております。

○12番（坂下 勲君） 文部科学省では、廃校施設や余裕施設の有効活用を促進するため、一定の要件を満たせば国庫納付を要さず、報告書の提出をもって手続きが済むようにするなど、財産処分の手続きの簡素化を図っています。再度精査をしてください。

近年、若年人口減少で学校の統廃合が相次ぎ、廃校が増加し、自治体にとっては廃校施設の有効活用が喫緊の課題となっております。土蔵造白壁のまちと旧松合小学校施設をタイアップさせるためにも、教室で宿泊、家庭科室で調理などができるので、家族でも宿泊できる合宿施設、地元の地産地消を使ったレストラン、また農家の加工工場でワイン、ジュース、フルーツなどの加工品、福祉作業所またデザイナーや陶芸家など、地域交流に意欲的なアーティストを誘致し、芸術を通じた地域の活性化にもつながります。また、プールでは鰻の養殖などいろいろな誘致の方法があると思います。私は、校舎が2棟ありますので、1棟は農家の加工工場、福祉作業所、あと1棟は民泊施設とレストラン。プールでは鰻の養殖をするなど施設の利活用をしてはどうか。使用しないと校舎は傷むばかりです。早期に有効活用すべきと思いますが、市としての考えをお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 議員より提案がありました、地元の農家による施設利用や広い地域から利用客が訪れる施設用途での廃校の利活用は、松合地域の地域振興としても有効な策の1つだと認識しております。

今後は、既存施設の状況を踏まえつつ、地元の方々の意見に耳を傾けながら、松合地域の実情やニーズに合った、施設用途等での利活用を関係部署と連携を図ってまいりたいと考えております。

○12番（坂下 勲君） 地元の方々の意見に耳を傾けながら、松合地域の实情に合った施設用途などでの利活用を関係部署と連携を図ってまいりたいということですので、まずは、地元の方々の意見を聞いてください。学校から別の用途に変更する場合、何か障害があるのか、また不知火小学校と松合小学校が令和3年に統合すると決定したときに、旧松合小学校の活用の計画はなかったのか。また、前回の質問の答弁では、地域に活力を与える廃校復活に努力してまいりますということであったが、その動きが見えてきませんし、また将来像が見えてきません。今後プロジェクトチームをつくってはどうかお尋ねします。

○不知火支所長（木下秀典君） まず、用途変更についてですが、旧松合小学校の校舎は、現在普通財産として管理していますが、先ほど教育部長の答弁にもありましたとおり、貸与や譲渡などで別の用途に変更する場合、内容によっては市に不利益が生じるおそれも考えられます。

また、不知火小学校との統合の際におきましては、どのような用途で活用するか

など検討を重ねてまいりましたが、具体的な計画に至っていない状況であります。

今後は、他自治体の様々な活用事例もありますが、市としましては、松合地域の特性を活かした地域に受け入れられる計画が必要と思っております。そのためには、まずは松合地区の地域振興や地域活性化へとつながる施設の利活用について、住民の方々とお互いに意見を重ね、その積み重ねにより地域に合った施設用途を決めていき、少しでも早く実現できるよう地元と関係部署が一体となった取組に向けて努めてまいりたいと考えております。

○12番（坂下 勲君） 答弁は必要ありませんが、市長、確認です。体制づくりを進めてもらえますね。

ありがとうございます。地元と意見交換の場を早急に設け、施設活用に向けた体制づくりのためにプロジェクトチームを設置し、市長政策部を中心に松合校区の地域活性化に努めてください。

次の質問にまいります。本市は熊本市と八代市の中間に位置し、また天草地方との分岐点にもなることから、古くから交通の結節点として支えてきました。宇城市のほぼ中央をJR鹿児島本線が南北に縦断しています。松橋駅から熊本駅まで18分、松橋駅から八代駅まで20分でアクセスできます。松橋駅は公共交通の拠点として重要な役割を果たしてきました。今後、松橋駅周辺地域は市の重要な交通拠点であり、この周辺地域の活性化策の推進は喫緊の課題と思われれます。今後、どのように松橋駅西口周辺の開発を考えておられるのかお尋ねします。

○土木部長（梅本正直君） 土木部では、松橋駅周辺開発を約10年間かけて行い、駅の東西をつなぐ自由通路や駐車場、駐輪場、公園、駅前ロータリー、駅東口、西口等を整備しました。

これまでは、松橋駅西口へのアクセスは狭小な市道しかなく、駅を利用する歩行者等は危険な状態で行ってまいりました。不知火支所前の国道266号から不知火ウキウキ線を経由し、駅へつながる歩道付きの松橋駅西線の整備を計画し、令和7年度には完成する予定です。

さらに、本年度より宇土市方面へ向けた幹線と、この幹線道路を補完する支線を計画中です。年度ごとに詳細設計、用地買収、工事と工程分けをして積極的に事業を進めてまいります。

○市長政策部長（元田智士君） 開発の観点から申し上げますと、松橋駅周辺は人口も増えており、今後開発を進めていくべき重要な地域でございます。

ここ数年、熊本市に隣接している自治体は、特に転入者が転出者を上回る転入超過にあり、社会増にあります。特にこれまで熊本市東区、熊本市の北東域への人口流入が顕著でしたが、令和3年度においては、熊本市南区、嘉島町、御船

町と熊本市の南方面へ人口流入がシフトしております。

現在、台湾の半導体企業であるTSMCが菊陽町に進出したことにより、菊陽町やその周辺地域の地価が上昇しており、今後、熊本市南方面の人口流入が一層進むものと思われます。

一方、昨今の熊本駅周辺の再開発により、オフィスビル、商業施設が建設されたことにより、多くの雇用創出効果が見込まれております。松橋駅は、熊本駅まで18分と通勤、通学の利便性が高く、短時間で通えることから熊本市のベッドタウンとしても有望な地域です。

宇城市としましては、こうした宇城市の地理的優位性、社会情勢の変化を踏まえながら、土地の有効活用を進めてまいりたいと思います。

○12番（坂下 勲君） 地球温暖化の影響により大型台風の発生、線状降水帯による大雨など、近年短時間に激しく降るゲリラ豪雨が増加しています。河川の氾濫により家屋の浸水、道路の冠水が今後予想されます。開発すれば、当然排水対策が必要になってきますが、どのような対策を考えているかお尋ねします。

○土木部長（梅本正直君） 松橋駅西側を流れる小曾部川は、松橋駅西のエリアでは尻川となり、さらに下流で松橋町の浅井手川と合流し、その後に県河川の大野川へ合流します。

この河川は、潮位の影響を受ける河川で、満潮時と大雨が重なると水害リスクが大きくなり、現在も出水期には、港川防潮水門で頻繁に市職員が現地で監視や操作を行っているところでございます。

松橋駅西地区にて住宅等が開発されることになれば、本来農地が持っていた雨水の地下かん養能力が減少し、流出量の増加が想定されます。

今後も市内全域で急速に住宅化が進んでいく際には、新しく住宅を新築した人が水害に遭わないよう、排水対策の必要性もセットで考える必要があります。

他の自治体の取組も参考にしながら、国の掲げる流域治水の政策方針に則り、水害対策を各部署が連携して行うよう取組を進めてまいります。

○12番（坂下 勲君） 松橋駅周辺地域は、市の重要な交通拠点であり、この周辺地域の活性化策の推進は喫緊の課題と思われます。市長は、どのように開発をイメージしておられるかお尋ねします。

○市長（守田憲史君） これまでの議会でも答弁してまいりましたとおり、松橋駅西は鉄軌道の優位性を十分活かした開発を進めていくつもりです。

まず、道路整備を先行させ、その上で民間事業者とも連携しながら、土地の有効活用を最大化するまちづくりをしたいと思います。

今後も坂下議員の御指導を仰ぎながら、道路や土地開発といったハードだけでな

く、子育て支援といったソフト的な環境整備も並行して進め、総合的な住みやすさを実現するつもりです。

- 12番（坂下 勲君） 国の掲げる流域治水の政策に則り、水害に遭わないような排水対策を進め、道路や土地開発のハードだけではなく、子育て支援といったソフト的な環境整備も並行して進め、住みやすいまちづくりを実現させてください。

最後の質問にいきます。スポーツ庁の有識者会議、運動部活動の地域移行に関する検討会議は、2022年6月6日、提言書を室伏広治スポーツ長官に提出されております。令和5年度から令和7年度末までの3年間をめぐり、休日の運動部活動から段階的に地域移行するように提言しています。令和4年9月28日、経済産業省の有識者会議での提言は、1、参加資格拡大など大会の設計見直し、2、営利目的の民間クラブも学校の体育施設を利用できるようにするなど、活動場所・手段の確保、3、教員が兼業でコーチとなるなど有償コーチの育成確保、4、クラブの収益減、多様化やスポーツ振興くじの活用、5、地域移行の具体的方針の早期明確化を柱に挙げています。少子化で学校単位のチーム編成が困難になってきている現状を踏まえ、部活動のスポーツ環境が教員の無償労働やボランティアに支えられている現状も問題視し、教員が兼業で有償のコーチとして働けるよう、フレックスタイム勤務を認めるなどの環境整備を求めています。部活動を地域に移行していくためには、地域部活動の目的、責任の所在を明確にし、また休日活動の地域移行に向けた具体的なスケジュールを含めた推進計画の策定についてお尋ねします。

- 教育部長（豊住 章君） 現在、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。特に、少子化や教師の業務負担等を背景に、中学校の部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

このような状況を踏まえ、国は、部活動と教員の働き方改革を両立させるため、2023年度から2025年度末をめぐり、公立中学校の休日の部活動を地域スポーツクラブなどに段階的に移行していく方針を本年6月に示しました。

また、本年11月には、部活動の活動時間や休養日の確保などの方針を示したガイドラインの改定（案）が公表されたところです。しかしながら、地域移行の在り方について、具体的な方針等が示されておらず、推進計画につきましても今年度中に策定される予定となっており、本市としましても、スムーズな移行ができるよう努めてまいります。

- 12番（坂下 勲君） 本市も小学校部活動を社会体育へ移行し、学童スポーツクラブに移行した経緯がありますので、そのノウハウを活かし、推進計画を作成してく

ださい。今までは、部活動の多くは顧問の先生が献身的に支えてきました。しかし、これから民間に委託する場合、指導者の報酬、クラブの会費や施設料など、誰がどのくらい負担するか問題が生じます。保護者の負担が増加するのでどのような財政支援を考えているか。また、地域移行の受け皿として、地域の総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間企業や保護者会などがあります。地域の受け皿がない場合、指導者がいないなど、受け皿と担い手をどう確保するのか、また、指導料や生徒の送り迎えなど、保護者負担の増加はどのようにするのかお尋ねします。

○**教育部長（豊住 章君）** 地域移行に向けた課題は、議員が申されましたとおり、地域の受け皿や指導者の確保、保護者の負担や責任の所在などが主な課題として想定されていますが、やはり一番の課題は、地域の受け皿や指導者の確保だと思っております。

現在、本市では、指導者の有効な活用を図ることを目的に、宇城市スポーツ指導者バンク制度を立ち上げています。来年度から本格的に始まる中学校部活動の地域移行に向け、当該制度内容を見直し、改めて学校、保護者等に対して、周知啓発を図ってまいります。また、部活動の顧問を務められてきた中学校の教職員の方も、希望すれば兼職兼業の許可を得て従事できるとされていますので、今後は、学校とも連携を図りながら、教職員の指導者バンク登録制度を推進し、より多くの指導者を確保してまいりたいと思います。

そのほかの課題等につきましては、今年度中に策定される予定の国県の推進計画に基づきながら、学校、保護者、各種運営団体等と協議を重ねながら、地域の実情やニーズに応じた対応策を講じてまいりたいと思います。

○**12番（坂下 勲君）** 宇城市スポーツ指導者バンク制度がありますので、学校と連携し指導者を確保してください。まず、指導者確保が優先だと思います。ハードすぎる練習を誰が管理するのか、生徒の健康を誰が守るのか、また指導者の暴言、ハラスメントなどがないよう、生徒を守る仕組みや指導者資格の取得や研修、スポーツ団体の整備や充実など、行政と地域の受け皿との連携が不可欠と考えられる。そこで部活動の地域移行に向け、損保保険大手の三井住友海上保険が、教員の代わりとなる指導者をサポートする認証制度を新たに創設しました。五輪経験者やパラアスリートを多く雇用する三井住友海上は、保険事業で蓄積した知見を活かし、指導者に向け自然災害への対応、救急救命・救護、コンプライアンス・ハラスメント、個人情報保護、けがの予防の学習テーマを用意し、eラーニングを活用した研修と確認テストを受験した上で認証を付与する指導者認証制を創設しています。本市でも指導者認証者制を創設してはどうかお尋ねします。

○**教育長（平岡和徳君）** まず坂下議員、貴重な情報の提供をありがとうございます。

興味深く聞かせていただきました。私も生徒にとってふさわしいスポーツや文化環境を整備するためには、やはり各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保、そして育成していくことが必要であるというふうに考えております。特に、心身の発達の上にある生徒を指導する方には、練習が過度な負担とならないようにするとともに、議員おっしゃられました生徒の安全や安心の確保、そして暴言・暴力・行き過ぎた指導、ハラスメント、こういった行為の根絶が強く求められている今の時代であります。

地域の指導者が、子どもたちファーストで、そして本気になって今の宇城市のパワーを落とさず、スポーツ・文化への興味関心、体力そして技能などの向上につながる指導を行っていくためには、やはり部活動指導員と同様の研修を計画的に行っていただくことが望ましいと考えております。

坂下議員から御紹介いただきました指導者認証制度につきましては、今後、地域の受け皿となっていただく総合型地域スポーツクラブや各種の運営団体等に情報提供をしまして、より環境づくりこういったものをより良くする構築を進めながら、信念を持って努めてまいりたいというふうに考えております。

○12番(坂下 勲君) 宇城市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、各種団体と連携を取り、指導者認証制度を是非立ち上げてください。

今年は、新型コロナウイルス感染症の第6波、第7波、第8波と終息する気配がありません。また、2月24日ロシアのウクライナ侵攻からいまだ軍事侵攻が続いています。7月には安倍元首相の襲撃事件など暗いニュースばかりで、さらに円安、燃料費の高騰、物価の高騰など日々厳しい1年でありました。しかし、明るいニュースとして九州学院出身のヤクルトスワローズの村上宗隆選手が三冠王、ホームラン56本の新記録を達成し、また本日延長でPKで負けましたが、サッカーワールドカップの日本代表、大津高校出身で平岡教育長の教え子でJ1川崎フロンターレ所属の谷口彰悟選手の活躍があり、惜しくもベスト16でした。勇気とパワーをもらい元気が出てまいりました。県民の1人として誇りです。

さて4月の選挙で無投票ではありましたが、市民の皆様の負託を受け、今後議員としての役割をしっかり把握し、行政と住民のパイプ役になればと思っております。今後ともよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(溝見友一君) これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、村上真由子君の発言を許します。

○3番（村上真由子君） 皆さんこんにちは。議席番号3番、志成会の村上真由子です。ただいま議長のお許しを得まして、通告に従い質問をさせていただきます。午前中からもお話がありましたサッカーのワールドカップ、惜しくも日本敗退となりましたが、ドイツそしてスペインを破っての決勝トーナメント進出、誠にめでたかったところではございますが、惜しくも敗れました。しかし、夢と希望を与えていただいたと思っております。また次回にでも頑張っていたいただければと思っております。昨今の情勢といたしまして、この間まではすごい円安で、1ドル150円いく、いかないとか、すごく悩んでいたところではございましたけれど、今は大体136円に落ち着きまして、ちょっと物価の上昇はまだ続いているところではあります。昔のようにだんだん物価が安定すればいいなと思っているところではございます。ちなみに私が高校生とき、1995年ですかね、円の最高値1ドル79円の時代がありまして、そのときはすごくお買い物をするのも、わあ、こんなに買えるんだとほくほくしていたところではございますが、今は円の価値がちょっと安くなっておりますが、これからは輸出の企業もあれば輸入の企業も日本にはたくさんありますので、円の価値がちゃんと落ち着くようになればと思っております。

さて、先日行われました執行部説明会にて、小川支所の中にeスポーツの拠点ができるとお話がありました。私自身、うまい下手はさておきまして、ゲームオタクのところではございますので、eスポーツが広まるのは大変嬉しく思っております。賛否いろいろあるとは思いますが、手を使うことで高齢者の方の認知症予防になったりだとか、またこの宇城市から世界に羽ばたくようなそんなプロのeスポーツプレイヤー、プロゲーマーが誕生したりだとか、きっと宇城市に良い影響を与えてくれると望んでおります。このように時代がDX化、デジタルトランスフォーメーション化していく中で、国もデジタル田園都市国家構想を打ち立てております。また、ここ宇城市においてもアナログからデジタルへとSociety 4.0から5.0の過渡期、転換期に来ていると思っております。本日は、大きく宇城市のスマートシティ化、デジタル推進についてお尋ねしたいと思っております。

小さい質問の1番となりますが、令和2年にこの宇城市とオムロン株式会社とのスマートシティ推進を目指して包括連携協定が結ばれました。現在、どのような動きがあるのでしょうか。

○市長政策部長（元田智士君） オムロンソーシャルソリューションズ株式会社とは、宇城市版Society 5.0の実証、再生エネルギーへの取組によるSDGsの

推進などを目的に連携協定を令和2年3月に締結しております。

主な取組としまして、防災と脱炭素を同時に実現する環境省の補助事業に採択され、小川レポートに太陽光発電システム、蓄電、エネルギーマネジメントシステム等を導入し、災害時に再生可能エネルギーで電力が賄える設備を整備しました。これは優良事例として紹介された他の自治体への導入にもつながっております。

ほかには、不知火美術館・図書館に、清掃、防犯、案内を自動で行うロボットを実証実験として実施、また市の公用車には安全運転支援システムを使い、運転者の危険回避だけではなく、運行管理も容易にできるシステムを実証実験で行いました。

オムロン以外でのスマートシティ化の取組については、総務省の補助事業を活用した市内全域への光回線の整備をはじめ、経済産業省からはキャッシュレス化の先行自治体に指定され、県内で初めて税、保育料をスマートフォンでの決済を可能としました。

また、L o G o フォームというシステムを全国でもいち早く導入し、上下水道手続きのオンライン化や、各種申込みもスマートフォンで読み取ることで申請可能となるシステムを導入しております。

スマートシティ化については、市民のデジタル化への意識向上が必要となりますので、今年度は総務省の補助事業を活用し、NTTドコモと連携したスマートフォン講座を定期的に開催しています。高齢者に大変人気のため、来年1月に小川支所内に開設するeスポーツ拠点施設でも、デジタルや情報の格差解消のため、スマートフォン講座などを積極的に開催する予定にしております。

○3番（村上真由子君） 小川レポートに太陽光発電システム、蓄電、エネルギーマネジメントシステム等を導入しているということは、宇城市独自で発電、蓄電システムがあるということですね。太陽光ということで再生可能なクリーンエネルギーの活用ができるということなので、この宇城市が、環境問題に対しても真摯に取り組んでいるということが分かります。このエネルギーについては、後ほどAIタクシーのときに言及させていただきます。

不知火美術館と図書館に、清掃、防犯、案内を自動で行うロボットの実証実験がありましたが、先日私が美術館をちょろっとのぞいたところだと、まだそのようなロボットを見つけることができなかったのですが、これはまだ実証実験の段階ということで導入に至っていないということですかね。例えば、一概にロボットと言っても人型のロボットもあれば、こういうネット上というかRPAタイプのロボットもあるので、まだ導入はなされていないのですか。

○市長政策部長（元田智士君） 図書館に実験的に入れたのは、もう既に終わっております、お客様には好評だったところもあります。ただ、コストがかなりまだ高い

ということで、コストが下がらないことには導入にはいけないのかなということでございます。

○3番（村上真由子君）　そうですね、コストのところは、コストとパフォーマンスとか費用対効果を考えると、ちょっと難しいところでもあるのかもしれないですね。あと、オムロンさんとの協定以外の取組の宇城市のスマートシティの取組事例もお答えいただきましてありがとうございます。市の各種手続きのオンライン化、これは本当に便利になりまして、日中なかなか時間が取れない人たちが銀行に行ったりコンビニに行ったりで、支払いがなかなか難しいところではあるのですが、スマートフォンを使ってとても便利になったことと思います。また、NTTドコモさんとのスマートフォン講座ですね、これは広報とかでも結構見させていただいているのですが、高齢者の方からかなり人気のように、もう人気があり過ぎてなかなか予約が取れないという声も聞きましたので、もう是非とも継続してやっていただければと思います。今度はそのeスポーツ拠点でもされるということなので、是非とも情報が取れなくて不利益を受ける人たちがいなくなるようにですね、情報弱者と言われる人たちが少なくなるように、是非とも続けていただければと思います。

先ほど、Society 5.0への転換期とお伝えしましたが、この時代は人工知能であるAIの活用によって、もっと住みやすいまちづくりが可能になってきています。まず小さい質問の2番目でございますが、スマートシティ化におけるこのAIの福祉利用についてお尋ねさせていただきます。今、宇城市では、市内の移動に関していろいろな交通手段があると思います。民間の路線バス、乗合タクシー、一般タクシーですね、あと大きく言いますとJR九州も小川駅、松橋駅と2駅ある宇城市でございます。その中でも現在、市で運行している乗合タクシーの状況を教えていただきたいのですが、対象地区だったり利用者数、料金、またどのような予約方法なのかを教えていただきたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君）　現在、乗合タクシーの運行地区については、小川町の海東方面、三角町の戸馳地区、不知火町の長崎地区、小川町小野部田地区の合計4地区を対象とし、市内タクシー事業者3社により、利用者の自宅から公共施設や商業施設、医療機関などの目的地まで、いわゆるドアtoドア方式で運行を行っているところです。

利用状況としましては、令和3年度の実績として、海東方面が運行日数261日、延べ利用者数1,291人、戸馳地区が運行日数262日、延べ利用者数2,008人、長崎地区が運行日数38日、延べ利用者数137人、小野部田地区が運行日数71日、延べ利用者数177人で、4地区合計で利用者数3,613人といった状況です。

利用料金は一人当たり200円から400円と安価に設定しているところですが、実際の運行経費のおおむね7割から8割は、市が補助及び委託している状況でございます。

予約方法としては事前予約制となります。利用する日時について、あらかじめ定められた時間内に、タクシー事業者へ電話にて予約する仕組みでございます。

○3番（村上真由子君） 小川町の海東、三角町の戸馳、不知火町の長崎、小川町の小野部田の4地区ですね。この4地区に関しては、たしか前回手を挙げた行政区のところだったということだと思いますが、令和3年度の利用者が4地区合わせて3,600人強、利用されている方が結構いらっしゃるなと感じました。やはり利用は高齢者の方が多いですかね。料金に関しまして200円から400円、一般的なタクシーに比べると、かなり本当に格安な料金設定だと思います。市がちょっと7割、8割補填されているというところだったのですが、市民の皆さんにとっては、タクシーが200円から400円で使えるというのはすごくお安い、お得感があるなと思いました。利用方法なのですが、電話で事前予約ですね。確かに利用者は高齢の方も多いということで、前日の決められた時間内に事前予約ですね。先ほど利用者は高齢者の方が多いのではないかとのお尋ねをしましたが、高齢者の方の事故も近年どんどん増えておまして、また免許返納とかもすごく聞くようになりました。ただ、やはり高齢者の方の事故のニュースとかを見ると、結構皆さんが一樣におっしゃるのが「免許を返納したいけれど、移動手段がなくなってしまったらどこにも行けなくなってしまふ。病院にも行けなくなるし、またお買い物とかにも行けなくなってしまふ」という声を結構聞きます。ですので、免許返納の話と公共交通機関の話はちょっとセットで聞くことがとても多いです。しかも、この免許返納をして移動手段がなくなってしまふという声が、宇城市の街部と言われるところの方からも声を聞くようになりました。

そこで、小さい質問の2番に移りますが、高齢者の方の自動車運転中の事故についてお尋ねしたいと思います。熊本県内及び宇城管内の事故の件数と、高齢者の方で免許を保有していらっしゃる方の人数をお答えいただきたいと思います。

○市民部長（黒崎達也君） 熊本県警の公表データに基づきましてお答えさせていただきます。県内の事故発生件数は令和3年度におきまして、全体で3,188件です。そのうち65歳以上の高齢者の自動車運転中の事故件数が1,636件ありまして、全体の51.3%を占めます。

本市在住の方の事故発生件数は、全体で105件ございますが、そのうち高齢者の事故件数が56件となっております。本市の高齢者の事故件数が占める割合は53.3%と、県全体に占める割合より2%ほど高くなっておりますが、ほぼ同率で

ございまして、半数以上が高齢者の運転中の事故となっております。

また、免許保持の割合につきましては、令和3年12月末現在で、県内では、総免許保持人口が117万7,337人に対し、高齢者の免許保持人口は33万768人で占有率は28.1%になります。

宇城管内におきましては、総免許保持人口が71,066人に対しまして、高齢者の免許保持人口は22,057人で、占有率は約31.0%でございます。県全体の割合より約3%ほど高くなっております。

- 3番（村上真由子君） 令和3年度の事故が約3,200件で、そのうちの高齢者の方の自動車運転中の事故が51.3%の1,640件弱、そして宇城市内では事故件数が105件のうち、53.3%の56件が高齢者の方の事故。どちらも事故数の半数以上が高齢者の方の事故ということですね。警察庁によりますと、警察庁のデータは後期高齢者の方のデータなので75歳以上になりますが、昨年の高齢者の免許保有人口が約610万人、更新時には認知機能の検査を受けられるそうです。昨年その検査を受けられた人の数が226万人強で、そのうちの52,000人弱が認知症のおそれありという判定されまして、また約49万人の方が認知機能低下のおそれありと判定されたそうです。今年の5月から認知機能検定に加えて、一定の違反歴のある高齢者の方には実車試験ですね、運転技能検査の受検が義務付けられているそうです。今年の5月からの導入なのですが、9月末までの調べによると、全国で延べ32,200人ほどが受検されて、合格者が28,600人程度、合格率88.9%ということなのですが、約11%の方が免許更新できていないことになっております。今後この宇城市で免許更新ができない人が増えてくると、また行きたいところに行けなくなってしまう、いわゆる移動制約の交通弱者が増えてしまうと思います。今まで自分で車で運転していろんなところに行けていたのに、もう移動ができなくなると、やはり気持ちもちょっと沈んでしまうかもしれませんし、また、健康にも良くないと思われまして。各自治体もいろんなループバスだったり乗合タクシーだったり、市民の皆さんの移動手段の確保に努めていまして、実は、先々月荒尾市を視察しに行っていました。こちらはもう既にAIタクシーを導入されておりまして、荒尾市のAIタクシー、名前が通称「おもやいタクシー」なんですけど、これは「おでかけあらお」というスマートフォンアプリがありまして、それとまた電話で予約をして、乗車地から目的地までを移動するというですね、その移動している間にどなたか別の方が近くで乗車希望があれば、もうAIが勝手にルートを検索しまして、最短で乗り合っていくという感じの自動計算の相乗りタクシー、AIタクシーでございます。実際、AIデマンドタクシーと言うそうなんですけど、今回はAIタクシーで通させていただきます。

さて、このA I タクシーに私も実際乗車を試みまして、とても便利だと感じました。今、議長のお許しを得まして、その荒尾市のA I タクシーをスクリーンに映らせていただいております。このA I タクシーの導入に関して、宇城市の見解をお尋ねさせていただきます。

○市長政策部長（元田智士君） A I タクシーとは、乗客の予約に応じて、人工知能（A I）が効率的な配車や最適ルートを選択するシステムを導入しているタクシーであります。

県内の導入状況としましては、荒尾市のおもやいタクシーがありまして、日本で初めて荒尾市内全域でA Iを活用した予約型乗合タクシーを運用しているところです。そのほかに検討している自治体が、熊本市東区健軍、南区天明方面、水俣市などで実証実験を始めたところです。効率的な運行の基準となる相乗り率を高めることがポイントでありますので、実証実験を経て、本格導入の判断を行う予定だと伺っているところです。

市でも、以前、令和2年に実証実験を計画したことがありました。タクシー事業者による運転士不足や高齢化によるデジタル化への対応の懸念、費用対効果等によって見送った経緯がございます。

また、乗合タクシーについても運行エリアの拡大に向け、地元説明会を実施しているところではありますが、利用者がほとんどいないなどの理由により積極的ではない意見も出ているところです。

今後、全世代に対応できるデジタル社会を推進し、便利で快適に暮らせるスマートシティを実現することは重要であると考えておりますが、導入にあたっては、路線バスやタクシーなど既存の公共交通と競合すると、自治体の更なる負担増を招くため、競合しない仕組みづくり、それから確実に相乗り率を高めることが重要であると考えております。

○3番（村上真由子君） 事業者さんの最初のデジタル化ですね、初期導入というかデジタル化の対応がちょっと難しいということですよ。ただ、実際乗車したときの感想といたしましては、タクシー車内自体はそんなにすごい特別なコックピットみたいになっているとかそういうのは全くなく、本当に一般の普通のタクシーと何ら変わりなく、ただ時々カーナビに、どこどこから誰々さんが乗られます、乗車可能ですかというので、はいといいえのボタンがありまして、運転士さんが、はいを押したりいいえを押したりして回っていく感じなので、運転士さんにもちょっとお話を聞いたところ、使い方としてはそんなに難しいものでもないし、乗られてから勝手にA Iがルートを決めてくれるので、どこですかとか自分でルートを考えたりとかもしなくていいので、とても楽ですみたいなことは言われていました。なので、

ネックの部分としては、やはり初期費用のところなのかなというのを思いました。

あと地元の皆さんが地元説明会のときに、余り積極的ではないというのがあったのですが、前回田中議員のときの答弁で、例えば乗合タクシーとかも足が出てしまつたら地域の負担という、それをちょっと前もって言ってしまわれると、試してみようかなとか、導入してみようかなという行政区も少なくなってくる、少なからずリスクを回避しようという気持ちが表われてしまうのかなとは思いますが。実際使ってみて便利さが分かると、また地域の皆さんの考えも変わってくるのではないかなと思いますので、是非とも前向きに御検討いただければなとは思いますが。

また、競り合いによる地域の負担増ということですけど、バス業界に関しては宇城市に通っているバスが3社ですかね、九州産交バスと熊本バスと産交バス、先日ちょっとお尋ねしたときに、このバス路線に対しての宇城市の補助金額が1億4,000万円程度と伺っております。補助を出しているということは、いわゆる一般で言うところの赤字路線なのかなというのはちょっと思うのですが、さらに来年の4月からは、三角の大口線と小田良線あと黒崎環状線、この3本が廃線になる予定と書いてありまして、やはり廃線になってしまうと結局交通手段が減ってしまつて、移動制限による交通弱者が増えてきてしまうと思われまふ。何かしら代替の交通手段を考えていかなければならないところだと思いますので、ちょっとさりげなくA Iタクシーの方も、もう一度話題に乗せていただければなと思ひます。タクシー業界に関しては、官民一体みたいなA Iタクシーとかになつてくると、やはり市がいろいろしていかなければいけない部分もあると思うので、最初のうちは、官民一体の事業でしていくというようなスタンスでもっていくのもいいのではないかなと思ひました。ただいま市長政策部長がおっしゃつたように、競り合いしないように、そしてまた相乗り率を高める、これは本当に大事なところなんですけれども、本当に大事なところはやはり市民の皆さんの移動手段の確保だと思われまふので、どうか前向きに御検討いただければと思ひます。ちなみに、最初の方で太陽光発電のシステムについての言及がありましたけれど、今スクリーンでご覧いただひている車は、電気で走るEVなんですね。電気自動車になりまして、こちらは荒尾市が地域エネルギー活用のまちづくり協定を民間の企業と結ばれていまひて、電力の地産地消というのが協定の目的に入つているようで、市でつくつた電力を使つてA Iタクシーを走らせるということになつております。先ほど宇城市でも、小川町のところで太陽光発電も出ましたので、環境に配慮したエネルギーの活用、これは宇城市でも不可能ではないのではないのかなと思ひます。

あと先ほどの答弁で、熊本県下でも複数の自治体でA Iタクシーの実証実験も行われるようになってきておりますので、宇城市でも時代の流れに置いていかれるこ

とがないように、前向きに御検討いただきまして、是非ともまずは実証実験まで進めていただければと思います。これは、お姉さんが乗られる感じの乗車風景のところですね。もう一つ、これがおもやいタクシーさんのチラシですね。こちらは2キロメートル未満は300円とかですね、距離数でしてあるのですが、先ほどの乗合タクシーが200円から400円と聞いたので、わあ、宇城市すごいな、超安いなと思ったのですが、こちらは距離によります。乗られるのもスマートフォンと電話で予約ができるので、このスマートフォンのアプリですね、「おでかけナビ」というのは、いろんな荒尾市の市民のためだけでなく、万田坑とか観光で訪れた人たちがどこで食べればいいのかとか、レストランのクーポン券とかそういうのも使えるものになっておりましたので、地域経済の活性化にも役に立つと思われれます。

続きまして、小さい質問3番、AIの防災利用に移らせていただきます。先日大型の台風14号が九州地方を襲いました。熊本県を直撃するという予測がありましたこの大型台風でございますが、その際、宇城市でも避難所が設置されまして、多くの市民の方が避難されたと同っております。その際、どれくらいの方が避難されたのか教えていただきますでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 本年9月19日の午前9時頃に、宇城市に最接近すると予測されました台風14号に対する市の指定する避難所は、市内12か所を9月18日の午前7時30分から開設しまして、最も多くいらっしゃったときで930世帯、1,684人の方が避難をされております。

○3番（村上真由子君） 最多時で930世帯、1,684人の方ですね。前日の朝7時半から開設していただいて本当にありがとうございます。その際の受付なのですが、市民の方が指定避難所に避難をする場合、どのような受付の仕方だったのかを教えてください。

○福祉部長（岩井 智君） 避難所では、避難者の把握は大変重要な業務となります。災害時にはライフラインの寸断等により、住民の安否確認が困難な状況となり、各避難所において避難者名簿を整備し、避難者を確実に把握することで、行政をはじめ、別居の親族等からの安否確認に対応することができます。

現行では、市職員が1班2人から3人体制で避難所での初動受付及び運営を行っていますが、避難所における避難者を確実に把握するため、避難者名簿の情報として避難者カードを整備しまして、これに行政区・住所・緊急連絡先・氏名・年齢等について、原則、避難者に直接記載をしていただいています。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延が懸念されている現行では、健康状態等の記載も併せてお願いしております。

大規模災害等で避難生活が長期にわたる場合は、避難所運営スタッフが、避難者

の健康観察を定期的に行う必要があることから、治療中の疾病やかかりつけ医などの特記事項についても、可能な限り避難者に記載をしてもらっています。

- 3番（村上真由子君） 避難者名簿、あと避難者カードに行政区・住所・緊急連絡先・氏名・年齢などを直接記載ですね。今日午前中の坂下議員からもありましたけれど、結構やはり避難者カードを書くのに時間がかかったりするんですね。実はですね、当日私も避難所を少々回らせていただいております、その受付の様子も拝見させていただいております。入口のところでまず体温のパネルがあるところで測ってもらって、そして受付のところで避難者カードを記入するというところが多かったように思います。避難者カードに、なんと世帯主とか続柄とかを書く欄もありまして、先ほど病気のある方とかもありましたけれども、普段薬を服用されている方とか、高血圧とか糖尿病とかそういうところもたしか備考欄に記載するところがありました。結構、その欄を見て、続柄のところを見たりして、「これは何ですか」とか「どう書けばいいですか」とか、あと「行政区って、私はどこになりますか」とかそういうお声も聞きました。あと、この時期だからとは思いますが、1個1個ペンを消毒されているところもありました。ですので、一人一人が記入するのにも結構な時間がかかりまして、避難所を開設して、やはり時間帯によるとたくさん人が重なるときがありましたので、後ろに列ができたりとかそういう時間帯もありました。先ほど1人から2人体制とかありましたけれど、やはりマンパワーの問題とかも出てくるのかなというところなんです。ここも先般視察した話にはなってくるのですが、ICTを活用した顔認証システムですね、これも結構いろんなところで実証実験が行われておりますし、これがもし宇城市でも導入できるとしたら、避難者である市民の皆さんの受付の簡素化にもなりますし、また迅速に進めることもできます。また、職員さんたちの業務の軽減にもなるのではないかと思います。

そこで、宇城市としてはそのような取組に対して検討されているのかお尋ねしたいと思います。

- 市民部長（黒崎達也君） 本日午前中に、坂下議員の一般質問でもお答えさせていただいておりますとおりですが、国が行っておりますシステムの開発とその実証実験の結果を検討させていただいて、今後の導入等を検討・研究してまいりたいと思います。

- 3番（村上真由子君） 令和5年度となりますと、もう来年ですね。導入されると本当に迅速な避難状況の把握が可能になりますし、紙媒体、アナログの避難者カードをいちいち手入力する必要もなくなってくるので、あと災害発生時の逃げ遅れゼロにつながれば、本当に市民の皆さんがより住みやすくなる宇城市になります。また、市の職員さんたちの業務軽減にもなると思いますので、是非とも導入に向けて

進めていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、小さい質問の4番、AIの防犯利用についてお尋ねさせていただきます。近年、この日本でも全国でいろいろな痛ましい事件、犯罪が起きております。いつ何時自分がそういった犯罪に巻き込まれるのか分からないような世の中になってきたように思われます。宇城市内の犯罪の割合について、県内の件数と市内の件数による割合とか、分かる範囲で結構ですので犯罪の内訳についてお尋ねさせてください。

○市民部長（黒崎達也君） こちらにつきましても、熊本県警の公表データに基づきましてお答えさせていただきます。

令和3年12月末における県内の犯罪件数は5,187件であり、そのうち本市の犯罪件数は154件で、割合は3.0%となっております。

続いて犯罪の内訳ですが、刑法犯については市町村別の公表はございません。県全体で申しますと、空き巣・自動車等などの窃盗犯が3,403件で全体の65.6%を占めます。次に、暴行・傷害などの粗暴犯が642件で12.4%、詐欺などの知能犯が292件で5.6%、賭博・強制わいせつなどの風俗犯が84件で1.6%、殺人・強盗などの凶悪犯が53件で1.0%などとなっております。

ちなみに、市町村別の街頭犯罪・侵入犯罪等重点罪種の認知件数では、本市全体で63件起きておりまして、内訳としましては、万引きが27件、自転車盗が22件、車上狙いが7件、空き巣が3件、強制わいせつが2件、自動車盗、オートバイ盗がそれぞれ1件となっております。

○3番（村上真由子君） 市内で154件ですね、個人的に想像していたよりはちょっと多かった気がします。また、刑法犯に関しては市町村別の公表がないということですので、同県内ですので市のみであっても割合的にはさほど変わらないのかなと思います。街頭犯罪と侵入犯罪が63件、どちらにせよ窃盗の類がちょっと多いかなと思いました。犯罪の種類も多種多様になってきておりますので、そこで防犯対策の1つですが、犯罪の抑止効果としての防犯カメラの設置が考えられます。近年、お子様が迷子になったりとか、行方不明になったりとかいう事件が頻発しておりまして、連日大きなニュースとしても取り上げられておりました。プライバシー保護の問題とかもあるとは思いますが、それなりに多くの方が、この防犯カメラの重要性を認識されていると思います。監視なのか防犯なのかは、ちょっと捉え方は人それぞれだとは思いますが、将来的には防犯カメラと個人認証システム等を連動させることで、お子さんたちの登下校の状況などを把握できて、またお子さんたちの見守りにつなげることで、生活の安全性が大いに向上すると考えられるのですが、本市においては、現在何台ほどの防犯カメラが設置されているのでしょうか。

○市民部長（黒崎達也君） 市が設置し、管理している防犯カメラは、防災拠点センターなどの市の施設 22 施設に、合計 71 基ございます。

普段から防犯カメラの映像を確認することはございませんが、何らかの事件や警察からの情報提供依頼があった場合に、映像の確認や提供を行っております。

防犯カメラにつきましては、その設置や運用を規定した法律はございませんが、県においては、熊本県防犯カメラに関する運用指針としてガイドラインが定められています。また、本市においては、平成 21 年 7 月に宇城市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定め、市が設置し、または管理する施設及び工作物に限って設置、運用ができる旨規定しております。

注意すべき点は、御存じのとおり、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法に抵触しないようにすることでございます。つまりは、児童生徒の通学路に設置する必要がある場合は、保護者や近隣住民の理解と了承を得てからの運用が望ましいかと思われまます。

しかしながら、近年におきましては、大型商業施設やコンビニエンスストア、金融機関などにはほぼ設置されております。市内の事業所は、令和 3 年の経済センサスによりますと 2,277 か所ございます。設置状況の調査を行ってはおりませんので、どれくらいの設置台数があるのか把握はできておりませんが、各事業所におきましては、警察の要請があれば情報提供を行っている次第です。

したがって、各事業所との連携によりまして、市民のプライバシーは守りつつ、児童生徒の登下校の安全性が確保できないものかと考える次第です。

いずれにしましても、議員の御意見のとおり、防犯カメラの必要性については、市も充分認識しておりますので、市が管理する防犯カメラのみならず、民間の御協力等を仰ぎながら、安全対策に努めてまいりたいと考えます。

○3 番（村上真由子君） 71 基、22 施設ですね。ただ市内に 2,300 弱の事業所があるということは、たぶん事業所には独自の防犯カメラを付けられていると思いますので、何かしら事件があったときには、ちゃんと公用として情報提供を行われていると思います。一番ベストなのは、犯罪が起きないということなんですけど、起きてしまった事件の解決にもこの防犯カメラはかなり役に立っていると思います。AI の防犯カメラに関しては、なかなか技術的にも、あと社会的・受容性的にも難しいところがあるなというのは、私も理解はしております。市民部長の答弁にもありましたけれども、やはり個人情報の部分がとても大きいなところがございます。また、先日の視察の話になってしまうのですが、学校に顔認証システムの機器を設置して、いわゆる実証実験が行われているのですが、お子さんたちが登下校で、ちゃんと学校に来たよとか、下校したよというのが分かる実証実験が行われて

おりまして、その登下校時に保護者の方にちゃんとメールが届くようなそういうのもされています。ですので、うちの子ちゃんと学校へ行ったかしらとか、そういう心配がなくなりますので、こういうのも宇城市もだんだん取り入れていただければと思います。実験後の保護者の方のアンケートを見させていただいたのですが、88%の保護者の方が、見守りサービスの利用が登下校時の自分のお子さんたちの状況把握につながったという回答がございました。近年、保育園の送迎バスとかで、園児をバス内に置き去りにした事故とかも結構続きましたので、こういうシステムがあつたら、あんな悲しい事故とかは起きなかったのではないかなとも思っております。

ちょっと時間が来ておりますけれど、最後に、福祉利用のところでお伝えすればよかったのですが、先日の視察の際にこれはいいなと思ったものをちょっとご覧いただければと思うのですが、魔法の鏡と呼ばれているそうなんです、ウェルビーイングミラーと言いまして、荒尾市のホームページから引用させていただいているのですけれども、顔認証システムのプラスアルファのものでして、いろんな情報が出てまいります。今、ここに出ているのは見た目とか性別とかですね、かわいらしさとか優しそうとかありますけれど、これ以外に脈拍でしたり、体の背筋のあれとかで生活習慣病の見直しとかができるようになっております。日常で健康診断のようなものが受けられるということで、またそれで健康行動の実行をサジェスションされたりとかできますので、これはもう市民の皆さんの健康寿命を延ばすことにもなりますし、また健康的な生活に一役買えて、また市としても医療費問題の軽減にも寄与するのではないかと思います。このようにスマートシティ化が進みまして、AIの積極的な活用で今までアナログだった作業もデジタル化すると仕事の効率も上がりますし、また利便性も向上してまいります。こういったテクノロジーは日進月歩です。今宇城市がSociety 4.5から5.0の過渡期ですので、是非とも市や市民の皆さんにとって良いものはどんどん取り入れていただいて、そしてより住みやすい、ちょうどいい宇城市をつくっていただければと思います。それにはやはり市民の皆さんや市の職員、市長をはじめ我々議員が一丸となって、住みやすい宇城市をつくっていかねばならないと思います。

今回は、宇城市のスマートシティ化について一般質問をさせていただきましたが、どうか御熟考いただきまして、前向きに御検討いただきますようお願い申し上げ、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、高本敬義君の発言を許します。

○14番（高本敬義君） 皆さんこんにちは。14番、宇城市民の会、高本です。お疲れのところではありますが、最後の一般質問です。どうぞ最後まで御清聴ください。早速ですが、通告に従って質問を始めていきたいと思えます。

まず大きな1点目ですが、まちづくりについてということです。本市の総合計画の中でも地域を元気に盛り上げていくため、市民と共に考え、市民と共に行動し、協力して働く協働しやすい環境の整備をということが基本方針の1つに掲げられております。安心・安全のまちづくり、少子高齢社会でのまちづくり、これらに行政は音頭を取って、そして旗振り役に徹し、それが大きな仕事ではありますが、市民の皆さんの住民の皆さんの協力なくして、まちづくりはないと思っております。

そこで小さな1点目ですが、行政がそういった協力をさせていただく各地区の活動に対して、どんな支援策を行っておられるのかお尋ねしたいと思えます。併せて、関連もありますので、小さな2点目、それらの支援策に係る現状での課題、問題点をどのように認識し受け止めておられるか、お尋ねをしたいと思えます。

○総務部長（天川竜治君） 質問の1と2を併せてということで、少し長くなりますけれどもよろしく願います。

まず、行政区の支援ですが、地域の発展・維持にとって必要な要望を、毎年8月に市が176の行政区へ依頼しております。各行政区は、区域内の住民の総意に基づき、行政区長より行政区要望の提出を行っていただいております。

市への要望は、行政区で最大2件まで、うち、土木課関係は1件までとしております。土木課関係の要望は、市道・河川のいずれかで、危険性のある道路維持・補修事業を優先し、支援をしております。

また、道路や河川等の清掃作業や除草作業でのけが等に対応するため、総合賠償補償保険に加入しております。

補償保険内容は、市が主催・共催する行事及び社会奉仕活動・ボランティア活動に参加する住民等が、急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または身体障がい若しくは、入院・通院を伴う障害を被った場合に保険金が支払われることとなっております。

賠償責任保険内容は、事故により、住民等第三者の生命若しくは身体を害し、または財物を滅失・き損若しくは汚損した場合において、市が法律上の賠償責任を負

担することによって被る損害に対し補償をされます。

次に、財政的支援ですが、総務課所管であります行政文書等の掲示及び各種伝達事項の周知を行う市の各行政区の運営を支援することを目的として、行政区運営補助金があります。

その他につきましては、市民課所管であります、行政区が新規で行う灯具電柱取付工事費及び鉄柱設置に係る工事費に対して支援する行政区防犯灯設置補助金。次に、防災消防課所管であります、行政区等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織の備品購入に対して支援する自主防災組織備品購入補助金。次に、高齢介護課所管であります、行政区内の75歳以上の高齢者が出席する健康づくりや介護予防を目的とした活動を含む敬老会事業に対して支援する地区敬老会補助金。次に、健康づくり推進課所管であります、生活習慣病予防及び地域ぐるみの健康づくりを目的とした各種教室等を自主的に行う行政区の健康づくり推進員に対して支援する健康づくり地域活動補助金。次に、衛生環境課所管であります、行政区が管理する処理区域内においてごみステーションを設置し、常に良好な状態で維持管理できる行政区に対して支援するごみステーション整備費補助金と、各行政区が実施する分別ごみの回収事業に対して支援するリサイクル事業交付金。次に、生涯学習課が所管であります、自治公民館の新築、増築、改築または購入、修繕、また空調機の設置において自治公民館を管理する団体に対して支援する自治公民館等整備費補助金。以上が財政的支援であります。

なお、行政区長に対する支援策は、現在は行っておりません。地区人材等に対する支援策は、先ほど申し上げました健康づくり推進課所管であります、健康づくり地域活動補助金において健康づくり推進員に補助金として支援をしております。

続きまして、その支援策及び課題、問題点です。

本市の行政区の総数は176行政区であります。各町の行政区を申し上げますと、三角町46行政区、不知火町35行政区、松橋町37行政区、小川町46行政区、豊野町12行政区であります。

各行政区の戸数であります。令和4年3月31日現在で申し上げますと、三角町3,146戸、不知火町3,587戸、松橋町11,031戸、小川町5,154戸、豊野町1,701戸、その他施設等241戸で合計24,860戸であります。

本市の戸数の状況は、100戸以下が102行政区あり、全体の58%、101戸以上200戸以下が44行政区あり、全体の25%、201戸以上300戸以下が11行政区あり、全体の6%、301戸以上500戸以下が11行政区あり、全体の6%、501戸以上が8行政区あり、全体の5%となります。

また、最少の戸数は9戸、最多の戸数は1,083戸であります。

次に、運営状況の実態であります。本年度5月に各町の行政区長会議を開催し、協議事項といたしまして、行政区の見直しについてを議題といたしました。行政区の現状と課題、行政区の将来の考え方、今後の方向性について説明をさせていただき、各行政区長と意見交換をさせていただきました。その中で出ました意見といたしまして、「行政区長として限界集落を実感している」「1つの行政区で課題に対応できないことが多く、実際、消防団の合併も進んでいる」「できることから各行政区でも人口減少を見据えて取り組んでいる」ほかには、「近隣行政区と1つになりたい」「早期に見直ししたい」など、行政区の合併に前向きな意見をいただきました。

このような状況から、一部の行政区では、担い手不足など住民自治活動に支障を来している状況でございます。

- 14番（高本敬義君） いろいろな制度、いろいろな補助、支援策はあるようですが、それが十分活用できているかどうかというのは、それぞれの地区によってまたばらつきもあろうかと思えます。今日ここで少し問題にしたいと思えますのは、議長の許可を得まして、本日配布させていただきました宇城市の行政事務及び文書配布業務委託契約についてであります。これは、様式のコピーですので何も入っていないわけですが、基本的には各行政区との契約ということになりましょうが、契約書の末尾にあるところでは、行政区ということではなくその代表者、俗に区長さんが、ほとんどここで名を連ねて押印されて契約ということになっているようです。ところが、これについて先ほど部長の説明にも若干ありましたが、区長そのものに対する補助とかそういうのではないということですが、これが区長さん方の報酬的なものになっていっているというふうに思えます。この契約の中身と若干他市の状況等含めて、簡潔にお願いしたいと思います。

- 総務部長（天川竜治君） この宇城市行政事務及び文書配布業務委託契約についての経緯について説明をいたします。

令和元年度までは、区長は特別職非常勤職員の嘱託員として、行政区域内の住民から推薦された代表者を市長が委嘱しておりました。令和2年度より地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員の嘱託員ではなくなりました。令和元年度までの取扱事務を令和2年度から業務委託として区長等と委託契約を締結し、現在に至っております。

県内熊本市を除く13市の任用形態は、11市が業務委託、1市が有償ボランティア、1市が嘱託員として委嘱しております。

また、県内熊本市を除く13市の主な業務内容は、広報紙及び市からの通知等の配布を行っている状況であります。契約につきましては、行政区は権利能力なき社

団であり法人格を有していないため、そのため契約実務上、代表者を決めてもらい、市は行政区と契約を締結しております。また支払い先については、行政区にお任せしており、請求に基づき指定口座へ振り込んでおります。

○14番（高本敬義君） 今説明がありましたが、今日お配りしてありますその契約書、業務的にはいずれの自治体もこういった形で広報とか文書配布、それと先ほど言われました各地区の要望事項等の集約等々があるかと思いますが、最後に言われましたように、それぞれ各行政区で金額は変わってくるわけですが、ほとんどが区長の個人口座に振り込まれていると、一、二行政区の口座に入っている分もあるようですが、ほとんどがそういう形に現状としてはなっています。そういった意味では、この契約は団体契約か個人契約か非常に区別のしにくいところではありますが、宇城市の場合は、形式上は団体契約であろうというふうに思います。実質的には、私が先ほど言いましたように、振込先等々もあって個人契約というふうになっているような気がしますが、言わんとするところは個人契約でも構わないと私は思います。それなりの区長さん方の大変さ、御苦労もあるわけですから、その御苦労に対する報酬ということでいけばそれはいいと思いますが、この契約とはまた別に、純粋に各行政区の運営に資する補助等を契約したらどうかということが提案です。具体的にいきますと、水俣市とか天草市がその手法を取っているようですが、松橋町のこの契約書でいくと、各地区に行き渡っている予算上の措置は、この委託料のところのこの金額が主なわけですが、これをある意味少し案分した形で区長のはこれだけという積算の基礎をつくって、また行政区には行政区の積算の形をつくって、それが区の会計の方に入っていく。なぜそういう形を取ってあるかということ、冒頭に言いましたように、各地区ではいろんな形の方々が区の運営、ひいては市の運営に協力するスタッフとして動いておられます。小さなところでいけば、隣保組合の市から来た広報とかチラシを配る作業とか、もうちょっと大きいところで行くと、俗に公役と言われるような地区の環境美化、これも田舎の方に行けば、市が直接草刈りをしなくても道端の市道の草刈りをするわけですね。いつぞや市長もそういう公役に出て、大変だったというようなお話をこの場でもされていたようですが、そういうところに対する手立て、支援策をつくったらどうですかということで、この制度をまっさらにするのではなくて、この契約書の趣旨は活かしながら、先ほど言いましたように、区長と行政区そのものにくく2段階の支援策、委託料の支給等の考えはありませんかということでお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 先ほど申し上げました行政区運営補助金は、各世帯当たり100円歳出をしております。それは行政区運営に対しての補助金となります。

また、今高本議員がおっしゃられた契約書の見直しにつきましては、今のところ

計画はしておりませんが、今後、行政区の代表者より意見等がありましたならば、検討させていただきたいと思っております。

○14番（高本敬義君） 総務の方は御存じかと思いますが、既にこの件に関して窓口の方に相談ないしは話をして来られた方、地区もあろうかと思えます。ですから、声が上がってくるのは区長から上がってくるかどうか、それは分かりません。下世話な言い方ですが、少しお金が絡む話ではありますので、行政側の総務の方も大変とは思いますが、ある意味地域活動を支援することを拡充するというスタンスで、是非、今後対応に住民の声を聞いてあげてほしいと思えます。最後に一言よろしいですか。

○総務部長（天川竜治君） 各行政区におかれましては、いろんな手段がございます。今後行政区としっかり話し合いを進めてまいりたいと思っております。

○14番（高本敬義君） もうちょっと具体的に、最後に提案だけしておきますね。この契約書でいくと、均等割のところは先ほど戸数に応じた行政区の数のパーセントを言われましたが、そういったところもありますけれども、配り物等々を含めれば戸数割、この金額がMAX上限でなくてもいいのですが、これを少し地区の方に案分していくという、そういう感覚の手法もあるのではないかというところを提案だけしておきます。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。大きな2点目、人事行政についてということであります。先だって夏頃から、市長の方もまたこの議会でも、プレミアム付商品券に係る誤送金ということで、お互い心を痛めたそういう事案ではありました。結果として、宇城市職員の担当者2人に懲戒処分が、戒告が出されたということであります。それで、少し経過的な話になりますが、1、2お尋ねをしていきたいと思えます。この処分が決定したのが9月13日、おりしも9月13日は、この議会の9月定例会の前段の補正・条例等の採決が行われた日で、守田市長のこの件に関する自主的な責任を取るべきだろうという判断から、提案がされた市長報酬の減額10%、1か月、10月において。それが決定した、議会に承認を受けた日であります。この日のどういう時間的なあれで行われたか分かりませんが、うがった見方をすると、市長が、市のトップが、責任を思って報酬の減額を承認された、そのことにこの審査会が動かされていく、こういう危険性を結果として私は感じました。処分がこの日になった経緯を説明させていただきたいと思えます。そしてもう1点、併せてですが、いろんな懲戒の区分にはありますが、上から免職、停職、減給、戒告というそういう段階がありますが、その中では戒告ということでありました。戒告というのは、釈迦に説法でしょうけど、給料の昇給がたぶん人事評価としてやや低くなっていくのであれば昇給が遅れるだろう。そしたら一時金のカットにも出て

くるだろう。たまたまこういう年代の方々は、係長試験を受けたいなという年代です。そしたらこの懲戒処分を受けた年は係長試験を受ける受験資格がないと、ましてや来年の4月1日付けでいくと、前の年に処分を受けていたらその年もないというような話を聞きました。ということは、2年間にわたって係長試験も受けられないという、そういう言うならしょうがないだろうという言い方もありますが、そういう処分であるという認識の下に、普段のその職員の勤務態度などはどうだったかという、そういうところまで、この審査会の中で議論すべきなんですよ。そういう議論がなされてきたか、その2点をまずここでお尋ねをします。

○総務部長（天川竜治君） まず1点目です。地方公務員法第27条「すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」となっております。あくまでも公平に行っております。

また、経緯について説明させていただきます。

第3弾宇城市プレミアム付商品券における商品券取扱事業所で使用された商品券の換金事務におきまして、6月2日から15日までに請求された第5回の換金分、141社、合計1億5,108万5,000円の中で、類似した事業所A社に換金請求額2,065万円を、B社に678万3,000円をそれぞれに送金すべきところを、A社に送金せず、B社にA社分を加えた2,743万3,000円を誤送金したものでございます。

誤送金の原因は、換金システムのデータに基づき送金することから、最も危惧する請求内容の誤入力を想定し、3回の突合機会を設けていたにもかかわらず、市職員が141社分、1億5,108万5,000円の突合そのものを行っていないことと、上司への突合実施確認を行っていないということです。

今回の誤送金の発覚は、送金された事業所より連絡があり事実が確認されました。発覚後、すぐにA社へ送金完了し、B社からは7月4日に返金がっております。

また、これにつきましては、地方公務員法第29条、職員が次の各号に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。第2項、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合。まさにこの場合であると考えております。

○14番（高本敬義君） 処分を出された結果の話をされました。それとそこに至る一番発端のところの話もされました。それで発端の話を少しお聞きしたいと思います。この事業は実行委員会形式でなされてきました。今回の懲戒処分の根拠法にたぶん総務はされていると思いますが、職務にあたっての義務は、それは法律とか条例とか上司の命令とか、そういうのに従うか従わないか、従わなかったからこの懲戒処分の適用をしますよというふうな言い分になってくるかと思いますが、根本的

にこの実行委員会の事業の中で、受付して最終的に支払うまでの一連の事務の中で、事務要領とかマニュアルとかあったんでしょうか、なかったんでしょうか。書面で決められていましたでしょうか。実行委員会形式であればあるほど、行政は一般論の事務処理の流れの中で決裁区分等もあります。実行委員会形式ですのであれば、なおさらそういうところはきちんとしておくべきだったんだろうと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○**経済部長（浦田敬介君）** 実行委員会方式、まず実行委員会そのもののことをお話ししたいと思います。商品券事業は落ち込んだ地域経済を下支えし、消費喚起を目的としていますので、地域経済団体で多くの会員を抱える市商工会には、市との共通の施策として積極的な関与をしていただき感謝しております。

当該事業は、事業所募集、商品券や取扱事業所一覧などの印刷、販売、換金など、業務が多岐にわたります。協力して行うことにより、商工会が所有する専用の販売換金システムも利用できましたし、事業所募集や換金も円滑に行われてきました。

市も交付金の決定から事業決定・実施まで期間がない状況での市商工会の協力は、必要不可欠であったかと感じております。

双方で構成する実行委員会でそれぞれの特性を活かした業務が遂行され、迅速に進められたことに対しては、特段問題はないものと認識しております。当然、マニュアルも双方で確認して行っております。

○**14番（高本敬義君）** 今、経済部長から答弁いただきましたけれども、マニュアルは書面で定まっていたのかどうか、そのことをお尋ねします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 当時、必要な部分は書面で共有していたかというふうに感じております。

○**14番（高本敬義君）** 少し不明確なように受け取りました。追ってそのマニュアルがあるのであれば、提示をいただきたいと思います。時間が余りありませんので、この先の質問に移りますが。

○**市長（守田憲史君）** 議長。

○**14番（高本敬義君）** すみません、私はまだ尋ねていません。

○**市長（守田憲史君）** いえ、違います。尋ねている、尋ねていないではなくて、今の件に関しまして私は説明をする義務があります。質問がどうだということではありません。先ほど私も報酬減額を行ったと、それが先んじたゆえに懲戒等審査会において影響を与えたと、大変なことを言っていると思うんですよ。それについても含めて答弁させてください。

○**議長（溝見友一君）** どうぞ。

○**市長（守田憲史君）** 懲戒審査会、今もその影響を与えた、若しくは今実行委員会

で、その市と商工会で構成した実行委員会の問題を取り上げられました。私は非常に論点がすり替えられている感じがします。それはですね、ここに当該2人の職員の顛末書がございます。その中で、当人の弁です。「安易に内容確認を怠ってしまいました」と書いてあります。この「怠ってしまった」ですが、そしてここにまた懲戒処分の指針について、人事院事務総長発の通達がございます。これを読みますと、「職務を怠った場合も懲戒処分の対象となる」と書いてあります。懲戒処分の一番軽いのが戒告です。その上には2、3か月給与何とか、停職その他懲戒免職までありますが、懲戒処分の一番軽いのが戒告です。懲戒処分にならないもっと軽いのは訓告です。「職務を怠った場合も懲戒処分の対象となる」人事院事務総長発、懲戒処分の指針について通達があります。ですから、今回何もほかの議論をするまでもなく、本人たちがその怠ったことを認めています。構成要件を満たしています。ですから、これに従って懲戒委員会が戒告をした、懲戒処分の中で一番軽い処分をしたということです。今回、「怠った」ですが、広辞苑で引けば「怠けた」と書いてあります。ありていに言えば、「さぼった」という辞書もあります。今回の事件の論点は、怠った、怠けたことにあります。今回の振り込みの総額が2億数千万円です。それを会計年度任用職員、非常勤職員がデータをつくりました。それを当該職員の正規職員が、非常勤職員に任せきりで読み合わせを怠った、怠けたことにあります。マニュアルうんぬんですが、二億数千万円の振り込みをするにあたって、非常勤職員に任せきりで確認をしなかった。そのこと1点について処分はしなければなりません。それが人事院事務総長の通達にもはっきり出ております。問題を懲戒等審査会が開かれて、私と副市長の減額報酬があったから影響を与えたとか、関係なく一番軽いに出たわけですし、言いがかりもいいところです。実行委員会の問題にしても、実行委員会がうんぬんであるならば、何を言いたいかといいますと、ケアレスミスではないんです、今回。怠った、怠慢の「怠」、怠慢による不作為がこの大きな問題です。問題がすり替えられていませんか。そのようなことでは再発防止対策の徹底はできませんし、職員に反省を促すことはできません。

- 14番（高本敬義君） 論点がすり替えられると言いながら、結果的にはその根本的なところに落ち着いてくる。私は総務部から説明があった法令、条例、上司の命令に従う義務、地公法32条及び最終的な根拠、地公法29条1項2号、職務義務違反、だからそれに該当するかしないか、それを明確にしていかないとこのことの是非、このことが正しい判断なのかというのが分からないから、そういう言い分をしました。

次の質問に移ります。

- 市長（守田憲史君） 議長。

- 14番（高本敬義君） 次の質問に移ります。
- 市長（守田憲史君） あなたではなくて議長が采配します。議長。
- 議長（溝見友一君） 確認だったら大丈夫です。
- 市長（守田憲史君） 何か今条例をおっしゃっていますが、ここに顛末書があります。本人たちが「安易に内容確認を怠ってしまいました」と書いてあります。これが全てで、これが構成要件とかそういう要件になるかと思います。その議論はおかしいと思います。
- 14番（高本敬義君） その事案が発生した前後は、非常にその業務は流れています。きちんと実行されています。その職員がそこにも実行されつつ、スムーズに流れています。
- 次の質問に移ります。本人たちからの話ですが、自分たちがどういう議論の結果、この審査会で処分が決定したのか、そのことを知りたいからということで情報公開で議事録を請求されました。結果的には、ほとんど真っ黒のコピーだったということです。それで、いろいろ情報公開、個人情報等々もありますので、黒塗りにするところの意味は分からないわけではありませんが、本人が自分のことに関係する部分も黒塗りにされていたということは、どうしたら私はその議論の実態を知ればいいのかという、そういう疑問も出てきます。審査会ではいろいろ議論はされてきたと思いますが、事象の発生したその事実、こと細かく調査の結果、本人たちからの話を聞いた結果の事実が、きちんと全ての委員さんたちで確認がされたかどうか、そしていろんな適用する法律とか条例とか、そういう規定はこういうものがあってどれに該当するだろうかというそういう議論、確認がされたかどうか、そして最終的には処分決定の議論がなされたかどうかという、こういうことが課題問題となると思います。時間も余りありませんので。
- 議長（溝見友一君） 高本議員、すみません確認です。何番の何番の質問の再質問になられるのか、ちょっと確認です。
- 14番（高本敬義君） 2の（2）のところの部分です。これで3回目だろうと思いますが、先例として山口県阿武町の事案があったと思いますが、その処分及びその整合性を説明してください。
- 総務部長（天川竜治君） 今お尋ねの山口県阿武町の事案についての処分程度の整合性とお尋ねではございますが、山口県阿武町は、新型コロナウイルス対策の給付金事業で4,630万円を誤送金した問題を受け、町長は50%、副町長は40%給与をそれぞれ3か月減額、出納室長を減給10%、3か月間の懲戒処分、課長級と課長補佐級各1人を訓告処分、別の課長補佐級職員2人を厳重注意と公表されております。誤送金の問題は同じであります。発生した経緯、状況について全く同

じではないため、一概にはお答えできません。

○市長（守田憲史君） 懲戒等審査会の件でございますが、懲戒等審査会は諮問機関でございます。私に戒告の旨の報告を受けております。そして、これは市長の最終判断として、私の責任で戒告を処分したところでございます。

○14番（高本敬義君） 公務において業務にミスというのはあってはならないわけですが、日頃の職員の真面目な言動、業務遂行、そういった労働力とやる気をそぐようなことがあれば、そういうことはできれば避けてほしい、その方が本市の行政における人材確保、人材育成さらには継続的にこの宇城市役所の業務が発展していくというふうに思います。そのことを最後に言いまして、この案件の質問は終わります。

時間がありませんので、3番の子育て支援と4番の市民病院について、その専門職の今後の処遇について質問をさせていただきたいと思います。まず、子育て支援の方は、豊野保育園が来年3月で民営化ということですが、そういった専門保育士の処遇がどうなっていくのか。先だつての説明会か何かで、全員職種変更という話もあったということですが、できれば新たにできるこどもセンターとか既存の保健センターとか、また本庁でも子育て支援の部署とか、そういったところにこういった専門保育士を配置するということが可能ではあると思います。ですからそういった意味では、給料表は行政職（一）ということで、それはそれで仕方ないということですが、専門職の職を残すということではできないのでしょうか。その方策を検討していただければというふうに思います。

それと、先ほど言いましたように4番の市民病院についても同じような感覚です。看護師以下医療関係の専門職が、来年4月から市民病院閉鎖ということで新たな道に進まざるを得ない。それで、現在の専門職がどういうふうになっていくのだろうという心配をします。特に医療の専門職のことに関係して言えば、病院が閉鎖されるということで、給料表の適用条件が病院等に勤務する職員ということになります。これは国家公務員も一緒です。そういう病院とかいろんな厚生施設とかそういうふうになっています。ですから、施設が閉鎖になったということで給料表の行一表は仕方ないとしても、その看護職とかいう方々の専門的知識、経験を活かす方策がないかということです。1点言っておきたいのは、地方自治体は国と違って、非常に身近な住民の方々の公衆衛生を担うという、これが大きな責務となっています。併せて住民の福祉向上も重大な任務となります。この間、コロナ感染の拡大の中で熊本県内の保健所の方々も大変で、頑張ってくださいましたが、全国的には、その保健所がこの間縮小されてきた。そのことで非常に批判を買った保健所もあります。地方分権の時代です。国県を通じて、地方自治体の市にそういった業務が下

りてきています。以前に比べて拡大はしています。併せて、福祉事務所は今宇城市にもあります。ですから、福祉事務所プラス保健所的機能を宇城市は持っているよと、そういうためにもこういう人材を活かしていく、そのことを是非検討していただきたい。行政職（一）になってしまえば、総務の判断は、たぶんそこで事務職という名称にしてしまうのでありましょう。ということは、保健師は保健師で、今どうか保健師の仕事をされていると思いますが、ほかの専門職も保健師的な事務職でもあるけども、今、括弧書き職名保健師というふうな業務をされています。そういう有効活用する方策はないものでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（溝見友一君） 3番の（1）と4番の（2）を答弁お願いしたいんですけども、執行部の方では簡潔な答弁をよろしく申し上げます。

○総務部長（天川竜治君） 豊野保育園の職員の処遇についてです。

令和5年度から行政事務職として勤務していただき、先に行政事務職として活躍されている保育士同様に、豊野保育園で得た経験を今後の部署でも活かしていただきたいと考えております。

また、病院の専門職につきましてでございますけれども、市民病院で得た専門的知識及び資格を事務職として活かしていただきたいと思っております。

なお令和5年1月31日をもって、市民病院入院等が閉院する予定でございますので、入院等で勤務する看護師等の職員を令和5年2月1日より、いくつかの部署に一定期間ローテーションし、事務研修を令和5年3月31日まで実施する予定としております。

○14番（高本敬義君） もう質問は終わります。今のお話を聞いて思ったのは、保育士さんたちも事務職になって頑張っておられる方もおられますが、辞めていかれた方もいらっしゃると思います。大変です。逆なパターンをいうと、そんなことがあるかということでしょうか、皆さんも私たちも、では明日から来年の4月から保育園に行ってください、病院に行ってくださいと言われてどうしますか。それとイコールとは言いませんが、本人たちの気持ちはそれと一緒にだということを是非、腹の片隅にでも入れておいてください。

これで質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

- 日程第 2 議案第 8 1 号 令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 議案第 8 2 号 令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 議案第 8 3 号 令和 4 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 8 4 号 令和 4 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 8 5 号 令和 4 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 8 6 号 令和 4 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 8 7 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 8 8 号 令和 4 年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 8 9 号 宇城市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 9 0 号 宇城市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 9 1 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 9 3 号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 9 4 号 宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 9 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 6 議案第 9 6 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 日程第 1 7 議案第 9 7 号 財産の取得について
- 日程第 1 8 議案第 9 8 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 1 9 議案第 9 9 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（溝見友一君） 日程第 2、議案第 8 1 号令和 4 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 1 9、議案第 9 9 号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 8 1 号から議案第 9 9 号までにつきましては、お手元に配布しております令和 4 年第 4 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 20 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏）

日程第 21 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）

日程第 22 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏）

○議長（溝見友一君） 日程第 20、諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦について（宮川晴子氏）から、日程第 22、諮問第 5 号人権擁護委員候補者の推薦について（川島ひとみ氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております諮問第 3 号から諮問第 5 号までにつきましては、委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 3 号から諮問第 5 号までにつきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第 23 請願第 2 号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書

○議長（溝見友一君） 日程第 23、請願第 2 号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 24 発議第 4 号 宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第 24、発議第 4 号宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案につきまして趣旨説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（石川洋一君） ただいまより発議第 4 号宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について趣旨説明を申し上げます。

この度個人情報保護制度の見直しとして、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されることとなります。

一方、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱

いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外するとしています。そのため全国市議会議長会の方針の下、本市議会において保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、条例による共通ルールに沿った自律的措置を講じるため、本条例案を議会運営委員会として提案するものでございます。

議員各位に御理解をいただき、御承認いただきますようお願い申し上げ、本案の趣旨説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議会運営委員長からの趣旨説明が終わりました。

これから、発議第4号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第25 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第25、休会の件を議題とします。

ここでお諮りします。明日7日から来週12日までは、各常任委員会の審査並びに議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、12月7日から12日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後3時06分

第 5 号

12月13日 (火)

令和4年第4回宇城市議会定例会（第5号）

令和4年12月13日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第81号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第2 | 議案第82号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第83号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第84号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第85号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第86号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第87号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第88号 | 令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第89号 | 宇城市個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第90号 | 宇城市個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第91号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第93号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第94号 | 宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第95号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第96号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第16 | 議案第97号 | 財産の取得について |
| 日程第17 | 議案第98号 | 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第18 | 議案第99号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第19 | 発議第4号 | 宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について |
| 日程第20 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏） |
| 日程第21 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏） |
| 日程第22 | 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏） |

日程第23 議案第100号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第7号）
日程第24 各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	14番 高本敬義君
15番 溝見友一君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
19番 入江学君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 窪田潤子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 黒崎達也君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 杉浦正秀君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 梅本正直君
教育部長 豊住章君	総務部次長 舛井貴男君
市長政策部次長 福田真治君	市民部次長 星津章博君
福祉部次長 平松洋介君	保健衛生部次長 井住寿宏君

土木部次長	平 木 恵 一 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	竹 口 則 和 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 本 優 子 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	坂 井 孝 治 君	農業委員会事務局長	岩 竹 泰 治 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から、追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第23、議案第100号であります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第81号 | 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第2 | 議案第82号 | 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第83号 | 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第84号 | 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第85号 | 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第86号 | 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第87号 | 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第88号 | 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第89号 | 宇城市個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第90号 | 宇城市個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第91号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第93号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第94号 | 宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第95号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第96号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第16 | 議案第97号 | 財産の取得について |
| 日程第17 | 議案第98号 | 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第18 | 議案第99号 | 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |

○議長（溝見友一君） 日程第1、議案第81号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）から、日程第18、議案第99号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

去る12月6日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果

の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件、条例案件4件、その他案件5件、請願1件の合計12件であります。委員会を12月7日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、支所長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第81号一般会計補正予算のうち、企画費のVリーグ機構地域連携事業について、委員から「フォレストリーグズの公式戦に400人の無料招待をするとの説明があったが、その集客方法、対象者及び選抜方法はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「集客は広報紙、公式LINEにより市民に対し広く周知し、希望する市民を無料招待する。仮に希望者が多くなれば抽選を考慮したい」との答弁がありました。これに対し、委員から「地域連携事業としてやるのであれば、市民にこだわらず、近隣市も地域と見る考え方も必要。本市の広報にも役立つのではないか」との意見がありました。

また、総務管理費の光熱水費の増額補正について、委員から「庁舎の節電対策はどうしているのか」との質疑に対し、執行部から「本庁舎ではデマンド装置を装備し、最大ピーク時にクーラーなどを自動で切る仕組みを導入している。今回の庁舎改修により、全て総務課で集中管理ができるようになった。また、料金に関しては、昨年は入札により以前の4割程度に安くなっていた。今年も入札したいところだが入札事業者がなく、元の九州電力に戻ることもできないため、今は九州電力とセーフティネットの金額である通常料金の約1.2倍の金額で契約している。今年も昨年の2倍ほどの電気料金になっている状況であるため、職員には十分節電に努めるよう通知している」との答弁がありました。これに対し、委員から「電力の自由化によるコストダウンで、本市も利益を得たわけで、そこが契約できず元の九州電力に戻そうとしても受け入れられないのであれば、今後は慎重に契約すべきではないか」との意見がありました。

次に、議案第85号奨学金特別会計補正予算について、委員から「令和5年度から奨学金返還にコンビニ収納を導入するとの説明を受けたが、そのコンビニに指定はあるのか。また現在の返還方法はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部

から「全てのコンビニで返還可能になる。また、現在は年度当初に納付書を渡し、基本的には月々、それぞれが履行計画を立て窓口または銀行などに行って支払ってもらっている」との答弁がありました。また、委員から「コロナの影響もあり、昨年度で19%程度の滞納があるとの説明を受け、回収は難しいと思うが公金として地道にやるしかない。コンビニ収納を始める令和5年度からの結果に期待したい」との意見がありました。

次に、議案第90号個人情報保護審査会条例の制定について、委員から「審査会委員の構成はどのような形になるのか」との質疑に対し、執行部から「現在、学識経験者として大学非常勤講師、司法書士、行政書士、弁護士2人の計5人、任期が3月31日となることでその時点でまた選考する。今後規則も改正する中で、現在と同様に地方自治、法律、行政その他に長けている方を選考していきたい」との答弁がありました。これに対し、委員から「委員の構成はバランスよく出されていると思う。行政、議員も入らず、確立した一線を引いてあることから、しっかり設定して運営していただきたい」との意見がありました。

最後に、議案第97号財産の取得について、委員から「給食配送車について三角地区、小川地区各2台の運用方法は決まっているのか」との質疑に対し、執行部から「あくまで担当部局での計画では、三角地区については、青海小学校と三角小学校で1台、三角中で1台、小川地区については河江小で1台、小野部田小・小川小・海東小で1台と想定している。詳細な配送計画は納入後に協議して決定していきたい」との答弁がありました。また「財源は何か。三角地区については過疎債が利用可能ではないか」との質疑に対し、執行部から「三角地区については過疎債を活用し、小川地区については利用可能な財源を確認中である」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、討論の有無を諮りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件4件、その他案件5件については全て可決すべきものと決定しました。なお、請願1件については継続審査と決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勲君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を12月7日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第81号一般会計補正予算の農業振興費について、委員から「園芸・特産事業者緊急支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態等の制限により影響を受けた園芸・特産の生産者への支援が目的となっているが、支援対象から外れた方へは市独自の施策はあるのか」との質疑に対し、執行部から「市独自の施策は現在ないが、今後状況を見て判断する」との答弁がありました。

また、商工総務費について、委員から「東京宇城市会がコロナの影響により近年開催されていないことに対し、フォローアップを何か考えているのか」との質疑に対し、執行部から「東京宇城市会事務局長と幾度の話し合いの中で、新たな加入者もなく、高齢化が進んでいることもあり、来年度をもって解散したいと申出があっている。また、総会会場にて行っているふるさと納税のPR及び宇城市物産品の販売等については、現在、商工観光課または市長政策課で有楽町、羽田空港等においてPR等を行っており、フォローアップができていると思われる」との答弁がありました。

議案第86号水道事業会計補正予算の営業費用の増額について、委員から「今後の電気料の見直しは考えているのか」との質疑に対し、執行部から「10月からの電力入札は不調であったため、現在は、九州電力での最終保障供給価格で電気料を支払っている。今回の補正はこの価格に対しての補正を行うものである。今後の電力入札については、情勢の変化を見ながら対応していきたい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件、条例案件2件であります。委員会を12月7日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長並

びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第81号一般会計補正予算のうち、消防団員報酬について、委員から「団員報酬が22,000円から36,500円、機能別団員の報酬が2,000円から5,000円に増額されることは良いことだが、国の基準及び近隣市町はどうか」との質疑に対し、執行部から「本市の消防団員の年額報酬は他市に比べ低かったため、段階的に国の基準である36,500円へ引き上げることとした」との答弁がありました。また、委員から「人口減少している中、消防組織についても縮小傾向にある。隣接した行政区と合併した消防組織もあるので、今後の運営についての考えはあるか」との質疑に対し、執行部から「実際に班の統合が進んでいる地域やその方向で動いている地域もあり、今後も引き続き班の統合を進めたいと考えている」との答弁がありました。

続いて、消防施設費に関して、委員から「解体工事費に900万円余り計上しているが、何の施設でどういった工事か。また今後の運用はどのようにするのか」との質疑に対し、執行部から「宇城市保健福祉センター横の消防倉庫が、台風14号により屋根が被災したので中を確認すると、白蟻が入っている状況で、屋根の機能を有していないということが判明した。倉庫内には水防に関する資材等があったが、既に防災備蓄倉庫に一部移転をしていることと、残りの資材についても別途施設に移転するめどが立っているため、倉庫の必要性がなくなったので解体する。更地にした後は、総務部公共施設マネジメント課へ運用の検討を依頼している」との答弁がありました。

続いて、生活保護総務費について、委員から「新しく導入するオンライン資格確認システムというのはどういったものか」との質疑に対し、執行部から「これまで被保護者に対して紙媒体で発行されていた、医療券や調剤券の情報及び自治体内や特定の機関内でのみ活用されていた健診情報などが、医療機関等でもオンラインで閲覧できるようになるものである。被保護者の個人番号カード取得の支援や、医療機関等における同システムの導入支援を進めることとし、何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保することとしている」との答弁がありました。

続いて、清掃総務費の負担金について、委員から「クリーンセンター敷地内の土壌から鉛成分が出たとのことだが、経緯を含めた詳細は」との質疑があり、執行部から「新クリーンセンター建設にあたり地質調査をしたら鉛が検出されたため、敷地内を改めて調査すると、4地点8か所検出された。土壌内なので直接の害はない

と思われるが、仮に地下水に浸透したら健康被害にもつながるため、新しい土に入れ替えて除染する必要がある」との答弁がありました。

次に、議案第94号宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について、委員から「戸馳保育園が閉園されるにあたり、園児側の転園先の希望を基に調整した後、三角小校区内にある私立保育園3か所への転園との説明だが、調整の過程は必要なのか」との質疑に対し、執行部から「園の空き状況次第で定員調整が必要となる場合がある。また、時期が4月となると他の園児の募集と重複するため、転園する園児の優先的入園を含め検討中である」との答弁がありました。また、委員から「行政の都合で閉園するので、早めに県と定員の調整をするなどの支援が必要ではないか」との質疑があり、執行部から「転園先については可能な限り希望に添えるように、保育士確保の支援などを検討していく」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された、予算案件5件、条例案件2件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第81号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）から議案第99号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第81号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第82号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第83号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第84号令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第85号令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第86号令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第87号令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第88号令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第88号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第89号宇城市個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第90号宇城市個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第91号地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第93号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第94号宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原

案可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第95号工事請負契約の締結についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第95号は可決しました。

次に、議案第96号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第96号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第96号は可決しました。

次に、議案第97号財産の取得についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第97号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第97号は可決しました。

次に、議案第98号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第98号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第98号は可決しました。

次に、議案第99号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第99号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第99号は可決しました。

-----○-----

日程第19 発議第4号 宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第19、発議第4号宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、発議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏）

日程第21 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）

日程第22 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏）

○議長（溝見友一君） 日程第20、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（宮川晴子氏）から、日程第22、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（川島ひとみ氏）までを議題とします。

これから諮問第3号から諮問第5号までに対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（宮川晴子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第3号は、適任と認め、答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、諮問第3号は適任と認め、答申することに決定しました。

これから、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第4号は、適任と認め、答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、諮問第4号は適任と認め、答申することに決定しました。

これから、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（川島ひとみ氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第5号は、適任と認め、答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、諮問第5号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第100号 令和4年度宇城市一般会計補正予算（第7号）

○議長（溝見友一君） 日程第23、議案第100号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出します追加議案は、予算案件として一般会計補正予算

1件で、内容は物価・原油価格高騰対策支援や出産・子育て応援関連の補正でございます。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

当案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（溝見友一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第100号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第100号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第7号）について説明します。資料は、別冊の令和4年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第7号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,567万1千円を追加し、予算総額を358億9,312万1千円としております。また、繰越明許費と地方債の補正を併せて行っております。

補正の内容につきましては、国の補正予算（第2号）、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に積極的に呼応し、物価高騰の影響を受けている保育所や原油価格高騰の影響を受けている農業者への支援、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するなど、特に迅速に対応すべきものについて予算対応を行うものです。

4ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、出産・子育て伴走型相談支援事業ほか2件の事業とその限度額について、紙面のとおり補正しております。

5ページをお願いします。第3表、地方債補正です。1変更で、農業生産基盤整備事業費ほか1件について、紙面のとおり補正しております。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

9ページをお願いします。款3民生費、項4児童福祉費、目3子ども・子育て支援費の保育所等物価高騰対策支援事業補助金734万円は、光熱水費や燃料費、食糧費の上昇分の一部を支援する事業です。市内23か所の保育所等に対し、利用定員に応じて補助金を交付するものです。財源は、県の物価高騰対策支援事業費補助金367万円を活用予定です。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目3母子衛生費で7,698万2千円を補正しております。国の補正予算の関連事業として、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ2つの事業、出産・子育て伴走型相談支援事業と出産・子育て応援ギフト等支援事業に必要な経費の補正です。

出産・子育て応援ギフト等支援事業については、妊娠届時と出生届時にそれぞれ5万円相当の経済支援を行う事業として、節12委託料の電算システム導入業務委託料300万円、節18負担金補助及び交付金の出産応援交付金4,000万円、子育て応援交付金3,000万円などの必要経費7,457万8千円を計上しています。また、出産・子育て応援交付金の対象者は、令和4年4月1日から令和5年9月30日までに出生した児童、妊娠届出者としているため、繰越明許費の設定を併せて行っております。

財源つきましては、電算システム導入経費は、国10分の10、それ以外の事業経費については、国3分の2、県6分の1の補助割合で、歳入の国県支出金の出産・子育て応援交付金を活用予定です。

続いて、10ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の農業者燃油燃料高騰対策支援事業補助金5,753万円は、原油価格高騰により甚大な影響を受けている農業者に対して、農産物の販売額に応じた支援を行い、経営の安定化、事業継続を図ることを目的としております。事業の内容については、令和3年分または令和4年分の農産物販売額が50万円以上の農業者に対し、販売額の1%、上限額5万円を交付する事業です。

続いて、目10農地等整備事業費の県営海岸保全事業負担金15万円は、国の補正予算に伴い、令和5年度に予定していた事業の一部を前倒して行う、県営八代海岸保全事業の市負担金です。財源は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用予定です。

続いて、目12ほ場整備事業費の県営畑地帯総合整備事業負担金4,281万9千円も、同じく国補正予算に伴い、令和5年度事業の一部を前倒して行う、大口西部地区の県営事業の負担金です。財源は、過疎対策事業債を活用予定です。

続いて、目13湛水防除事業費の県営湛水防除事業負担金7,085万円も、同じく国補正予算に伴い、令和5年度事業の一部を前倒して行う、益南排水機場のポンプ設備等の更新事業の市負担金です。財源は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用予定です。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源については歳出予算において説明しておりますので、一般財源について説明いたします。

8ページをお願いします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で、普通交付税1億5,510万円を補正しております。国税収入の令和3年度決算、令和4年度収入見込みの増加に伴い、地方交付税の法定率分が増加し、このうち0.5兆円が今年度の普通交付税として、各自治体に追加交付されます。

本市の交付額の内訳は、国の地方交付総額の予算不足で減額調整されていた調整率の復活分が1,333万円、国の補正予算等で行う経済対策事業の地方負担分、自治体独自の地域活性化策等の取組に必要な経費分が1億4,177万円となります。

続いて、款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で8,144万8千円を減額しております。歳入歳出予算の財源調整を行っております。

以上で、議案第100号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時47分
再開 午前11時00分
-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第100号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（原田祐作君） まず、先ほど建設経済常任委員会の委員長報告で、市独自の農業者に対する施策は現在はないが、今後状況を見て判断するという答弁があったと報告がありました。委員会が開かれたのが12月7日で、今日までの間でどのような議論の経過があって、この農業者対策の施策の決定がなされたのかというところと、あとこれはちょっと全体に対してなのですが、非常にやはり多くの一般財源を使われるこの第7号の補正予算について、私は委員会で討論する必要があるのではないかと考えています。これが今定例会の委員会に間に合うような形で上程されなかった理由についても、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（守田憲史君） 1週間ほど前に、新宇城市政策研究会十数人の方から、強い、強い、この農業支援について要望を受けまして、内容を精査し、大きな民意があると認識し、方針を変えました。

○総務部長（天川竜治君） なぜこのタイミングで補正予算かと申しますと、県より国の補正予算に対しては早急に対応するように、年内に対応するようにという指導があっておりまして、今回急ぎ、補正を調整し、計上したところでございます。

○8番（原田祐作君） 今市長がお答えいただきましたことに関しては、今市長は方針の変更と言われましたけれども、市としてもその方向は継承していると、する必要はあったと認識をしておりますので、御判断いただいたということで理解をいたしました。総務部長、急ぎやるようにと言われたのは分かるのですけれども、その急ぎだったらより定例会の前でできたと思うのですけれども、そのできなかった理由とい

うのが何か具体的にあれば教えてください。

○総務部長（天川竜治君） 県の通達が来ましたのは議会中でございまして、とてもとても予算調整に間に合うような日程ではございませんでした。ただ、県から国の総合的な経済対策に呼応するよなという形で、最終日に追加上程させていただいた状況でございます。

○8番（原田祐作君） 非常にやはり困っている方に対する施策なので、私たちもしっかり議論したかったなという思いがありまして質問させていただきました。ありがとうございました。終わります。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

○21番（中山弘幸君） 農業振興費の農業者燃油燃料高騰対策支援事業の件でお尋ねをいたします。今、市長から有志から要望があったと言われましたが、それは何日ですかということが1点と、あとは今後のスケジュール、それと50万円以上の農業者とされたその50万円の根拠、それと上限が5万円というその根拠、以上4点をお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 月曜日の午後2時からだったと思います。その会議で要望を受けました。その後、方針転換をさせていただきました。

○経済部長（浦田敬介君） まずスケジュールですが、令和3年分、令和4年分の確定申告の販売額の1%で、上限額は5万円ということで事業の根幹をなしておりますので、年を明けて2月16日、令和4年分の確定申告の初日から受付を開始して、確認次第、即時交付を行っていく予定です。

それと50万円の根拠ですけれども、国の考え方は一番身近なところでいきますと農業者を対象とした農業センサス、国指定の調査がございますが、その中で50万円未満の農家の方は、自給的な要素が多いというふうに判断をしてあります。それで50万円以上を今回対象といたしました。

そして最後、5万円の根拠です。先ほど総務部長からもありましたが、普通交付税の追加交付が私どもの事業の財源の一部を占めますが、予算的に多くはございませんので、他市、例えば菊池市とか山鹿市と同様の販売額の1%、上限は他市と若干違いますが、総予算を考えまして上限を5万円を設定しました。

○21番（中山弘幸君） 月曜日ということは、私の一般質問が終わったその日ですね。今回のその予算は評価はいたします。それと50万円というのは、余り生計には影響しない、そうだと思います。その辺の対象をもうちょっと対象を絞り込んで、本来影響のあるところにメリハリのある対策ができるように、もうちょっと対象者を絞って、金額の多いところにはもうちょっと上乘せするとか、そういった議論はなされなかったのか、その点いかがですか。

○経済部長（浦田敬介君） 現在、一般質問でも御質問がありましたとおり、燃油の高騰とか肥料・資材等の高騰、それに加えて販売額も下落傾向にも一部作物がございます。畜産等については子牛の値段が市場価格で40%程度下落した、そういう特殊な部分もございます。今回経済部としては、農業全般にわたって影響が出ているという判断で、より多くの方に支援をしたいという思いで上限を設定させていただきました。

○議長（溝見友一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） これで質疑を終結します。

ここで、お諮りします。ただいま議題となっております議案第100号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第100号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第100号令和4年度宇城市一般会計補正予算（第7号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第100号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第24 各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

○議長（溝見友一君） 日程第24、各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第110条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすること

に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和4年第4回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

散会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第482号
令和4年12月7日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第81号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第85号	令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第89号	宇城市個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決
議案第90号	宇城市個人情報保護審査会条例の制定について	原案可決
議案第91号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
議案第95号	工事請負契約の締結について	可 決
議案第96号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	可 決
議案第97号	財産の取得について	可 決
議案第98号	宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について	可 決

議案第 9 9 号	熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	可 決
-----------	---	-----

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勲

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第81号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第86号	令和4年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第87号	令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第81号	令和4年度宇城市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第82号	令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第83号	令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第84号	令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第88号	令和4年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第93号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第94号	宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について	原案可決

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	坂元大介	四海公貴	村上真由子	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勲	高橋佳大	高本敬義	溝見友一	園田幸雄	福田良二	河野正明	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
議案第81号 令和4年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第82号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第83号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
案第84号 令和4年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
案第85号 令和4年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
案第86号 令和4年度宇城市水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第87号 令和4年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第88号 令和4年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第89号 宇城市個人情報保護法施行条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第90号 宇城市個人情報保護審査会条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第91号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄		○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第92号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第93号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第94号 宇城市立保育所条例を廃止する条例の制定について	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	棄		○	○	○	○	●	○	原案可決	17	2
議案第95号 工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第96号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第97号 財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄		○	○	○	○	○	○	可決	19	0
議案第98号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄		○	○	○	○	○	○	可決	19	0
議案第99号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第100号 令和4年度宇城市一般会計補正予算(第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
発議第4号 宇城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0

議長のため表決には加わりません。